

史跡佐野遺跡保存活用計画書

縄文時代晩期、北信濃佐野の地に暮らした
人びとの足跡を未来へ



令和8年（2026年）3月

長野県山ノ内町教育委員会

表紙写真 上空から見た佐野遺跡
提供：株式会社 北信エルシーネット

史跡佐野遺跡保存活用計画書

縄文時代晩期、北信濃佐野の地に暮らした
人びとの足跡を未来へ

令和8年（2026年）3月

長野県山ノ内町教育委員会

序

山ノ内町は、長野県の北東部に位置し、群馬県に接しています。町域の大部分は上信越の山々からなり、令和7年(2025年)には町全域がユネスコエコパークに登録されました。山ノ内町には、自然を楽しむ観光客が大勢訪れます。山地から流れ下る夜間瀬川の流域には温泉地が点在し、リンゴ・ブドウ・モモなどの果樹栽培を中心とした農地が広がっています。この地には原始の時代から人が住み着き、現在は「観光と農業の町」として、約11,000人の住民が暮らしています。

佐野遺跡は、昭和7年(1932年)頃から全国に知られ、昭和30年(1955年)山ノ内町発足後の昭和33・34年に初めて学術調査が実施されました。東北地方とのつながりのある多数の土器・土製品のほか、石鏃をはじめとした各種石器も出土し、縄文時代晩期を代表する重要な遺跡として確認されました。昭和50年(1975年)には遺跡の範囲確認調査を実施後、発掘現場一帯を町有地として購入し、翌51年に国の史跡として指定されました。

指定後の昭和52年には佐野遺跡保存整備計画策定委員会を組織し、町有地を史跡公園として整備してきました。また、遺跡内には住宅や商業地、道路・水道施設等もあるため、それらの新築・改築や道路工事・上下水道敷設等に伴う現状変更が必要となり、10回を超える緊急発掘調査を実施してきました。令和3・4年度には、国の補助を受けた佐野遺跡再整理事業を実施し、出土遺物の再整理を行いました。

このように遺跡の保存・活用・整備を行ってきましたが、今後も直面すると思われる現状変更への対応、未告示に関する対応、地域からの歩道設置の要望、遺跡に対する関心の低下、史跡公園の維持管理など、多くの課題が生じています。これらを含め、町の総合計画では文化財全体の保護と活用の推進に向けて取り組む方向が示されています。

そこで、史跡佐野遺跡の保存・活用をさらに充実したものにするため、令和5年に佐野遺跡保存活用計画策定委員会を設置し、これら課題への検討に着手しました。委員会のご意見をいただきながら、佐野遺跡の価値を再認識し、ここに適切な保存・活用を行っていくための現状・課題把握、大綱や基本方針、方法等を示した「史跡佐野遺跡保存活用計画」を策定しました。

今後はこの計画に基づき、北信濃山ノ内の地に花開いた縄文時代晩期の遺跡を保存・整備し、多様な活用を図りながら未来へ継承してまいりたいと思います。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導を賜りました委員各位と関係機関並びに地元住民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年(2026年)3月
山ノ内町教育委員会
教育長 竹内 延彦

史跡佐野遺跡の基本的事項

- 1 名称 佐野遺跡（さのいせき）
- 2 種別 史跡1（住居跡）
- 3 所在地 長野県下高井郡山ノ内町大字佐野
字谷地・字畑中の一部
- 4 指定日 昭和51年（1976年）12月25日
（官報告示 官報第14991号 文部省告示第178号）
- 5 管理団体 山ノ内町
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3352番地1

例言

- 1 本計画は、長野県下高井郡山ノ内町に所在する「史跡 佐野遺跡」の保存・活用に関する事項を定めた計画書である。
- 2 本計画は、「佐野遺跡保存活用計画策定委員会」で協議した内容をもとに、文化庁、長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課（令和5年度）、県民文化部文化振興課（令和6・7年度）の指導・助言を受け、山ノ内町教育委員会が事務局としてまとめたものである。
- 3 本書には、史跡佐野遺跡の整備計画を付し、保存・活用とともに整備計画の概要についても定めた。
- 4 本書に掲載した地形図・空中写真図は、国土地理院のウェブ地図ならびに山ノ内町のBIGTOWN.NETを使用した。

目 次

ページ

序	1
史跡佐野遺跡の基本的事項	2
例言	2
目次	3
第1章 保存活用計画策定の目的と経過	6
第1節 保存活用計画策定の目的	6
第2節 保存活用計画策定の経過	6
第3節 史跡指定範囲と計画対象区域および計画期間	9
第4節 関連法令・関連計画との関わり	11
第2章 史跡佐野遺跡の概要	13
第1節 史跡指定	13
第2節 位置と環境	16
第3節 発掘と成果	32
第3章 史跡佐野遺跡の価値	38
第1節 本質的価値	38
第2節 その他の価値	38
第3節 史跡の構成要素	38
第4章 現状と課題	40
第1節 保存の現状と課題	40
第2節 活用の現状と課題	48
第3節 整備の現状と課題	51
第4節 管理・運営・体制の現状と課題	55
第5章 大綱と基本方針	57
第1節 大綱	57
第2節 基本方針	57
第6章 保存管理の方向性・方法	59
第1節 地区別の保存管理の方向性・方法（基本方針1）	59
第2節 現状変更等の取扱基準（基本方針2）	63
第3節 指定地・包蔵地の範囲の明確化（基本方針3）	65
第4節 保存管理に資するために必要な調査・研究（基本方針4）	66
第5節 遺物等の適切な管理（基本方針5）	67
第7章 活用の方向性・方法	68
第1節 学びの場としての充実（基本方針1）	68
第2節 地元住民の憩い・交流の場としての充実（基本方針2）	69

第3節 魅力・情報等の発信（基本方針3）	69
第8章 整備の方向性・方法	71
第1節 史跡公園の再整備（基本方針1）	71
第2節 第1・第2史跡公園以外の整備（基本方針2）	71
第3節 史跡周辺の整備（基本方針3）	72
第9章 管理運営のための体制づくり等	74
第1節 適切な管理運営体制の構築（基本方針1）	74
第2節 支援組織の立ち上げ（基本方針2）	75
第3節 町全体の文化財調査ならびに保存活用計画策定（基本方針3）	75
第10章 実施計画	76
第1節 保存	76
第2節 活用	76
第3節 整備	77
第4節 体制構築	77
第5節 経過観察	78
引用・参考文献	80
引用・関連法令	84

挿図目次

ページ

第1図 佐野遺跡保存活用計画区域地図	9
第2図 佐野遺跡保存活用計画区域空中写真図	10
第3図 佐野遺跡の史跡指定書	13
第4図 佐野遺跡指定地域地籍図	16
第5図 佐野遺跡の位置	17
第6図 佐野遺跡周辺の地質	19
第7図 山ノ内町の月別の気温・降水量	20
第8図 山ノ内町の土地利用	20
第9図 山ノ内町の入込客数・観光消費額の推移	21
第10図 山ノ内町の鳥獣被害	22
第11図 ユネスコエコパークの核心・緩衝・移行地域	22
第12図 佐野遺跡周辺の主な文化財所在地	26
第13図 山ノ内町の遺跡分布	30
第14図 佐野式土器出土遺跡分布	31
第15図 佐野式土器	33
第16図 佐野遺跡の追加指定申請書	40

第 17 図	佐野遺跡の指定地と包蔵地（第 11 次発掘調査報告書）	42
第 18 図	佐野遺跡の発掘地点と出土遺物数	43
第 19 図	佐野遺跡指定地の種類別面積割合	44
第 20 図	佐野遺跡指定地の所有地別面積割合	44
第 21 図	佐野遺跡史跡公園計画図	52
第 22 図	佐野遺跡保存特別委員会 短信その 2	56
第 23 図	佐野遺跡の保存管理地区区分図	60
第 24 図	佐野遺跡管理運営体制図	74

挿表目次

	ページ	
第 1 表	佐野遺跡の指定地地番新旧対照表	15
第 2 表	山ノ内町の指定文化財数	25
第 3 表	山ノ内町の遺跡一覧表	29
第 4 表	佐野遺跡の発掘調査・指定・整備等の経過	34
第 5 表	佐野遺跡の発掘次別・種類別出土遺物集計表	35
第 6 表	佐野遺跡の現状変更の経過	41
第 7 表	佐野遺跡指定地の現地番別面積	44
第 8 表	山ノ内町の遺跡発掘調査	49
第 9 表	佐野遺跡保存特別委員会の構成	56
第 10 表	地区別の方向性・方法の概要	61
第 11 表	項目別の取扱基準表	64
第 12 表	指定地・包蔵地の発掘面積	66
第 13 表	佐野遺跡実施計画	77
第 14 表	経過観察点検チェックシート	78

第1章 保存活用計画策定の目的と経過

第1節 保存活用計画策定の目的

佐野遺跡は、昭和33・34年（1958・59）における最初の発掘調査（第1・2次調査）によってこの当時周辺地域では稀な縄文時代晩期の遺跡であることが確認され、昭和50年（1975）の範囲確認調査（第3次調査）を経て、翌昭和51年（1976）に国の史跡に指定された。

しかし、保存においては、指定地・包蔵地内に住宅・商業施設等の建物や道路等があることから、新改築や道路工事・上下水道設置工事等に迫られ、試掘・発掘調査・立会調査を伴いながら20回ほどの現状変更を行ってきており、今後もこのような現状変更が予想される。県道部分が未告示であるという課題も続いている。また、発掘調査した遺物について報告書は作成されたが、令和4年度までは遺物整理や台帳作成等がされておらず、調査研究が進みにくい状態であった。

活用においては、昭和55年（1980）と平成5年（1993）に史跡の一部が史跡公園として整備されたが、年月の経過に伴って十分に活用されない状況が生じている。佐野遺跡は町民の誇りとする財産であり、身近に地域および日本の歴史を学ぶ場であるが、史跡に対する住民の関心も薄くなってきており、来訪者は稀な現状である。

これら諸課題の解決を含めて、町の総合計画には、文化財の保存（総合計画書では「保護」の言葉を使用）と活用の推進に向けて取り組む方向が示されている。

こうしたことから、遺跡の保存・活用・整備を図るための計画を作成する必要があるとし、次を本保存活用計画策定の目的とする。

- (1) 史跡佐野遺跡を将来にわたって保存継承するため、史跡の本質的価値観とその他の価値及びそれらの構成要素を明らかにしたうえで、適切に保存管理していくための基本方針や方法を示し、現状変更等の具体的な取扱基準を定める。
- (2) 史跡佐野遺跡がより広く有効に活用されるために、今後の整備・活用の方針や活用事業を適切に推進していく方策・体制整備について示す。

第2節 保存活用計画策定の経過

1 委員会の設置

佐野遺跡は史跡指定から50年を迎えようとしているが、前述のとおり保存・活用において大きな課題を抱えていた。そこで町教育委員会では、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を利用して、史跡の保存整備に取り掛かった。

まず、令和3・4年度に文化財整理推進員を採用し、佐野遺跡の再整理（遺物整理、管理台帳や抄本等の作成、書類整理等）を行った。併せて、佐野遺跡への関心を高めるために、佐野遺跡を含めた町内縄文遺跡の展示や解説会・イベント等の広報活動を行った。

令和5年度より佐野遺跡保存活用計画を策定するため、佐野遺跡保存活用計画策定委員会を設置した。

2 委員会の組織

役職	氏名	所属 役職	任期年度
委員長	山本 孝文	日本大学文理学部 教授	令和5・6年度
副委員長	鶴田 典昭	おぶせミュージアム 館長	令和5・6年度
委員	浜田 晋介	日本大学文理学部 教授	令和5・6年度
	山本 興仁	山ノ内町文化財保護審議会 会長	令和5・6年度
	綿田 弘実	一般財団法人長野県文化振興事業団 長野県埋蔵文化財センター 調査指導員	令和5・6年度
	春日 雅之	佐野区長	令和5年度
	宮崎 健一	佐野区長	令和6年度
	中村 まゆみ	山ノ内町立南小学校 校長	令和5・6年度
	関 一規	北信建設事務所 所長	令和5・6年度
オブザーバー	浅野 啓介	文化庁 文化財第二課 文化財調査官	令和5・6年度
	西山 克己	長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 指導主事	令和5年度
	小池 裕貴	長野県県民文化部文化振興課 文化財専門員	令和6年度
事務局	竹内 延彦	山ノ内町教育委員会 教育長	令和5・6年度
	田中 浩幸	山ノ内町教育委員会 教育次長	令和5年度
	田村 清志	山ノ内町教育委員会 生涯学習課長	令和6年度
	秋元 素江	山ノ内町教育委員会 生涯学習係長	令和5年度
		山ノ内町教育委員会 生涯学習課 文化創造推進係長	令和6年度
	山本 啓将	山ノ内町教育委員会 生涯学習係	令和5年度
		山ノ内町教育委員会 生涯学習課 文化創造推進係	令和6年度
	畔上 不二男	山ノ内町教育委員会 生涯学習係 文化財整理推進員	令和5年度
山ノ内町教育委員会 生涯学習課 文化創造推進係 文化財整理推進員		令和6年度	

3 保存活用計画策定の経過

- 令和5年11月15日 第1回委員会 場所：ほなみふれあいセンター、遺跡現地
- ・正副委員長選出
 - ・今後の進め方の確認
 - ・計画案検討①（史跡の概要・現状・課題）
 - ・遺跡（指定地）の視察
 - ・遺物の一部展示
- 令和6年 2月21日 第2回委員会 場所：山ノ内町役場 401 会議室
- ・計画案検討②（前回の修正案、保存・活用・整備等の構想）
 - ・遺物の一部展示
- 5月10日 第3回委員会 場所：山ノ内町役場 401 会議室、遺跡周辺地域
- ・計画案の検討③（佐野遺跡の価値＝綿田委員の発表および検討保存・活用・整備等の方向）
 - ・遺跡周辺地域の視察（興隆寺、佐野神社、砂防堰堤他）
- 8月 2日 第4回委員会 場所：山ノ内町役場 401 会議室
- ・計画案の検討④（保存・活用・整備等の方針・方法）
- 11月22日 第5回委員会 場所：山ノ内町役場 401 会議室
- ・計画案の検討⑤（計画案全体）
- 12月17日 文化庁へ計画案内容確認依頼
- 令和7年 2月20日 計画書の内容について web 協議（文化庁・県・町）
- 令和8年 3月 計画案決定、文化庁へ計画書提出



第1回 佐野遺跡現地視察



第2回 会議



第3回 佐野遺跡周辺地域の視察



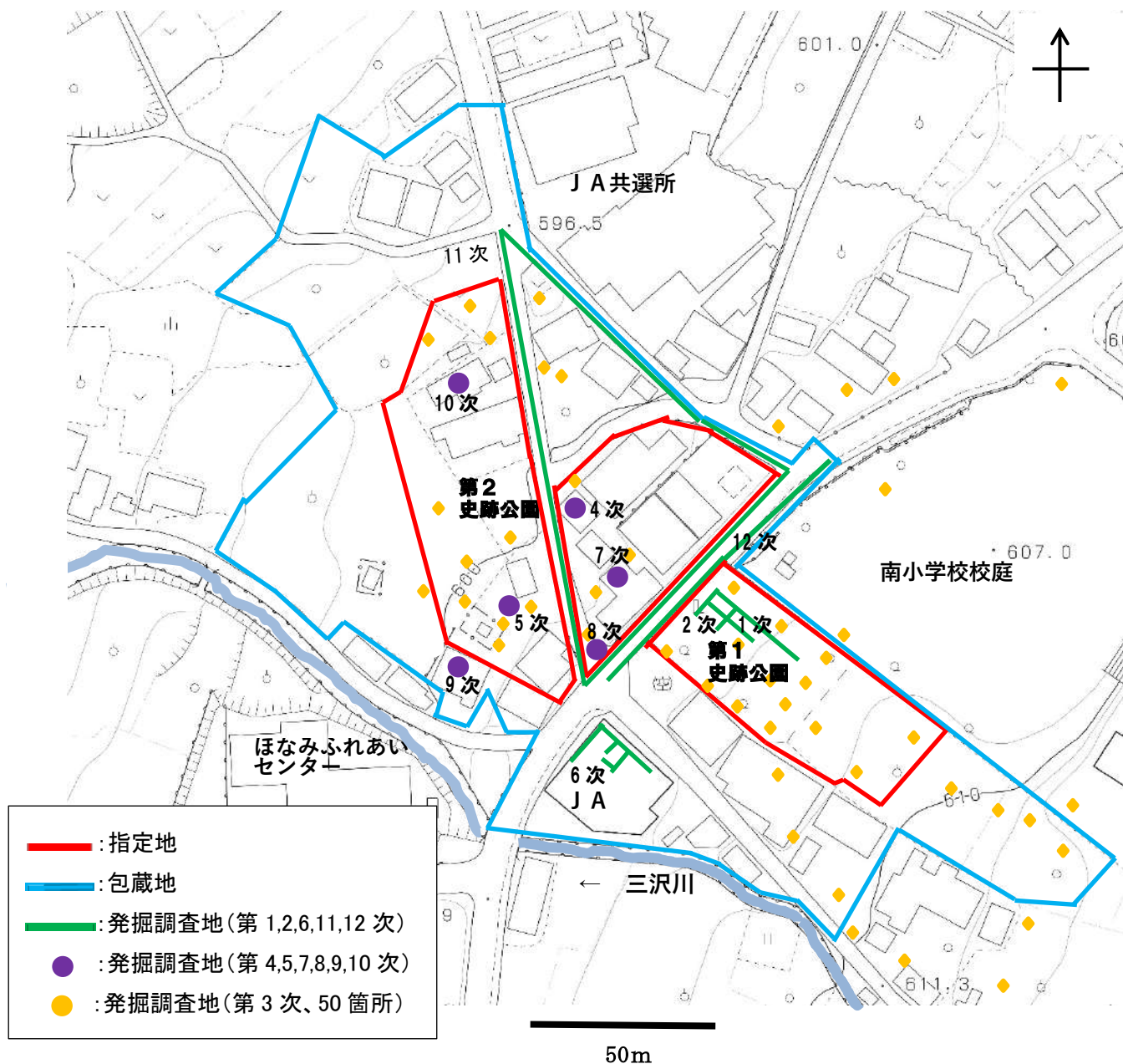
第4回 会議

第3節 史跡指定範囲と計画対象区域および計画策定期間

町から文化庁へ平成18年7月5日付けで申請した「周知の埋蔵文化財包蔵地の変更について」の添付地図に基づき、史跡指定範囲（指定地）は第1図・第2図に示すとおり告示された。ただし、指定地内における道路敷（県道部分を除く）および水路敷は指定地に含めた。

本計画対象区域は、基本的には埋蔵文化財包蔵地（以下、「包蔵地」という。）の範囲とする。ただし、整備や活用の際しての広域的な部分については、その周辺地域を含む町域を範囲とする。

本計画の策定期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日とする。計画案の修正に伴い、計画内容の決定は令和8年（2026年）3月となった。



第1図 佐野遺跡保存活用計画区域地図（指定地・包蔵地・発掘地図）



— : 指定地
— : 包蔵地

50m

第2図 佐野遺跡保存活用計画区域空中写真図（指定地・包蔵地図）

第4節 関連法令・関連計画との関わり

1 関連法令とのかかわり

(1) 文化財保護法

佐野遺跡の指定地内で現状変更及び遺跡に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁に申請し許可を得なければならない。また、指定地を除く包蔵地内で土木工事を行う場合、民間事業者には、文化財保護法第93条による届出、国・県・市町村、文化財保護法施行令第1条の政令で定める法人の事業者には、文化財保護法第94条による通知の提出が必要となる。

(2) 都市計画法

山ノ内町のほぼ全域が都市計画区域となっており 3,000 m²以上の宅地などを開発する場合は事前に県知事の許可が必要になる。

(3) 河川法

佐野遺跡付近に一級河川の三沢川があるため、河川区域(護岸の外側から最大1.3m以内)及び保全区域(河川区域から最大18m以内)で事業を行う場合は県への届出が必要である。

(4) 土砂災害防止法

佐野遺跡は土砂災害警戒区域および土石流危険区域内に位置している。土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設の場合、所有者が避難確保計画の作成及び防災訓練の実施に加えて、町への報告が義務付けられている。

(5) 農地法

佐野遺跡包蔵地内には多くの農地が存在する。史跡の整備等により、農地を農地以外の目的に供する場合は、県知事の許可を得なければならない。また、農地を史跡の保存活用のために公有地化する場合は県知事の許可を得なければならない。

転用面積が4ha以下の場合は町農業委員会を經由し県知事へ、4ha以上の場合は県知事を経由して農林水産大臣に許可書の提出が必要になる。

(6) 山ノ内町景観条例

一定規模以上の建物の建築、外観の変更、または屋外看板等の設置や塗り替えなどをする場合、山ノ内町景観条例の規定により届出が必要となる。

2 関連計画との関わり

(1) 山ノ内町総合計画(第6次)

山ノ内町では令和3年度から12年度までの10か年を基本構想、7年度までの5か年を前期基本計画としている。これらに基づく事務事業を定める実施計画については、3か年を計画期間とし、社会情勢や財政状況の変化に柔軟に対応するためローリング方式により毎年度見直しを行うこととして、総合計画(第6次)を策定している。

「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土(まち)」を将来像に掲げ、文化財関係については次のように目標や施策を定めている。

基本目標 「未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土(まち)」

基本施策 「未来につながる文化に親しむ」

「本町の豊かな自然・歴史・文化の中で、郷土への誇りと愛着を育み、伝統と芸術文化の価値を学び親しむ機会の提供により町民意識の向上を図ります。さらに、先人たちから受け継いだかけがいのない文化遺産を、次世代へ継承するための環境づくりを進めます。」

前期基本計画

第3章「未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土（まち）」

第3節「未来につながる文化に親しむ」

1. 伝統・文化

(1) 文化財の保護と活用

施策目標「町民が文化財を誇りに思い、大切に次の世代へ引き継げるよう普及啓発と適切な管理・保存に努めます。また、本町の文化的資源として地域振興に積極的に活用します。埋蔵文化財の発掘や的確な調査研究を推進するとともに、新たな文化財の指定・登録についても研究を進めます。」

施策方針1（有形文化財の保存）

- ◆国・県・町指定有形文化財の保護、保存、活用を図ります。
- ◆新たに指定・登録する文化財については、登録有形文化財制度等を活用し、本町の財産として保護を促進します。

施策方針3（文化財の調査研究）

- ◆必要に応じて埋蔵文化財包蔵地の位置調査について検討します。

施策方針4（文化財保護意識の拡大）

- ◆町民の文化財保護意識について、普及啓発の推進を図ります。

(2) 町文化を生かした交流支援

施策目標「本町の歴史や文化、芸能の保存、伝承するとともに、歴史に慣れ親しむ機会を創出します。」

施策方針1（歴史・文化の普及啓発の推進）

- ◆町内で開催されるイベント等にあわせ、歴史や文化に親しむ機会を創出します。

2. 町民文化

(1) 文化芸術活動の充実

施策目標「文化祭や各種イベント等を開催し、幅広く町民が文化芸術とふれあうことができる鑑賞機会の充実に努めます。」

施策方針1（特色ある地域の歴史・伝統・文化芸術活動の充実）

- ◆地域の歴史、伝統、文化を、地域資源・観光資源として活用し情報発信による地域活性化を図ります。

第2章 史跡佐野遺跡の概要

第1節 史跡指定

1 史跡指定に至る経過

佐野遺跡は昭和初期から知られており、全国の縄文土器の編年大綱を確立した山内清男は、佐野遺跡を長野県の縄文時代晩期の代表遺跡と位置づけた。昭和33・34年(1958・59)、永峯光一を団長として初めての学術発掘調査が行われた。永峯は第1・2次調査出土土器を分析し、連鎖状三叉文・鍵の手文・粗大な工字文の文様を特徴とする土器群を「佐野式土器」と命名(佐野Ⅰ式・佐野Ⅱ式の型式設定)した。その内容を昭和42年に刊行した報告書『佐野』で提示し、以後中部地方の縄文時代晩期前半の標式土器として時期決定の基準となっている。また佐野式土器は東北地方の大洞式と文様や器形の類似性が認められ、当時東北地域との交流を示す資料として重視された。

その後昭和49年(1974)には長野県考古学会佐野遺跡保存特別委員会が北信地方の学会員を中心に結成され、開発から遺跡を守る遺跡保存運動が展開された。そして翌50年(1975)に遺跡範囲確認調査がされ、発掘調査地一帯(東西約120m、南北約80m)の面積約8,000㎡部分(昭和51年2月19日付け史跡指定申請書には8,103.13㎡)が51年(1976)12月25日付けで国の史跡として指定された(第3図)。

庁保記第 9の73号		(イ) 説 明
山ノ内町		佐野遺跡は、山ノ内盆地の南西部の扇状地に所在する縄文時代晩期の集落跡である。遺跡は、扇状地の緩斜面上で約150メートルの広がりを示し、上方部には7割の壘石遺構の集中的存在が確認され、周辺から大量の土器及び石器が出土した。土器は佐野式として中部地方の標式とされている。また、東北地方に発達する縄文式の皿、壺等が相当量発見されており、当時の交易関係を解明する資料として重要である。
文化財保護法(昭和25年法律第214号)第67条第1項の規定により、下記イの記念物を下記エに基づいて史跡に指定します。		
昭和51年12月25日		佐野遺跡は、中部地方において数少ない縄文時代晩期の大規模で豊富な遺物を出土する遺跡として代表的なものである。
文部大臣 海部 俊 博		
記		
イ (1) 名 称	佐 野 遺 跡	
(2) 所在地及び地帯	別添のとおり	
エ (1) 指 定 理 由		
イ (イ) 基 準	特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(史跡)(住居跡)による。	

第3図 佐野遺跡の史跡指定書

2 史跡指定の内容

- (1) 名 称 佐野遺跡
- (2) 種 別 史跡1（住居跡）
- (3) 指定理由

志賀高原の湖沼地帯に源を発する夜間瀬川は、ほぼ西に流れをとりながら千曲川に合流する。この夜間瀬川中流域に形成された山の内盆地の南西部、内角間川の扇状地に所在する縄文時代晩期の集落跡である。

大正末年から昭和初年にかけて、本遺跡出土の亀ヶ岡式土器が八幡一郎氏らによって「奥羽文化南漸資料」の基礎資料として学界に紹介された。その後、昭和三三・三四年、神田五六、永峯光一両氏によって発掘調査が実施され、また昭和五〇年山ノ内町教育委員会が遺跡の範囲を確認するための調査を実施している。

遺跡は、扇状地の上方で標高約六〇七メートル、下方で五九五メートルの緩斜面上で約一五〇メートルのひろがりを示している。遺跡の下縁は湧水帯にあたり、豊富な水量を湧出している。遺跡の斜面上方部には七基の集石遺構が集中的に存在し、周辺から大量の土器・石器が出土した。土器は晩期前半から中葉に属するもので、佐野式として中部地方の標式とされている。また、東北地方に発達する亀ヶ岡式の皿・壺・注口土器などが相当量搬入されており、当時の交易問題等を解明する資料として重要である。石器としては千数百点にのぼる大量の石鏃をはじめ、石斧、石錐、石匙、石剣、玉類がある。その他土偶、土製耳飾、スタンプ状土製品、独鈷形土製品、土製円板など多岐にわたる種類がみられる。

中部地方では、縄文時代後期から晩期にかけて、遺跡は大巾にその数を減少するが、その中でも規模が大きく、豊富な遺物を出土する本遺跡は、中部地方における縄文時代晩期の代表的な集落跡として重要なものである。

- (4) 官報告示 昭和51年12月25日付け 文部省告示第178号

3 指定範囲

- (1) 官報第14991号 文部省告示第178号

山ノ内町大字佐野字谷地

613番ノ1,4、614番ノ614番ノ1,2,4,6,9,11,12,13,14,15,16,17,18,20、
616番ノ2、621番ノ6,9,10,11,12,13、622番ノ5

山ノ内町大字佐野字畑中

1174番地ノ1、1175番地ノ1、1176番地ノ1,2

これら地域内に介在する道路敷（県道中野角間線及び宮村湯田中停車場線に係る部分を除く。）及び水路敷を含む。

*第4図は指定申請時に添付して提出した図面（指定地域地籍図）である。

(2) 国土調査後の登記

字畑中は平成9年、字谷地は平成10年に登記された。第1表は、指定時とその後に行われた国土調査後の登記簿による地番の新旧対照表である。

なお、県道に含まれる道路（地番等）は次のとおりである。

○中野角間線

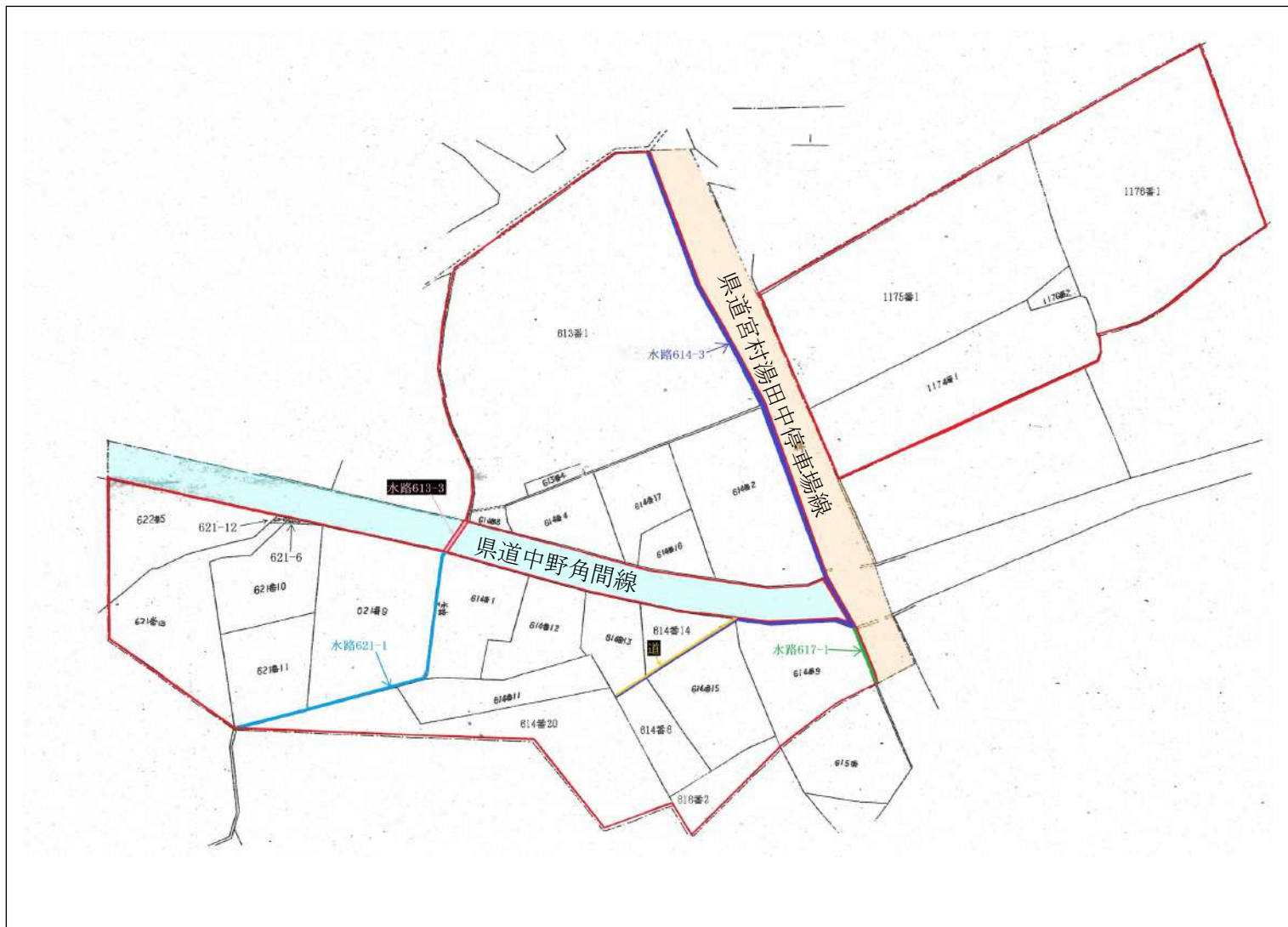
621番3（一部）、614番5、614番7、614番8、614番26東隣の「道」

○宮村湯田中停車場線

水路614番3南隣の「道」（一部）、水路617番1南隣の「道」（一部）、1173番2（一部）

第1表 佐野遺跡の指定地地番新旧対照表

No.	字	旧地番	面積(m ²) 指定時の実測	新地番	面積(m ²)	変更等	現地目・所有者等
1	畑中	1174番1	530.3				
2	畑中	1175番1	922.15	1174番地1	1459	合筆	雑種地(町)
3	畑中	1176番2	26.46				
4	畑中	1176番1	1004.22	1176番地1	1175		畑(個人)
5	谷地	613番1	1725.47	613番地1	1697.41	合筆	宅地(農協)
6	谷地	614番18	15				
7	谷地	613番4	16.45	614番地4	158.22	合筆	宅地(個人)
8	谷地	614番4	133.56				
9	谷地	614番1	198.74	614番地1	225		公園(町)
10	谷地	614番6	112.8	614番地28	101	分筆	水道用地(町)
11	谷地	614番15	235.25	614番地6	177	合筆	雑種地(町)
12	谷地	614番9	245.48	614番地9	228.01		宅地(個人)
13	谷地	614番11	160.08	614番地11	134		畑(個人)
14	谷地	614番12	150.38	614番地12	130		公園(町)
15	谷地	614番13	111.58	614番地13	214.92	合筆	宅地(町)
16	谷地	614番14	75.88				
17	谷地	614番2	410.67	614番地2	361.58		宅地(個人)
18	谷地	614番16	76.54	614番21	41	分筆・合筆	公衆用道路(県)
				614番地16	28.42		宅地(個人)
				614番地23	29.6	分筆	宅地(個人)
				614番17	145.92	分筆・合筆	宅地(個人)
19	谷地	614番17	145.64				
20	谷地	614番20	427.12	614番地20	430		畑(個人)
21	谷地	616番2	79.66	616番地2	81.8		宅地(個人)
22	谷地	621番6	2.24	621番地6	34.45		宅地(個人)
23	谷地	621番9	413.46	621番地9	418.74		宅地(個人)
24	谷地	621番10	199.58	621番地11	387.42	合筆	宅地(個人)
25	谷地	621番-11	178.88				
26	谷地	621番12	2.71	621番地2(一部)	257.54	合筆	畑(個人)
27	谷地	621番13	305.73				
28	谷地	622番5	171.83	622番地5	238		畑(個人)
29	谷地	613番3	5.53	613番6	5.53	介在する水路敷 分筆	用恵水路(町)
30				614番地26	15	介在する水路敷 分筆	用恵水路(町)
31	谷地	614番3	142.8	614番地27	28	介在する水路敷 分筆	用恵水路(町)
32				614番3(一部)	98.79	介在する水路敷 分筆	用恵水路(町)
33	谷地	617番1	7.09	617番地1(一部)	7.09	介在する水路敷	用恵水路(町)
34							
35	谷地	621番1	47.16	621番1(一部)	47.16	介在する水路敷 分筆	用恵水路(町)
36	谷地	道(614番27北隣)	17.48	道(614番27北隣)	17.48	介在する道路敷	道(町)
		合計	8297.92	合計	8373.08		



第4図 佐野遺跡指定地域地籍図
(水路・道・県道名等加筆)

第2節 位置と環境

1 遺跡の位置

佐野遺跡は、長野県北東部の下高井郡山ノ内町大字佐野字畑中および字谷地の一角に所在する。経緯度位置は、遺跡の標識付近で北緯 36 度 43 分 50 秒、東経 138 度 27 分 80 秒。日本海（上越）までは約 50 km、太平洋（東京湾）までは約 180 km の距離である。標高は約 600m。周囲を上信越の山々に囲まれ、東側は志賀高原となっている。遺跡は、長野盆地の北東の一角をなす山ノ内盆地の中南部に位置し、北側に千曲川の支流である夜間瀬川（横湯川）が西流する。行政的には、山ノ内町は東が群馬県中之条町、南が上高井郡高山村、西が中野市、北が下高井郡木島平村・栄村に接している（第5図）。



第5図 佐野遺跡の位置

2 自然的環境

(1) 地形



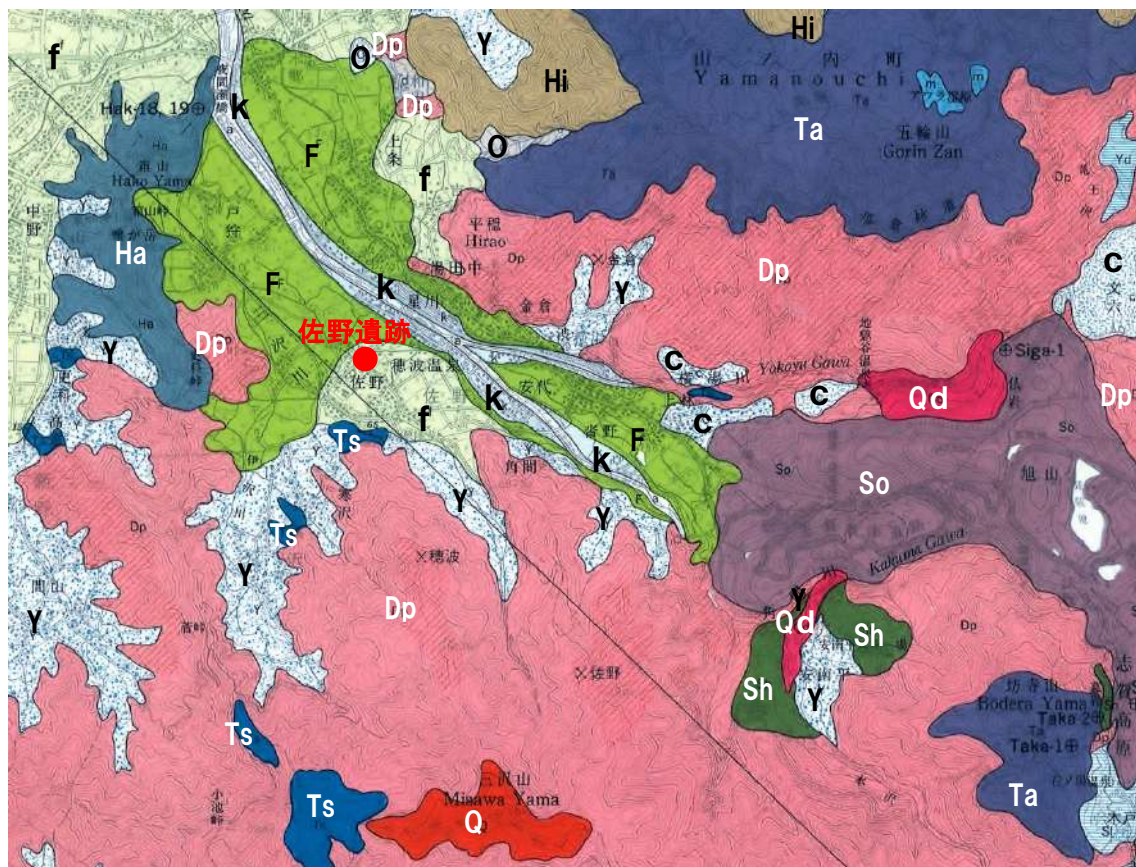
佐野遺跡周辺風景（北より望む） 写真提供：株式会社 北信エルシーネット

佐野遺跡が位置する山ノ内盆地は、上信越の山々に囲まれている。東側には標高 2,000m を超える志賀高原の山々が聳え、北・南・東側には志賀高原から伸びる支尾根が連なり、西へ徐々に標高を落とす。盆地は、主に志賀高原の中央火口丘である志賀山一帯を源とする本流の夜間瀬川（横湯川）およびその支流の堆積作用によって形成された。盆地の地形は高位より佐野面、湯田中面、夜間瀬川面で形成されている。佐野遺跡は佐野面にあり、この面は横湯川と角間川（横手山・笠ヶ岳一帯を源流）およびその支流（三沢川、伊沢川など）によってつくられた複合扇状地である。佐野遺跡がある佐野面の表面は三沢川扇状地となっており、遺跡は西下がりの緩やかな扇状地面（傾斜は約 300m で 20m の落差）の扇央部に立地している。三沢川（別名：北三沢川、内角間川）は遺跡南東に聳える三沢山（1,504m）を源とする伊沢川支流である。西には北信五岳（北から斑尾山、妙高山、黒姫山、戸隠山、飯縄山）を望む。盆地から外に出る道としては、北の木島平方面へは赤坂峠、飯山方面へは夜間瀬川通り、西の中野・長野方面へは更科峠、南の山田・須坂方面へは菅峠・小池峠、東の群馬方面へは草津道を通して草津峠・渋峠が使われてきた。こうした地形や景観は、当時の自然環境を彷彿させ、その生活を考える背景となりうる。

(2) 地質

佐野面は更新世の堆積物で形成された洪積台地で、夜間瀬川が原初に盆地を形成した面であり、砂礫層からなっている。この層には細砂または粘土が挟まれた層が見られる。佐野遺跡のすぐ近くにも 2 層の粘土層があり、地元では「赤粘土」「青粘土」と呼んでいた。礫は主にひん岩、黒色緻密な安山岩の垂角礫・垂円礫で、遺跡付近では最大径 50 cm 以下であ

る。下部の基盤岩はひん岩で、山ノ内町では温泉源の岩である。遺跡の遺物包含層は、礫を含んだ黒色土である。佐野遺跡のすぐ南には黒色頁岩層がある（第6図）。遺跡近くのこうした地質状況は、遺跡と地質との関係の究明につなげることができる。



新第三紀層 (記号は白字)

- Ts 黒色頁岩 (高井頁岩層)
- Ta 輝石安山岩溶岩及び火砕岩 (高井火山岩類)
- Ha 輝石安山岩溶岩及び火砕岩 (箱山火山岩類)
- So 輝石安山岩溶岩及び火砕岩 (志賀山古期火山岩類)
- Sh 緑色火砕岩・安山岩溶岩及び泥岩 (志賀緑色火山岩層)
- Q 石英斑岩 (貫入岩) Qd 石英閃緑岩 (貫入岩) Dp 閃緑斑岩 (貫入岩)

第四紀層

- Hi 輝石安山岩溶岩及び火砕岩 (平穏火山岩類)
- F 礫及び砂 (古期扇状地堆積物) f 礫及び堆積物 (新期扇状地堆積物)
- O 礫・砂・泥 (古期土石流堆積物) Y 礫・砂・泥 (新期土石流堆積物)

第6図 佐野遺跡周辺の地質

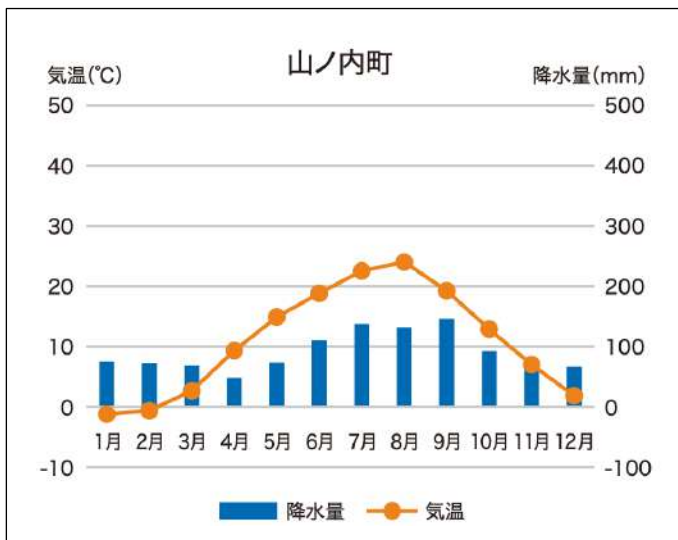
通産省工業技術院『中野地域の地質』1992年の地質図より一部抜粋

(3) 水、生態

遺跡のすぐ南隣に三沢川が西流し、遺跡下（西側）には湧水帯が続く。三沢川の水は佐野遺跡上流で中性（PH6.8）を示し、飲料水に用いられてきた。本流の夜間瀬川は遺跡の北東側約1kmにあり、比高10～15m程の段丘崖が続いている。千曲川に西大滝ダム（飯山市・野沢温泉村、昭和14年竣工）ができる以前は、夜間瀬川にもサケ・マスが遡上していた。現在、佐野遺跡周辺の山地にはシカ・イノシシ・クマなどの野生動物が生息し、果樹や野菜等に被害がある。遺跡を取り巻く当時の生活環境を想定できる環境があるといえる。

(4) 現在の気候

内陸に位置するので、夏は暑く冬は寒い。年平均気温は11.1℃だが、年較差は25℃になる。年降水量は約1,100mmで、月別では4月が最少（47mm）で、9月が最高（143mm）である（第7図）。冬は北西季節風の影響を受け、降雪が多い。積雪は志賀高原では2mを超え、山ノ内盆地底部では例年数10cm、最大で1mほどである。盆地底部では初雪が11月下旬頃、終雪が4月上旬頃で、4か月程が積雪期間となる。



第7図 山ノ内町の月別の気温・降水量

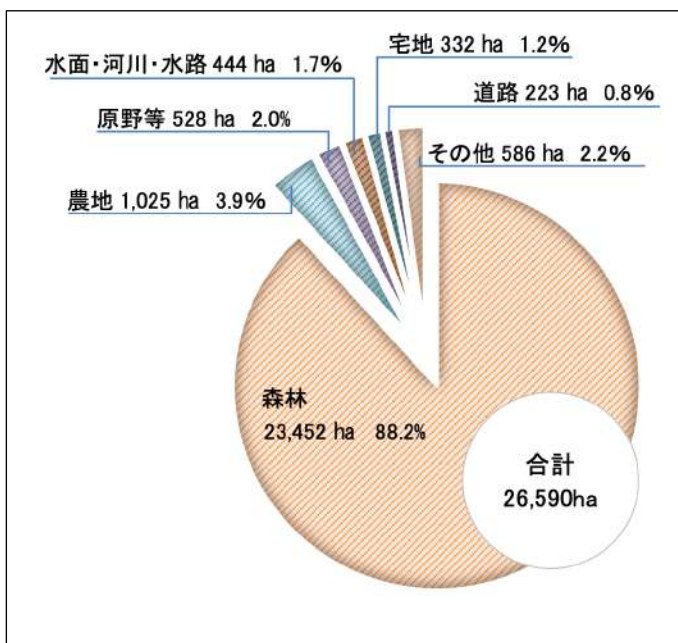
(山ノ内消防署＝佐野遺跡の北約1km地点)

1981年～2010年の平均値『やまのうちの自然とくらし』

3 歴史的環境

(1) 山ノ内町の現況

山ノ内町は、長野県の北東部に位置し、東西約39km・南北約12km、面積約266km²の行政区域を有する。標高2,000m級の山々（町内最高峰の裏岩菅山2,341m、横手山2,307m、志賀山2,035mなど）が連なる上信越高原の一角に位置し、標高800m以上の地域および山林原野が9割近くを占める山岳的性格が強い地域である（第8図）。



第8図 山ノ内町の土地利用 『町勢要覧2024』

令和6年の人口は約11,000人で、昭和30年をピークに半減した。世帯数は約5,000だ

が、人口減少・少子高齢化が課題となっている。

産業面では観光と農業が盛んである。

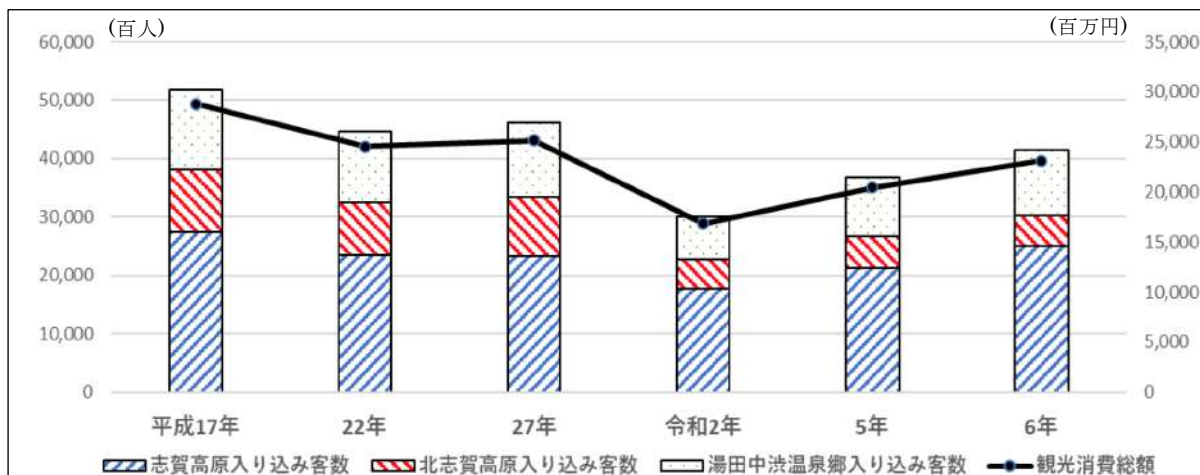
観光では、町内に温泉旅館を中心とする 220 軒ほどの宿泊施設があり、特に山麓の湯田中洪温泉郷（洪、安代、地獄谷、湯田中、新湯田中、星川、上林、穂波、角間の温泉地）は湯量が豊富な温泉地となっている。「スノーモンキー」で有名な地獄谷野猿公苑は外国人観光客で賑わう。山地部の志賀高原・北志賀高原は国内屈指のスキー場で、スキー・スノーボードのほか避暑・合宿・散策などで観光客が訪れる。令和6年の町内全体の観光客数は約 400 万人、観光消費額約 250 億円（第9図）。外国人旅行者（主はオーストラリア、アメリカ合衆国、アジア地域）は平成15年以来増加し続け、令和元年には宿泊者数が年間10万人を超えた。



志賀高原・高天ヶ原スキー場



地獄谷野猿公苑

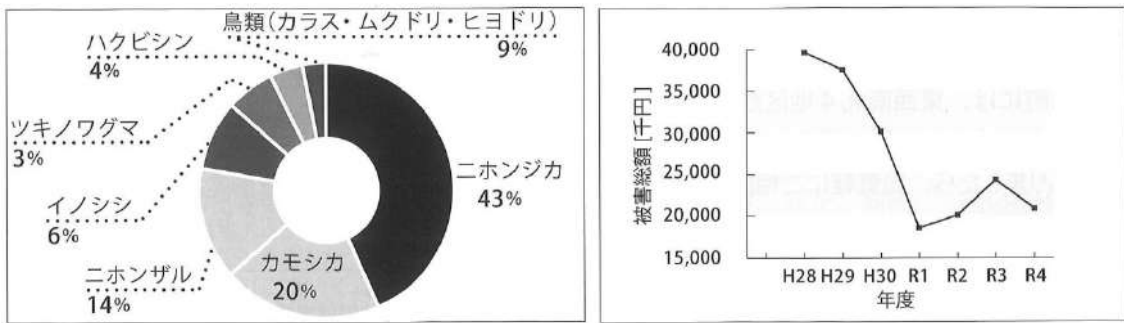


第9図 山ノ内町の入込客数・観光消費額の推移 『町勢要覧2024』

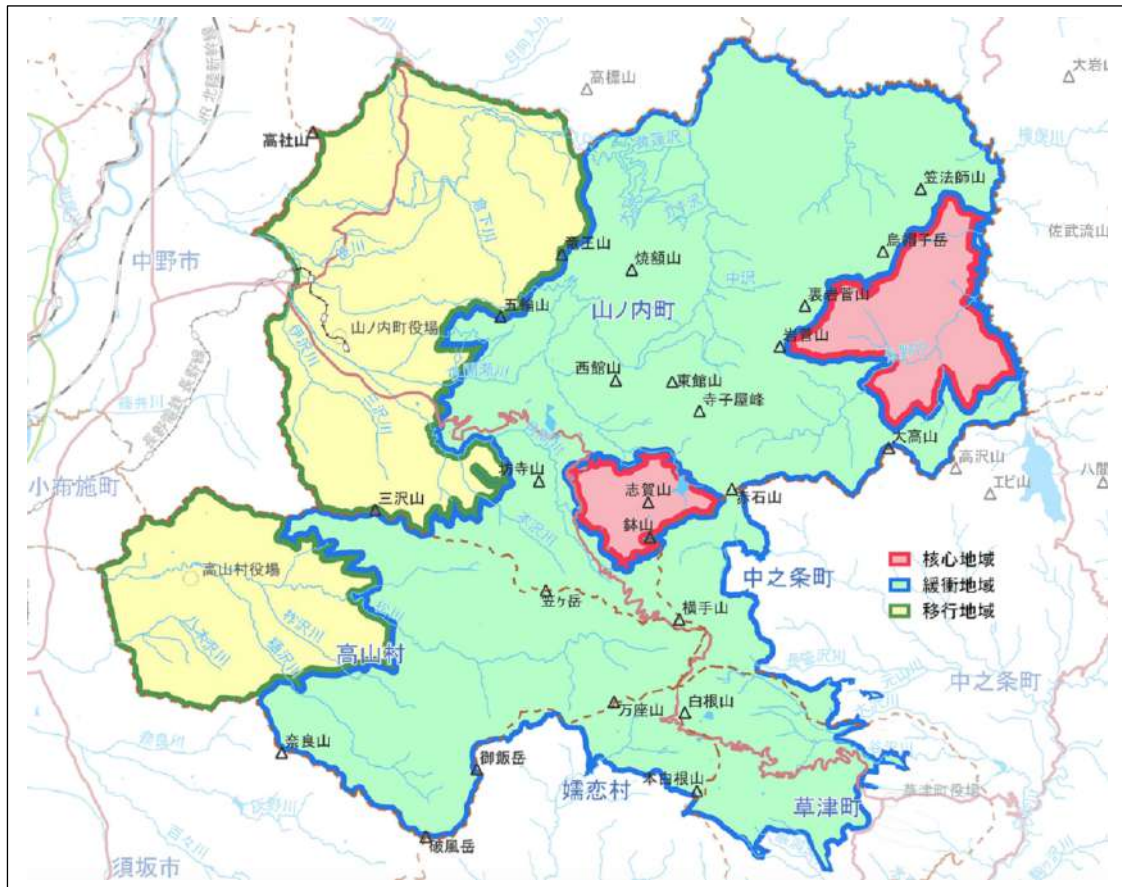
農業は、豊かな自然を生かして盆地部で営まれている。リンゴ・ブドウ・モモを主とした果樹栽培が盛んで、菌類・水稲を含めた品質向上とブランド力の強化に取り組むとともに、「SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域)」の認定など食と農産物、観光の連携を推進している。ここでは後継者不足や鳥獣被害（第10図）が課題となっている。令和4年度の鳥獣による農作物被害額は約 2,100 万円であった。



りんご栽培（夜間瀬本郷地区 奥は高社山）



第10図 山ノ内町の鳥獣被害（左：鳥獣種類 右：被害総額の推移）『町勢要覧 2024』



第11図 ユネスコエコパークの核心・緩衝・移行地域 山ノ内町HP・志賀高原ユネスコエコパークHP

当町はユネスコエコパークの町でもある。志賀高原一帯は志賀高原ユネスコエコパークとして昭和55年（1980）に登録されたが、平成26年（2014）には移行地域が新たに設定され、令和7年（2025）には山ノ内町全域がそのエリアとなった（第11図）。

町内の学校（小学校3校と中学校1校）は全てユネスコスクールに登録され、全学年・学級でSDGs（持続可能な開発目標）の基本理念に基づいたESD（持続可能な開発のための教育）活動に取り組んでいる。環境調査、地域見学、遠足（23頁写真①）、栽培活動など、学年・学級ごとに現地を訪れて地域や自然・歴史から学ぶ活動を積極的に行っている。次ページはその一例である。

- 南小5年（令和元年度） 共同浴場ってどんなところなのだろう
- 南小2年（令和2年度） わたしたちとりんご
- 南小6年（令和3年度） 川の上流部の学校で考える, つなげる[きれいな志賀高原の水]
- 南小1年（令和4年度） はたけはおいしいね ～栽培活動を通して～
- 南小3年（令和4年度） 山ノ内町SDJs探検隊!
- 南小6年（令和5年度） 温泉を知ろう ～地域の温泉探検～
- 西小2年（令和3年度） 炭焼きをしよう
- 西小1年（令和4年度） ウコッケイさんといっしょに生活しよう
- 西小3年（令和4年度） 山ノ内町のじまんの作物を育てよう
- 西小4年（令和4年度） 前坂大根を作ろう!
- 西小4年（令和5年度） ふるさとの川を知ろう（写真②）
- 西小5年（令和5年度） 山ノ内自慢の雪白舞（水稻）を育てよう（写真③）
- 西小6年（令和5年度） 山ノ内町をPRしよう!
- 東小1年（令和5年度） 畑で野菜を育てよう。モルモットと仲良しになろう。
- 東小2年（令和5年度） ぼく、わたしのやさいをそだてよう!花手水を調べよう
- 東小4年（令和5年度） コカリナの音色と共に思いを伝えたい
- 東小5年（令和5年度） 雪白舞（水稻）をつくろう
- 東小6年（令和5年度） 山ノ内の魅力を調べ発信しよう。YOUは何しに山ノ内へ?
- 中学1・2年（令和4年度他） 山ノ内町の環境と生活（写真④⑤）
- 中学2年（令和5年度） 山ノ内町の温泉

佐野遺跡の学習に関しては、南小学校6年生が令和4年度に佐野遺跡について学び（総合的な学習の時間、社会科）、学校敷地に竪穴住居を建設した（写真⑥）。中学校でも令和4年度に佐野遺跡を現地見学して説明を受け、縄文時代の環境や生活について学んだ。地域の歴史学習・環境学習はESDに欠かせないものとして実践されている。



①志賀高原遠足（東小3・4年）



②剣沢ダム見学（西小4年）



③稲刈り（西小5年）



④水資源調査（中学2年）



⑤外来植物除去活動（中学2年）



⑥竪穴住居建設（南小6年）

(2) 山ノ内町の歴史の変遷

上林や前坂などで旧石器時代の遺物（削器等）が出土しており、縄文・弥生時代の遺跡も町内各所に散在する。土器・石器の出土から縄文時代には他地域とのつながりを持ちながら狩猟・採集の生活をしてきたことが分かった。伊勢宮遺跡（夜間瀬本郷）では柄鏡形敷石住居やその他の住居が確認されており、定住生活を示している。

古墳時代後期には古墳の築造があり、夜間瀬本郷を中心に町内で 10 基ほど確認されている。

古代には高井郡に属し、中世にかけて御牧（笠原牧・金倉井牧）が存在したことから、馬の飼育が行われ、盆地部で開発が進んだと推測される。鎌倉時代には夜間瀬に藤原一族が進出し、「夜交」を名乗って支配した。洪の温泉寺は密教寺院の伝承があり、湯田中には蔵王権現を祭る小祠があり、修験の存在を物語る。上条の善応寺は吉沢で山崩れに遭ったという伝承があり、室町時代に山ノ内に進出した高梨氏が再興した。諏訪上社史料などに菅・戸狩・田中（湯田中）・夜交（夜間瀬）・金倉などの地名が見られることから、中世には町内に郷村が存在し、諏訪上社の祭神を勧請していたといえる。戦国時代には甲斐の武田信玄が進出し、越後の上杉謙信・景勝と争い、山ノ内の夜交・小島（菅）らの武士と庶民等が戦時を生き抜いていた。

江戸時代、行政上は、初期には領主の交代が相次いだ。夜間瀬・上条・戸狩・寒沢の 4 村は元禄 13 年（1700）より幕府領、田中（沓野を含む）・佐野の 2 村は元和 8 年（1622）より松代藩領となって幕末を迎えた。住民の大半は百姓であり、堰を引き、田畑の開墾を進めた。洪水等による自然災害や冷害による飢饉もあったが、その都度復旧復興に努めてきた。山は、



上 削器（上林中道南遺跡出土）



下 神子柴型石斧（北ノ窪遺跡出土）



湯宮古墳（石室内部）



温泉寺



須賀川の竹細工（昭和 30 年頃）

地元だけでなく中野地域の村々の入会地として、燃料・建築材・飼料・肥料等の採取に広く利用された。後期には、江戸―草津―山ノ内―善光寺を結ぶ街道（草津道、善光寺道）が賑わい、多くの人や物、情報が往来した。

明治時代、養蚕業のほか、須賀川ではネマガリダケ（チシマザサ）を用いた竹細工、平穏では白箸作り・ろくろ細工が盛んになり、炭焼きや菜種栽培も行われていた。金倉・角間・佐野には蠟滑石の鉱山があり、大正から昭和中期に採掘された。

昭和2年（1927）には長野電鉄山ノ内線が開通し、県外からも多くの温泉客やスキー客が訪れるようになり、新たな観光業が生まれた。

昭和30年（1955）、平穏町（湯田中、沓野、上条）・穂波村（佐野、菅、寒沢、戸狩）・夜間瀬村が合併して山ノ内町が誕生した。

戦後は、桑畑や水田がホップ・葉たばこ・果樹（リンゴ・ブドウ・モモ等）の園地に転換され、新たな農業地帯を形成した。昭和40・50年代には水田減反政策や農業構造改善事業の実施に伴って、小さな田畑は大規模区画化され、農道や水路が整備され、農業の機械化や果樹園地化が進んだ。観光業も発展し、温泉地では増改築した旅館・ホテルが立ち並んだ。志賀高原・北志賀高原にはスキー場の開設とともにホテルや民宿・ペンション、寮（保養施設）、別荘などが建築され、日本有数のスキーリゾート地に変貌した。平成10年（1998）には長野冬季オリンピック・パラリンピックが開催され、志賀高原はアルペン・スノーボードの会場となった。「スノーモンキー」の地獄谷野猿公苑とともに、世界的に名が知られ、外国人が訪れる観光地となっている。

（3）山ノ内町の文化財

現在、山ノ内町には82の指定文化財がある（第2表）。このうち、史跡佐野遺跡周辺で見学可能な



志賀草津高原ルート（昭和41年開通）



農業構造改善事業（須賀川地区）



長野冬季オリンピック
（焼額山での男子回転競技）

第2表 山ノ内町の指定文化財数

国指定	重要文化財	1
	史跡（佐野遺跡）	1
	天然記念物	4
	特別天然記念物	1
	登録有形文化財	14
県指定	県宝	1
	天然記念物	6
	選択無形文化財	1
町指定	有形文化財（町宝）	12
	史跡	16
	有形民俗文化財	6
	無形民俗文化財	2
	天然記念物	14
	名勝	3

主な文化財としては以下のものがあげられる。

- ①佐野神社本殿（重要文化財。極彩色の一間社流れ造。天正 20 年の墨書銘がある）
- ②木造阿弥陀如来坐像（県宝。佐野の興隆寺本尊で、平安時代の制作）
- ③興隆寺の杉並木（町天然記念物。参道両側に並ぶ 68 本の大木の杉）
- ④煙嵐勝処（町史跡。松代藩士佐久間象山の別荘予定地で、「風光明媚な地」の意）
- ⑤佐久間象山遺沢の碑（町史跡。勝海舟撰文揮毫による佐久間象山の顕彰碑）
- ⑥菅のトガ（町天然記念物。推定年齢 500 歳、胸高幹囲約 4 m で町最大のトガの木）
- ⑦菅の高札（町有形民俗文化財。秋葉・妙義・白山の祠が並ぶ切妻社殿型の木造建築）
- ⑧渋の地獄谷噴泉（国天然記念物。横湯川の河床で蒸気を数mの高さに噴出する）
- ⑨地獄谷のサル（町天然記念物。露天風呂に入るスノーモンキーとして世界的に有名）
- ⑩弥勒石仏（町史跡。地中植込み式の石仏。大治 5 年の銘は石仏として県内最古）
- ⑪夜間瀬川砂防堰堤（登録有形文化財。大正～昭和初期、横湯川に造られた 8 基）
- ⑫長野電鉄旧湯田中駅舎（登録有形文化財。昭和 2 年に平穩線＝現山ノ内線開通）
- ⑬夜間瀬本郷東町古墳群（町史跡。数基の円墳）



第 12 図 佐野遺跡周辺の主な文化財所在地

1 km



①佐野神社本殿



②木造阿弥陀如来坐像



③興隆寺の杉並木



④煙嵐勝処



⑤佐久間象山遺沢の碑



⑥菅のトガ



⑦菅の高札



⑧洪の地獄谷噴泉



⑨地獄谷のサル



⑫長野電鉄旧湯田中駅舎



⑩弥勒石仏



⑪夜間瀬川砂防堰堤
(第26号堰堤)



⑬夜間瀬本郷東町古墳群 (1号墳)

(4) 佐野遺跡周辺の遺跡

山ノ内町には 50 か所を超える旧石器・縄文・弥生時代の遺跡や 10 基ほどの古墳がある(第3表、第13図)。旧石器時代の遺跡は、高社山・志賀高原平床・上林などの山地部にあり、縄文時代の遺跡は山ノ内・須賀川の各盆地部に点在する。弥生時代の遺跡は、戸狩や夜間瀬本郷など、佐野遺跡より低部にある。これら遺跡の中でも上林中道南遺跡(上林)と伊勢宮遺跡(夜間瀬本郷)は規模が大きく、複数の時代の遺構が確認され、遺物も数多く出土している。

上林中道南遺跡は、佐野遺跡より標高が高い場所(約800m)に位置し、上林の国道292号沿い、志賀高原上り口に広がる遺跡である。圃場整備や道路工事などにより、昭和59年(1984)から5回の発掘調査がおこなわれた。縄文時代の住居跡のほか、様々な文様の土器や石器が大量に出土し、縄文時代のほぼ全般にわたる遺跡であることが判明した。中でも、早期の土器の一部は標式として「上林中道南式」と型式設定された。さらに古墳時代の壺や坏、平安時代の住居跡、坏や甕、古銭などの破片も発掘された。平成15年の第5次発掘調査で出土した削器は旧石器時代後期の遺物である。



縄文住居跡(上林中道南遺跡)

伊勢宮遺跡は、佐野遺跡より標高が低い場所(約500m)に位置し、夜間瀬本郷の神社である伊勢宮(豊受社)周辺にある集落遺跡である。昭和53・54年(1978・79)に発掘調査された。縄文時代後期を中心として、新潟・北陸・東北・関東など他地域のものが数多く交じる4万点以上の土器・石器のほか、遺構では柄鏡形敷石住居跡、土壙墓、弧状列石、集石が出土した。遺跡一帯では縄文時代前期・中期・後期のほか、弥生・古代・中世の遺物も出土し、古墳群もある。



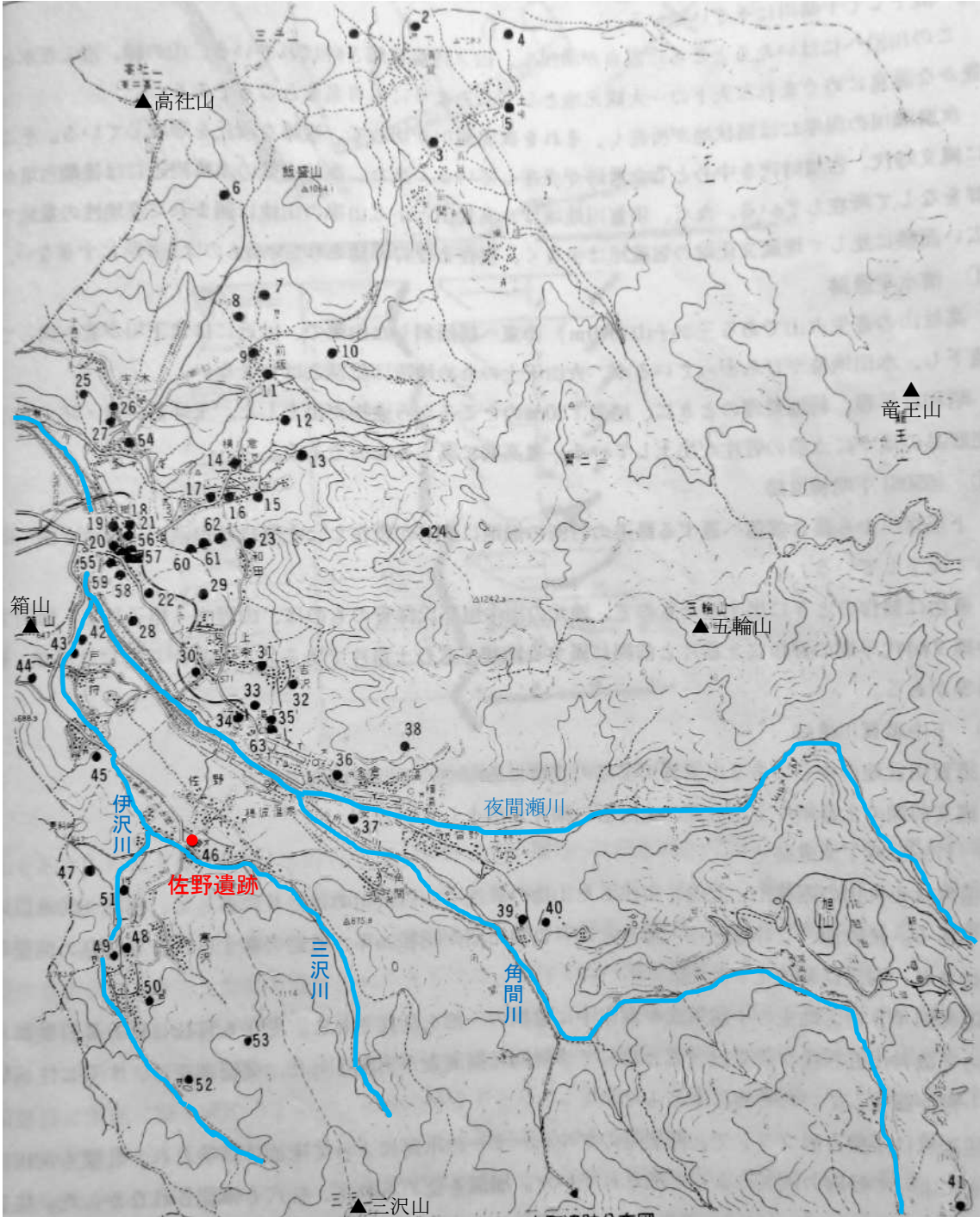
柄鏡形敷石住居跡(伊勢宮遺跡)

町周辺には、中野市の栗林遺跡・安源寺遺跡、高山村の湯倉洞窟遺跡、須坂市の石小屋洞穴遺跡、飯山市の山の神遺跡や有尾遺跡、野沢温泉村の岡ノ峯遺跡など数多くの著名な遺跡が存在する。近年では、平成8年(1996)に木島平村根塚遺跡(県史跡)で渦巻文装飾付鉄剣(県宝)、平成19年(2007)に中野市柳沢遺跡で埋納された銅戈・銅鐸等(重要文化財)が出土するなど、全国的にも特に重要な発見が相次いでいる。

佐野式土器を伴う縄文時代晩期の遺跡は、周辺地域だけでなく県外にも点在している(第14図。長野県25、新潟県12、岐阜県7、群馬県4、山梨県1)。

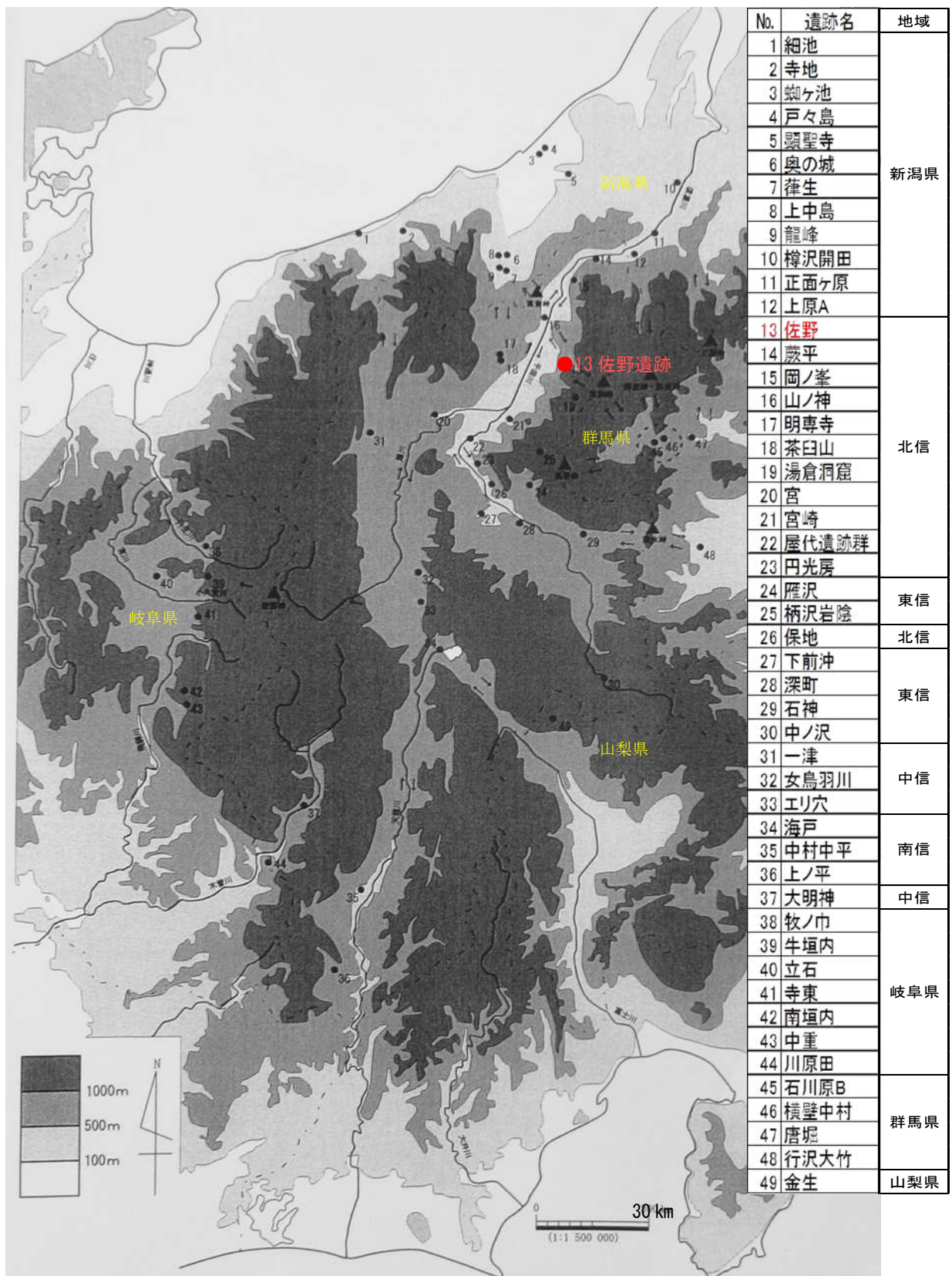
第3表 山ノ内町の遺跡一覧表

No.	遺跡名	所在地	旧石器	縄文	弥生	古墳	古代 ~	発見年	出土品等	備考
1	清水平	夜間瀬 下須賀川				○		1956年	土師器他	
2	下明神	夜間瀬 下明神		○					早・前期土器、石器	畑
3	下中須賀川	夜間瀬 中須賀川		○		○			前期土器、土師器	畑
4	八丁原	夜間瀬 八丁原		○				1959年	住居跡、有舌石槍	畑 1960年発掘
5	土橋	夜間瀬 土橋		○					中期土器、石鏃	神社周辺
6	とおみ通し	夜間瀬 前坂 高社山	○					1964年	黒曜石製石刃	ゴルフ場
7	坂原	夜間瀬 前坂		○					早・前期土器、石器	スキー場
8	北志賀高社山スキー場	夜間瀬 前坂 高社山	○	○					頁岩製石刃	スキー場
9	上前坂	夜間瀬 前坂 上前坂		○	○			古来	早~中期土器	宅地・畑 西小保管
10	坪根	夜間瀬 前坂 上坪根		○					中期土器、石器	林
11	前坂	夜間瀬 前坂		○					早期の土器、石器	
12	上野	夜間瀬 横倉 上野		○				1948年	石器のみ	水田 西小保管
13	矢崎	夜間瀬 横倉 矢崎		○					石斧2点	山麓畑
14	お屋敷	夜間瀬 横倉		○			○		石斧、古銭、土師器	夜交氏館跡
15	横倉	夜間瀬 横倉 城ノ腰		○	○				前期の土器石器、石斧	
16	天神森	夜間瀬 横倉 天神森		○					石棒、石鏃、磨石	
17	堂平	夜間瀬 横倉 堂平					○	1916年	延慶の鉦鼓	畑
18	町浦	夜間瀬 本郷 町浦		○	(○)	(○)			前・中期の土器石器	泡貝川沿い
19	町	夜間瀬 本郷 町		○					前期の土器石器	
20	東町	夜間瀬 本郷 東町		○		○	○		前期の土器石器、須恵器	馬場古墳付近
21	伊勢宮	夜間瀬 本郷 伊勢宮		○	○	○	○	昭和初期	中・後期~の土器石器等	1958・59年に発掘
22	上条境	夜間瀬 本郷 上条境		○					磨製石斧2点	畑
23	和田	平穩 上条 和田		○			○		中期土器石器、須恵器	
24	北の窪	夜間瀬 横倉山		○				1909年	頁岩製丸のみ	標高1100mの山地
25	宇木	夜間瀬 宇木 免山		○					前期の土器石器	畑
26	八柱神社境内	夜間瀬 宇木					○		鉄器	
27	横前	夜間瀬 宇木		○		○			石器、土師器	畑
28	四ツ屋	平穩 上条 四ツ屋		○		○			中期の土器石器、須恵器	百塚の呼称地
29	上条	平穩 上条 中原		○						
30	上条的場	平穩 上条		○					前期の土器、石鏃	畑
31	上条志古	平穩 上条 志古					○	1953年	中世の住居跡、古銭	水田耕地整理
32	吉沢	平穩 上条 吉沢		○					中期の土器石器	畑
33	山ノ内中学校校庭	平穩 湯田中 堤		○			○		縄文土器、土師器	中学校建設時出土
34	三社	平穩 新湯田中 大原	○	○					黒曜石核、前期土器石器	
35	金比羅	平穩 湯田中 吉ノ入		○					石棒	湯宮神社裏山
36	弥勒	平穩 弥勒		○	(○)	○			中期土器、土師器	
37	島崎	平穩 沓野 横道西		○			○	1951年	土器石器、土師器・鉄片	1993年発掘調査
38	金倉	平穩 金倉			○			1945年頃	大形蛤刃石斧2点	金倉林道
39	上林中道南	平穩 上林中道南	○	○	(○)	○	○	1967年	土器石器、平安住居跡	1959年から5回発掘
40	十二沢	平穩 上林 桑山道		○					前期の土器、打製石斧	湧水地
41	木戸池	志賀高原 木戸池	○						石刃	道路開発時出土
42	戸狩箱山	戸狩 箱山		(○)	○				弥生後期の無文土器	畑
43	川原	戸狩 川原		○					中・後期の土器、打製石斧	畑・荒地
44	日影	戸狩 日影		○	(○)				石斧	表面採集
45	仲屋敷	戸狩 仲屋敷			○	(○)		1958年	弥生中~後期の壺	住居新築時出土
46	佐野	佐野 畑中・谷地		○			○	昭和初期	晩期の土器石器、須恵器等	1958年より発掘
47	内の町	寒沢 内ノ町					○		五輪塔多数	耕地整理
48	長原	寒沢 長原		○		○	○		石器、土師器・布目瓦	畑
49	堀の内	寒沢 堀ノ町		○		○			打製石斧、土師器	畑
50	円生里	寒沢 円生里		○		○			石器、土師器	畑で表面採集
51	富士宮	寒沢 富士宮		○					石斧	寒沢氏神境内周辺
52	宮ノ原	寒沢 宮原		○				1900頃	住居跡・石器、土師器	
53	大賀	佐野					○		山城跡 旗塚?	
54	白山古墳	夜間瀬 宇木 晩山				○				破壊
55	馬場古墳	夜間瀬 本郷 馬場				○		1875年	金環、切子玉、馬具等	道路工事で破壊
56	東町1号墳	夜間瀬 本郷 東町				○			円墳・横穴式石室	直径21m、高さ5.6m
57	東町2号墳	夜間瀬 本郷 東町				○			円墳・横穴式石室	直径18m、高さ3m
58	東町3号墳	夜間瀬 本郷 東町				○			土石混交墳・横穴式石室	直径18m、高さ3.4m
59	東町4号墳	夜間瀬 本郷 東町				○			刀・剣・馬具	破壊
60	上塚	夜間瀬 本郷 塚田					○			古墳ではない
61	下塚	夜間瀬 本郷 塚田					○			古墳ではない
62	大日古墳	平穩 上条 和田				○				破壊
63	湯宮古墳	平穩 湯田中 村下				○			円墳・横穴式石室	墳丘削平



第 13 図 山ノ内町の遺跡分布

山ノ内町教育委員会『下高井郡山ノ内町所在埋蔵文化財調査報告書』1972 年に加筆



第 14 図 佐野式土器出土遺跡分布

(図は関杏介氏提供、表・県名等加筆)

第3節 発掘と成果

1 発掘の歩み

昭和6年（1931）、佐野遺跡に隣接する穂波尋常小学校へ教師として赴任した神田五六によって、遺物採集が始められた。数千点が表面採集され、この遺物について、翌7年6月、八幡一郎（東京帝国大学理学部助手。のち上智大学教授）が雑誌『考古学』に論文「信濃国下高井郡佐野の土器」を発表した。佐野遺跡出土土器は、中



昭和初期の佐野遺跡（桑畑部分）と穂波尋常小学校

部地方では稀な東北地方の縄文時代晩期の土器（大洞式土器）、およびそれに似たものであり、発見当時大洞式土器が東北地方から運ばれてきたのか、関東から運ばれたのかで議論されていた（「奥羽文化南漸・北漸論争」）こともあり、学界の注目を集めた。これを機に『ドルメン』『ミネルヴァ』『先史考古学』などの考古学関係の雑誌にも佐野遺跡出土土器の評価が載り、佐野遺跡の存在が全国的に知られることとなった。全国の縄文土器の編年大綱を確立した山内清男（東北帝国大学助手。のち成城大学教授）は、こうした雑誌のなかで佐野遺跡を信濃の縄文時代晩期末葉を代表する遺跡と位置づけた。

戦後、永峯光一（日本考古学協会員。国学院大学教授。長野県全県の考古資料を調査した『長野県史』編纂者）によって再び関心が向けられ、昭和33・34年（1958・59）、永峯を団長として、初めて発掘調査が行われた。約4万点の遺物（ほとんどが縄文時代晩期）が出土し、永峯はそれらの土器の特徴から大洞式土器に対比できる土器型式一佐野Ⅰ式・佐野Ⅱ式一を設定した。そして、この型式の内容は昭和42年（1967）に刊行した報告書『佐野』で公表された。



第1次発掘調査風景（昭和33年）

その後、遺跡範囲（現史跡公園）と推定する場所に穂波農協の倉庫建設計画が持ち上がる
と、昭和49年（1974）に長野県考古学会佐野遺跡保存特別委員会が北信地方の学会員を中
心に結成され、地元とともに遺跡保存運動が展開された。しかし遺跡の保存に対して遺跡の
範囲が認定されていない状態であったため、翌50年に佐野遺跡範囲確認調査（第3次発掘）
として50か所の試掘坑が調査され、遺跡の範囲が確認された。この範囲確認に基づき現史
跡公園の土地を町有地として購入し、昭和51年12月25日に国の史跡に指定された。

その後、住宅等建物の新築・改築、道路拡張、下水道敷設などに伴う20回ほどの試掘・
発掘調査が行われ（第4表）、多くの遺物が出土した（第5表）。

2 遺構

これまで確認された遺構として、集石、石囲い炉、埋設土器、土坑がある。集石は第1次
発掘調査で7か所見つかかり、第1次・第2次の調査報告者の見解として「埋葬に関する遺
構としての兆候はまず認めることができないとしてよいであろう。広く何かの儀礼的な行
為に関係ある遺構と考えておきたい」（『佐野』）としている。石囲い炉に伴う明瞭な床面や
柱穴などは、調査した範囲が狭いこともあり確認できていない。そのため住居跡の構造や集
落の構造は未解明である。これまでの発掘調査で出土した遺構とその数は次の通りである。

第1・2次 集石7、石囲い炉1、埋設土器1

第3次 集石3・伏甕

第5次 集石2

第7次 集石3、埋甕2

第9次 礫群1、土坑1



伏甕



第1次発掘A6区集石

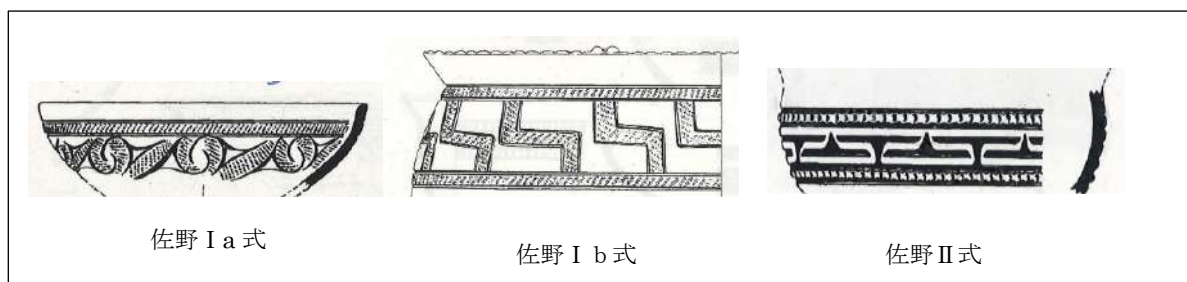
このような遺構から、佐野遺跡は縄文

晩期の生活や社会を知るための重要な情報を提供する遺跡の一つだといえる。

3 遺物

大多数が縄文時代晩期前葉から中葉の遺物であった。縄文土器・土製品の総数は約37,700
点（約600kg）、石器が約7,700点（約100kg）、他に植物（木炭）や獣骨もあった。

土器は大洞B C式～C 2式と、これに時間的に併行する佐野I a式土器（変形した三叉文
や、それが多様に入り組んだ入組三叉文・連鎖状三叉文）、佐野I b式土器（鍵の手文）、佐
野II式土器（粗大な工字文）などがある（第15図）。佐野式土器は中部地方での年代を推し
はかる基準の土器となっている。また、縄文時代晩期末葉の大洞A式土器が八幡の報告に見



第15図 佐野式土器 （『佐野』掲載の実測図）

第4表 佐野遺跡の発掘調査・指定・整備等の経過

No.	西暦年.月.日	発掘調査等	指定・整備等
1	1930～31	南小学校赴任の神田五六氏が校庭にて土器片など採取	
2	1932		東京帝国大学助手の八幡一郎氏による学界報告→佐野遺跡が公に認知
3	1958.11.21～23	第1次発掘調査（第1史跡公園）	
4	1959.8.1～7	第2次発掘調査（第1史跡公園）	
5	1967.11.30	第1・2次発掘調査報告書「佐野」発行	
6	1974.6.10		地元関係者ら、佐野遺跡保存特別委員会結成
7	1974.9.29		県考古学会、町長宛てに佐野遺跡保存に関する決議を提出
8	1974.11.8		町長、県教育委員会宛てに県史跡指定を申請
9	1974.11.28		町長、県教育委員会経由文化庁長官宛てに史跡指定を申請
10	1975.8.17～21	第3次発掘調査（国庫補助の範囲確認調査）	
11	1976.2.19		国指定申請を提出。範囲確認調査での出土箇所8077.87㎡。
12	1976～77		指定対象土地を国8割、県1割、町1割の補助により2,561万円で農協から取得
13	1976.12.25		国史跡に指定（県道部分を除く）
14	1977.4.25		町長より文化庁長官宛ての史跡追加指定（道路分）申請書提出
15	1977.6.24～27	第4次緊急発掘調査（個人宅の改築）	
16	1977.7.20		第1回佐野遺跡保存整備計画策定委員会開催
17	1977.8.31		南部協議会から駐車場整備、史跡館の建設促進に係る陳情
18	1978.5.6		文化庁長官より遺跡の管理団体として山ノ内町の指名
19	1979.4.20～23	第5次緊急発掘調査（旧村営診療所跡地の駐車場化）	
20	1979.9		佐野遺跡環境整備骨子できる
21	1980.6.11～30	第6次緊急発掘調査（農協事務所の改築）	
22	1980.7.18～11.30		第1史跡公園保存整備
23	1981.7.13～18	第7次緊急発掘調査（個人宅の改築）	
24	1982.4.2	包蔵地での試掘調査（個人宅の新築）土器細片1点検出	
25	1982.9.29	包蔵地での試掘調査（農協の冷蔵庫建設）土器2点検出	
26	1985.11.20		県道改良促進懇談会（南部協議会・各区で組織）から県道への歩道設置の陳情
27	1988.8.11～31	第8次緊急発掘調査実施（県道角間中野線交差点工事）	
28	1989.3.1～31		第2史跡公園整備①（5ヶ年計画 大日堂の湯前）
29	1989.7.8～15		第2史跡公園整備②（大日堂の湯前）
30	1989.8.4	包蔵地での試掘調査（防火水槽新設）石斧1点検出	
31	1989.11.30	包蔵地での試掘調査（個人宅の新築）土器・石器出土	
32	1990.4.9～11	第9次緊急発掘調査（個人宅の新築）	
33	1991.3.1～20		第2史跡公園整備③（大日堂の湯北側）旧派出所家屋解体
34	1992.3.2～31		第2史跡公園整備④「薬用・食用植物の迷路」整備1
35	1992.4.7～13	第10次緊急発掘調査（個人宅の改築）	
36	1992.5.12～25		第2史跡公園整備⑤「薬用・食用植物の迷路」整備2
37	1993.7.1～31		第2史跡公園整備⑥「薬用・食用植物の迷路」整備3
38	2004.6.26		未告示部分について、県文化財係と協議
39	2005.7.19～12.6	第11次発掘調査（包蔵地内県道の上・下水道工事）	
40	2006.9		園路整備の進め方及び石の湯のゲンジボタルの国指定について県と打合せ
41	2006.10.5～18	緊急発掘調査（公共下水道接続）土器39点出土	
42	2009.8.20～9.24	第12次発掘調査（県道拡幅と水路工事）	
43	2016.6		指定地内の電線にかかる支障木の伐採
44	2018.10～		保存活用計画策定に向けて県文化財係へ相談再開
45	2021.4		保存活用計画策定に向けて文化財整理推進員採用、佐野遺跡再整理事業開始
46	2023.11.15		第1回保存活用計画策定委員会開催

* 指定地周辺においては、1977年9月（宮村公会堂改築）、1983年6月（個人宅2軒）、1988年12月（県道交差点改良）にも試掘調査した。遺物出土無し。

られ、同時期の浮線網状文の施された標式土器（氷式土器）も第11・12次調査で出土している。土製品の出土は、土偶（数点。1点は遮光器土偶）・剣状土製品・環状耳飾・円板などである。これらのことから、佐野遺跡は、東日本において縄文時代から弥生時代に移り変わる状況を知るための、数少ない遺跡の一つであるといえる。

第5表 佐野遺跡の発掘次別・種類別出土遺物集計表 (2024.10.23 作成)

	縄文土器・土製品		石器・石片		動物遺物		植物遺物		金属		陶磁器等 (古代以降)		合計	
	数	重さ (g)	数	重さ (g)	数	重さ (g)	数	重さ (g)	数	重さ (g)	数	重さ (g)	数	重さ (g)
第1・2次	20,324	336,778	3,088	30,046	89	66	16	15			8	154	23,525	367,059
第3次	3,247	52,234	791	5,600	116	58	20	16			4	85	4,178	57,993
第4次	1,900	21,674	881	10,543			3	2	2	5	10	232	2,796	32,456
第5次	67	不明	75	不明					2	不明			144	
第6次	2	不明	1	不明	11	不明	10	不明	4	不明	8	不明	36	
第7次	7,360	107,128	2,146	24,027	36	13	4	6			1	14	9,547	131,188
第8次	2,152	25,094	216	15,637	7	不明	3	3	1	1	4	38	2,383	40,773
第9次	499	7,720	92	1,037	1	1	4	1			2	18	598	8,777
第10次	4	22	1	20									5	42
第11次	922	20,272	83	1,364	8	1	1	31			2	25	1,016	21,693
第12次	1,648	26,534	222	2,150			6	2			7	74	1,883	28,760
次なし	328	6,751	114	3,365	7	7					72	28,103	521	38,226
合計	38,453	604,207	7,710	93,789	275	146	67	76	9	6	118	28,743	46,632	726,967

* 第5次・第6次は遺物の所在が不明なため、数は報告書の記載どおりとした。
* 第8次の骨の重さは、骨がもろくて土付きのため測定不能



入組三叉文入り浅鉢形土器



三叉文入り
方形皿形土器

三叉文入り深鉢形土器

三叉文入り壺形土器



鍵の手文入り甕形土器



入組三叉文入り鉢形土器



小形の広口壺形土器



平行沈線 3 本入り深鉢形土器



楕円形状の赤色鉢形土器



浅鉢形土器



土偶（右は遮光器土偶の左腕）

石器は、石鏃・尖頭器（狩猟具）、凹石・磨石・石皿（調理具）、打製石斧（土掘具）、磨製石斧（伐採・加工具）、石錐・砥石（加工具）、石製品は石剣・石刀（祭祀具）などが出土した。特に石鏃の出土が多く（約 1,000 点）、剥片も多いことから、当地で製作した可能性がある。石器の石質は、黒曜石・チャート・赤石もあるが、大部分は黒色頁岩（石鏃、石錐、打製石斧）、ひん岩（凹石・磨石・石皿・磨製石斧等）である。



石鏃



石錐



石剣



磨石・凹石

縄文時代以外の遺物では、平安から鎌倉時代にかけての遺物（土師器、須恵器、青磁、古銭、鉄釘等 118 点）が出土している。

骨は、獣骨が第 1・2・3・7・8・9・11 次発掘調査で出土しているが、いずれも小片で、総数は 100 片を超える。人骨は第 6 次で焼かれた 11 片の小骨が出土しているが、中世のものである。

植物は、いずれも木炭で、小片が 60 を超える。

金属製品は、第 4・5・6・8 次発掘調査で古銭数枚、鉄釘 3 本等が出土しているが、中世のものである。



古代・中世の陶磁器



木炭



鉄釘など



骨

第3章 史跡佐野遺跡の価値

第1節 本質的価値

- ① 出土した土器が、中部地方とくに信濃とその周辺地域の縄文晩期前半の標識土器となっている遺跡である。
- ② 東北地方の他、関東・東海・北陸地方との地域間交流を知るための情報を内在している遺跡である。
- ③ 東日本において、縄文時代から弥生時代に移り変わる状況を知るための数少ない遺跡の一つである。
- ④ 遺構（集石や炉跡等）の存在から、縄文時代晩期の生活や社会を知るための重要な情報を提供する遺跡である。

第2節 その他の価値

- ① 当時の自然環境（扇状地・川、地質、動植物、景観）と生活の関係を知らることができる遺跡である。
- ② 縄文時代晩期以外（平安～鎌倉時代）の佐野地域の姿が知られる遺物（土師器・須恵器・青磁・古銭・鉄釘・骨など）が出土した遺跡である。

第3節 史跡の構成要素

史跡の構成要素をまとめると次のとおりである。

1 本質的価値に関わる構成要素

- ① 遺構（集石、炉跡等）
- ② 遺物（縄文時代晩期の土器石器類、植物・動物遺存体）

2 その他の価値に関わる構成要素

- ① 遺跡周囲の自然環境（地形・水、地質、植生、景観）
- ② 縄文時代晩期以外の時期（平安～鎌倉時代）の出土遺物

3 その他の構成要素

- ① 第1史跡公園
 - ・黒御影石製の遺跡標識
 - ・ステンレス製の案内看板
 - ・集石（7か所）、炉跡（1か所）の位置表示
 - ・石畳、縁石
 - ・植栽（トチ・クヌギ・クルミの木など）、草地
- ② 第2史跡公園
 - ・大日堂の湯入口外の舗装部分（入組鍵の手文様）



標識



案内看板

・大日堂の湯北側部分（薬用・食用食物の迷路痕跡）



集石（奥6か所）・炉跡（手前の四角形）の位置表示（左が標識付近、右が公園南東奥の集石）



石畳



縁石



植栽・緑地



大日堂の湯入口外の舗装部分



大日堂の湯北側部分

第4章 現状と課題

第1節 保存の現状と課題

1 現状変更

[現状]

昭和51年(1976)の指定後、指定地内や包蔵地内では、住宅や施設等の新改築や、道路・交差点の改良工事、上下水道等の工事が必要となり、50回ほどの現状変更が行われてきた(第6表)。現在、指定地内だけでも5軒の民家、2軒の店舗、1軒の公共施設(浴場)のほか、農地・道路・水路等もあり、包蔵地内を含めて今後も現状変更の可能性はある。

[課題]

- ・今後の現状変更への対応

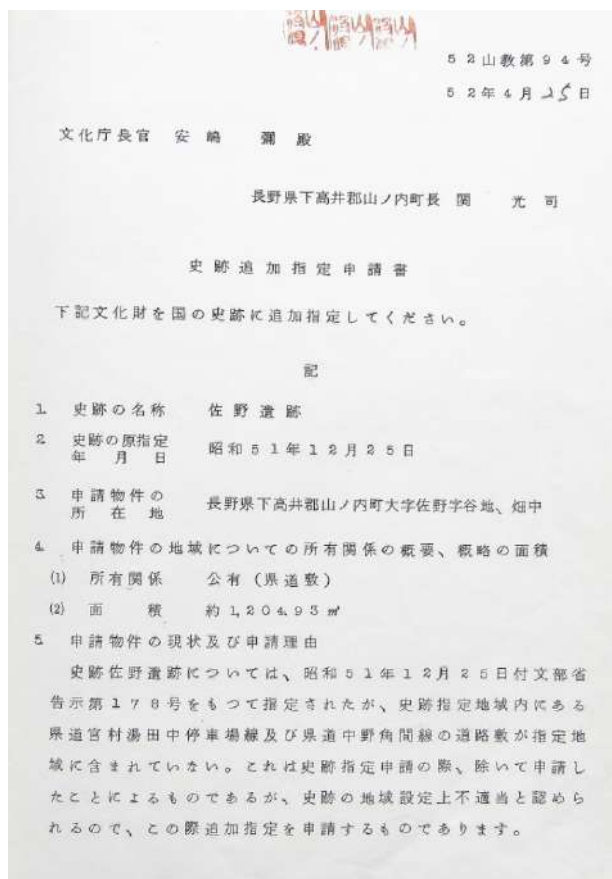
2 未告示部分

[現状]

佐野遺跡の指定地は、県道部分を除外して告示(指定)されたため、連続した遺跡でありながら現状では3地区に分断されている。この除外された未告示部分(県道部分)については後日追加指定を行うという国の了解の下で指定された。告示された『官報第14991号 文部省告示第178号』には「右の地域内(指定した番地)に介在する道路敷(県道中野角間線及び宮村湯田中停車場線に係る部分を除く。)及び水路敷を含む。」とある。

これを受け、町では昭和52年4月25日付けで未告示であった県道部分(面積約1,204.93㎡)について国への追加指定申請を行った。この申請理由について「史跡指定地域内にある県道宮村湯田中停車場線及び県道中野角間線の道路敷が指定地域に含まれていない。これは史跡指定申請の際、除いて申請したことによるので、この際追加指定を申請するものがあります。」とされている。しかし、この申請に対する回答や、その後における追加指定の事実は確認されないまま現在に至っている。

なお、昭和57年には8月10日付け、県教育委員会文化課経由の文化庁長官宛



52山教第94号
52年4月25日

文化庁長官 安 輪 彌 殿

長野県下高井郡山ノ内町長 関 光 司

史跡追加指定申請書

下記文化財を国の史跡に追加指定してください。

記

1. 史跡の名称	佐野遺跡
2. 史跡の原指定年月日	昭和51年12月25日
3. 申請物件の所在地	長野県下高井郡山ノ内町大字佐野字谷地、畑中
4. 申請物件の地域についての所有関係の概要、概略の面積	(1) 所有関係 公有(県道敷) (2) 面積 約1,204.93㎡
5. 申請物件の現状及び申請理由	史跡佐野遺跡については、昭和51年12月25日付文部省告示第178号をもって指定されたが、史跡指定地域内にある県道宮村湯田中停車場線及び県道中野角間線の道路敷が指定地域に含まれていない。これは史跡指定申請の際、除いて申請したことによるものであるが、史跡の地域設定上不相当と認められるので、この際追加指定を申請するものであります。

第16図 佐野遺跡の追加指定申請書

第6表 佐野遺跡の現状変更の経過

No.	年月日	現状変更の内容	場所	備考
1	1977. 6. 24~27	個人宅の改築	指定地	第4次発掘調査
2	1977. 10. 29	農協の資材倉庫建設 (1166-1番地)	包蔵地	発掘調査申請日
3	1977. 7. 15	買上げ地における電柱移動	指定地	申請書提出日
4	1977. 7. 21	個人所有の作業小屋移転	指定地	申請書提出日
5	1978. 9. 25-26	宮組公会堂の改築	包蔵地	遺物検出なし
6	1978. 11. 15	農協のボーリング調査	包蔵地	申請許可日
7	1979. 4. 20~23	旧村営診療所跡地の駐車場化	指定地	第5次発掘調査
8	1979. 8. 1~10. 30	農協倉庫増改築 (613-1番地)	包蔵地	工事実施期間
9	1980. 6. 11~30	農協事務所の改築	包蔵地	第6次発掘調査
10	1980. 7. 18~11. 30	第1史跡公園の整備	指定地	整備実施期間
11	1981. 7. 13~18	個人宅の改築	指定地	第7次発掘調査
12	1982. 4. 2	個人宅の新築	包蔵地	土器細片1点検出
13	1982. 9. 29	農協冷蔵庫増築	包蔵地	遺物検出なし
14	1983. 6. 9	個人宅2軒の建築	包蔵地	遺物検出なし
15	1988. 8. 11~31	県道角間中野線交差点工事	包蔵地	第8次発掘調査
16	1988. 12. 12	個人宅の撤去	指定地	申請書提出
17	1988. 12. 22	県道拡幅工事	包蔵地	遺物検出なし
18	1989~1993	第2史跡公園の整備	指定地	整備実施期間
19	1989. 8. 4	防火水槽設置 (622-2番地)	包蔵地	石斧1点検出
20	1989. 11. 6	個人宅の新築	包蔵地	発掘調査申請日
21	1990. 4. 9~11	個人宅の新築	包蔵地	第9次発掘調査
22	1992. 4. 7~13	個人宅の改築	指定地	第10次発掘調査
23	1993. 3. 1~31	農協のボーリング調査	指定地	実施日
24	2004. 11	公共上下水道事業	指定地	申請書提出月
25	2004. 12	公共上下水道事業	包蔵地	申請書提出月
26	2005. 1	公衆浴場引湯管布設替え工事	包蔵地	申請書提出月
27	2005. 6	上下水道接続工事の申請内容の一部変更	指定地	申請書提出月
28	2005. 6	下水道管敷設替え工事	包蔵地	申請書提出月
29	2005. 8	道路横断側溝工事	包蔵地	申請書提出月
30	2005. 9	交差点へ木製案内標識取付け工事	包蔵地	申請書提出月
31	2005. 10	個人宅の公共樹接続工事	指定地	申請書提出月
32	2005. 10	農協の給水管布設替工事	包蔵地	申請書提出月
33	2005. 12. 7-10	個人によるりんご植栽 (苗木、支柱等)	包蔵地	実施日
34	2005. 12~18. 3	上下水道接続工事	包蔵地	第11次発掘調査
35	2006. 8~9	個人宅の公共下水道接続工事	指定地	実施日
36	2006. 9. 26	引湯管の切替工事	包蔵地	発掘調査届出日
37	2006. 10. 5-18	個人宅の公共下水道接続工事	指定地	土器39点検出
38	2007. 3	上下水道管敷設工事 (県道角間中野線)	包蔵地	申請書提出月
39	2007. 12	個人宅の公共下水道接続工事	指定地	申請書提出月
40	2008. 5	個人宅の公共下水道接続工事	指定地	申請書提出月
41	2008. 12	県道宮村湯田中停車場線水路工事	包蔵地	申請書提出月
42	2009. 8. 20~9. 24	側溝整備工事 (県道宮村湯田中停車場線)	包蔵地	第12次発掘調査
43	2013. 12	個人宅倉庫・車庫建設	包蔵地	申請書提出月
44	2015. 6	支障木伐採	指定地	申請書提出月
45	2016. 10	電話柱設置	指定地	申請書提出月
46	2018. 6	個人宅解体工事	指定地	申請書提出月
47	2019. 9	個人宅駐車場整備	指定地	申請書提出月
48	2020. 12	個人宅スロープ改修工事	指定地	申請書提出月

てで、町教育員会から提出した「追加指定にかかわる資料」が残されていた。これによると、水路3本（①613-3番地 69.3㎡、②614-3番地 13.2㎡、③617-1番地 69.3㎡）について、②③は「用途がなくなったため、わずかに原形をとどめるだけで、水路としては使用不可能の状態です。」①は「水量も十分で水路としての機能は充分なされています。」と記し、用悪水路敷図面（大正13年、穂波村）と用悪水路敷調書（大正11年、穂波村）を添付している。これら水路の指定については、告示文の文面および文化財調査官・建設事務所による立会調査の結果から、「指定地内に介在する水路敷」として既に指定地に含まれているものと判断されたため、追加指定は不要とする。

[課題]

- ・未告示部分（県道部分）の告示

3 遺跡範囲

[現状]

遺跡範囲について、昭和50年の遺跡範囲確認調査報告書では、遺跡範囲を確定しつつも次のように記し、検討の余地を残している。「包含層の広がり一包含地がそのまま遺跡地全体を表示するものでなく、遺跡を特定年代における一地域集団の集落として考えるならば、遺構・遺物の分布する部分だけではなく、現在にその痕跡を残さない空閑部分も当然集落としての機能構成上、考慮されなければならないことになるであろう。とはいうものの、佐野遺跡の現状では、そこまでも含めて検討する余地がないので、今は包含地を一般的な意味での遺跡の範囲として認定せざるを得ないのである。」

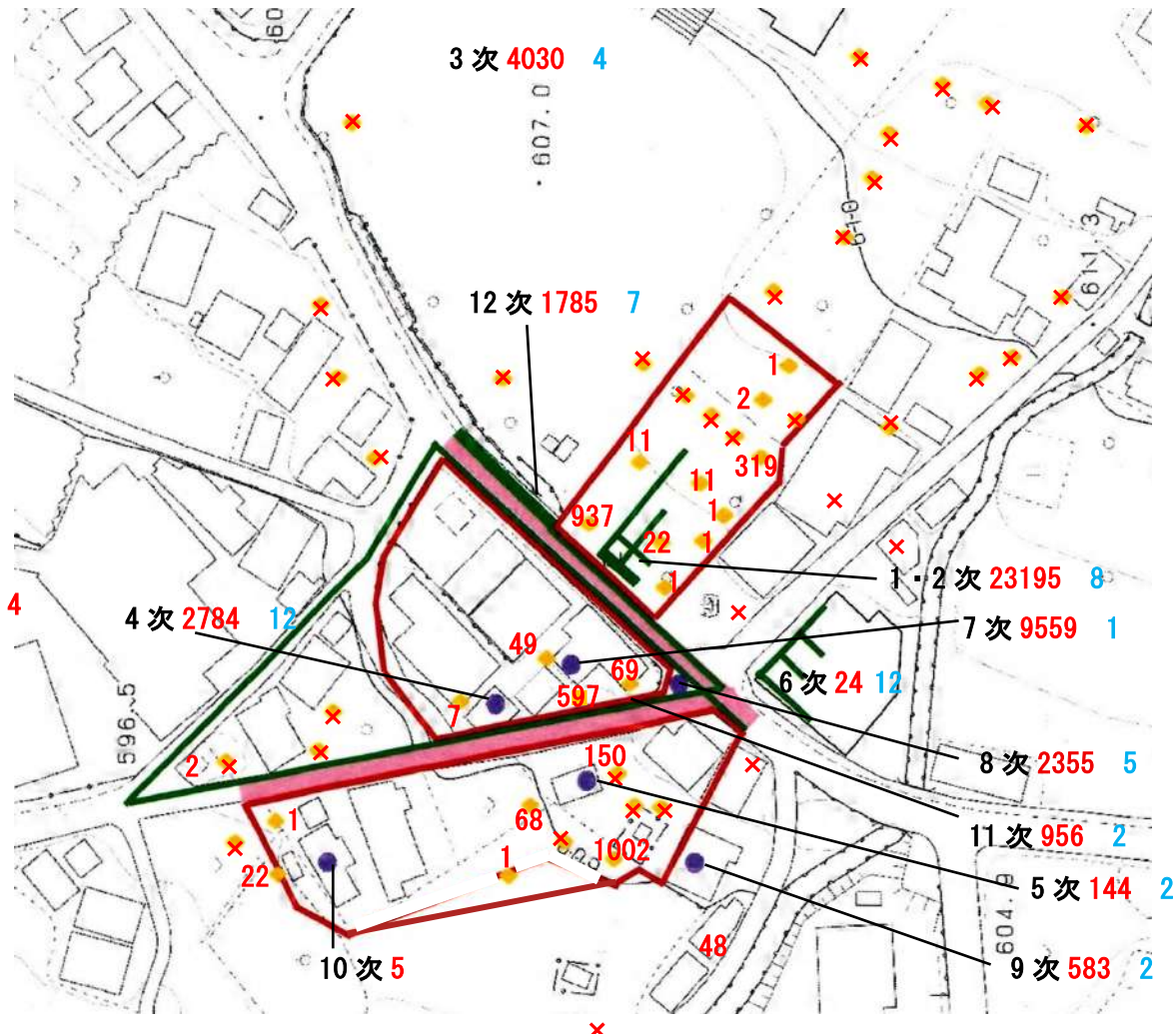
その後、包蔵地が設定され、その区域を第1図・第2図に示した。この区域は、平成18年7月5日付で町教育長から県教育長へ包蔵地の変更を申請したものである。その理由を「町の上下水道工事に伴い、平成17年7月から12月にかけて調査（第11次調査）を実施した結果、出土がなかったため」とされている。指定後に行われた発掘調査では、指定地外でも遺物の出土が見られた（第18図）ほか、未調査部分が残っていることや第17図との食い違いが生じているといった課題もある。以上の状況を鑑みると、指定地及び包蔵地について、その範囲を再度精査し、再設定する必要があると考える。

[課題]

- ・新たな遺跡範囲（指定地・包蔵地）の検討・決定



第17図 佐野遺跡の指定地と包蔵地（第11次発掘調査報告書）



■ 遺跡確認発掘調査（第3次発掘調査）地点 × は出土なし
 出土遺物点数（同個体は1点とした）
 赤字：縄文時代の遺物点数 青字：古代以降の遺物点数
 — 指定地範囲

第18図 佐野遺跡の発掘地点と出土遺物数

4 公有地化

[現状]

第1・2次発掘現場は個人所有の果樹園だったが、昭和48年（1973）に穂波農協が購入し、駐車場として使っていた。翌49年、農協でこの土地の一部に倉庫建築の要望が上がり、町・県が

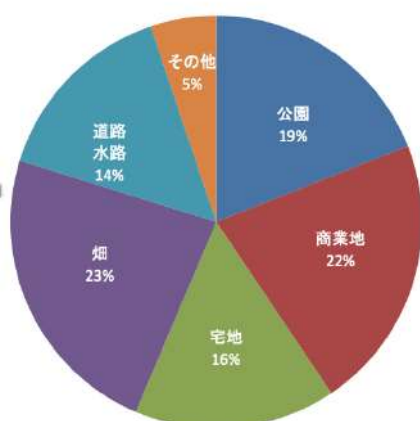


町が買い上げた農協の駐車場（昭和50年頃）

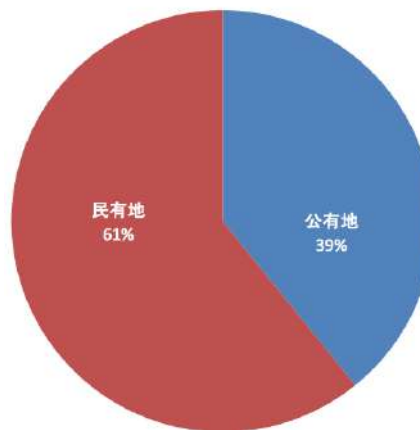
第7表 佐野遺跡指定地の現地番別面積

No.	番地	指定面積 ㎡	種別			所有地別				備考			
			小計面積 ㎡	割合 %	県道含む 割合 %	種別	所有者	面積 ㎡	割合 %		県道含む 割合 %		
1	1174番1	1459	1814	21.7%	19.0%	公園	町	2566.97	30.7%	26.9%			
2	614番12	130				公園	町						
3	614番1	225				公園	町						
4	614番28	101	1.2%	1.1%	水道用地	町							
5	614番13	214.92	214.92	2.6%	2.3%	公共浴場	町					大日堂の湯	
6	614番6	177	177	2.1%	1.9%	雑種地	町					大日堂の湯駐車場	
7	614番27	28	201.57	2.4%	2.1%	水路	町						介在する水路敷
8	621番1	47.16				水路	町					介在する水路敷	
9	614番26	15				水路	町					介在する水路敷	
10	614番3	98.79				水路	町					介在する水路敷	
11	613番6	5.53				水路	町					介在する水路敷	
12	617番1	7.09				水路	町					介在する水路敷	
13	道(614番27北隣)	17.48	58.48	0.7%	0.6%	道路	町						介在する道路敷
14	614番21	41				道路	県		平成元年頃に県道化				
15	613番1	1697.41	2058.99	24.6%	21.6%	商業地	JA	5806.11	69.3%	60.8%			
16	614番2	361.58				商業地	個人						
17	614番23	29.6	1512.58	18.1%	15.8%	宅地	個人						
18	614番16	28.42				宅地	個人						
19	614番17	145.92				宅地	個人						
20	614番4	158.22				宅地	個人						
21	614番9	228.01				宅地	個人						
22	616番2	81.8				宅地	個人						
23	621番6	34.45				宅地	個人						
24	621番9	418.74				宅地	個人						
25	621番11	387.42	宅地	個人									
26	1176番1	1175	2234.54	26.7%	23.4%	畑	個人						
27	614番20	430				畑	個人						
28	614番11	134				畑	個人						
29	622番5	238				畑	個人						
30	621番2(一部)	257.54				畑	個人						
	合計	8373.08											
31	指定当時の 県道中野角間線	661.32	1174.6		12.3%	道路	国県町	1174.6		12.3%	実測		
32	指定当時の 県道宮村湯田中停車場線	513.28				道路	国県町				実測		
	総合計	9547.68											

* 未告示部分(県道)に含まれる道路敷
 中野角間線: 621番3(一部)、614番5、614番7、614番8、614番26東隣の「道」
 宮村湯田中停車場線: 水路614番3南隣の「道」(一部)、水路617番1南隣の「道」(一部)、1173番2(一部)



第19図 佐野遺跡指定地の種別面積割合
(未告示部分=県道を含む)



第20図 佐野遺跡指定地の所有地別面積割合
(未告示部分=県道を含む)

対応した。地元の考古学者らは保存を要望し、保存について地元区長らと懇談会をもった。

「佐野文化財保護委員会佐野遺跡特別保存委員会（仮称）」を組織して対策を進めることになった。当委員会からは町議会へ保存のための町有地買い上げの陳情を提出し、採択された。長野県考古学会では「佐野遺跡保存に関する決議」をし、町長への陳情を行った。昭和 49 年 11 月 8 日には町長から県教育委員会宛てに県史跡指定を申請したが、国指定申請に変更して同月 28 日には国へ史跡申請した。こうした経過を経ながら、農協の理解を得、国 80%・県 10%の補助金を受け、町有地として町が購入した。購入締結は昭和 51 年 12 月 29 日、購入土地の実測面積は 1,478.91 m²（公簿面積は 1417.91 m²）である。

現在の指定地内の地番別面積は第 7 表、種別面積割合は第 19 図、所有地別面積割合は第 20 図に示した。

史跡の保存・活用のためには、指定地を全て公有地化したうえで整備することが望ましい。しかし、現状では公有地の割合は指定面積 8373.08 m²（未告示部分を含めると 9547.68 m²）のうち 30.7%（同 39.2%）にとどまっている。また、公有地であっても道路（県道等）、公共浴場、水道施設等の公共インフラとして利用されているため、史跡公園等として整備することは容易ではない。一方、私有地においては住宅や商業施設の新築・改築が継続的に行われており、道路敷においても上下水道の敷設工事等が実施されてきた。指定以来 50 回ほどの現状変更が行われており（第 4 表）、今後も同様の可能性が残されている。

〔課題〕

- ・ 公有地化の推進
- ・ 公有地化できない部分への対応（現状変更等の具体的な取扱い基準の設定）

5 遺物の再整理・保管

〔現状〕

令和 3・4 年度の 2 年間にわたり、国の補助を受けた佐野遺跡再整理事業として町教育委員会が遺物の整理を行った。この事業で採用した文化財整理推進員 1 名を中心に、ボランティア員 3 名の助けを得ながら作業を進め、県埋蔵文化財センター専門員による指導のもと、遺物台帳・箱台帳・抄録・ベースマップ等の作成や書類整理などを行った。

当初、遺物はほなみふれあいセンター・旧社会体育館・町文化センター各倉庫などに分散して保管されていた。ただ、第 5・6 次の遺物は未発見であり、町外で見つかった遺物も一部あった。整理にあたっては、まず整理室



遺物整理室とボランティアによる作業



各所に保管されていた遺物

として設置された町文化センター地階の一室に集めた。遺物のほとんどは注記され、ビニール袋・木箱・天箱・段ボール箱などに収められ保管されていた。その間、第1・2次発掘資料の一部が研究者により1度調査されたことはあるものの、それ以外は発掘調査当時の状態で保管され続けたものと思われる。長年の倉庫保管により、カビが付着した土器も多々あり、殺菌処理のうえ整理作業を進めた。報告書に載る遺物を特定し、発掘次別・種類別・グリッド別等に分類したのち、接合・採寸・重量測定等を実施した。さらに、個体番号を付して遺物台帳に記載し、ビニール袋や天箱へ収納した。収納した天箱数は140、遺物点数は約46,000（同一個体は1点として算定）、総重量は約726kgであった。発掘次別の遺物数・重量の集計は第5表のとおりである。

令和5年には、佐野遺跡出土土器を含む町内遺跡出土土器の復元を行った。県文化財・生涯学習課、長野県埋蔵文化財センターのご協力を得て、専門技術を持つボランティア員の作業により、31点（うち佐野遺跡分は14点）の復元を行った。

このように遺物の整理作業は一通り終えたが、総括した報告書の作成は未実施である。

整理を終えた遺物は、町文化センター内（佐野遺跡整理室等）に保管（一部、ほなみふれあいセンター展示）されているが、手狭であることに加え、湿度等の管理面においても充分とは言えない状態である。

[課題]

- ・保管場所と保存方法

6 佐野遺跡の調査研究

[現状]

指定地内では12回の発掘調査が行われ、出土した遺物や遺構により新たな成果が得られている。しかし、これらを総合した研究はほとんど行われておらず、いまだ未解明の点も多々残されている。具体的には、第11回発掘調査（平成17年）報告書にて、佐野遺跡の今後の調査に向けた課題が示されている。これまでの発掘調査では「遺跡の全体像をつかめる段階に至っていない」とし、具体的に次の点について指摘している。

- ・第2次調査で炉跡が検出されたものの、住居跡が明確に確認されていない。
- ・検出された集石跡の性格については、信仰・呪術面からの検討に留まらず、地上住居の柱の補強跡などの多面的な検討が必要である。
- ・土坑墓・組石墓などの単独または集団墓は、現在まで報告されていない。第2次・第7次調査において埋甕が出土しているが、依然として明確になっていない。
- ・立柱遺構の検出はないが、十分検出される可能性がある。



第12次発掘調査風景

- ・近隣の湯倉洞窟遺跡(高山村)で佐野式土器が検出されているため、交渉を究明したい。
- ・氷Ⅰ式と共通した文様が検出されたため、弥生時代との関連を究明したい。

[課題]

(1) 佐野遺跡の全体像把握(縄文集落の全体像把握、古代中世遺跡の実態究明など)

試掘を含め発掘調査は18回にわたり実施されてきたが(第4表)、いずれも部分的な調査にとどまっており、住居や祭祀場、墓などを含めた集落の全体像を明らかにするような遺構の検出はされていない。遺物の出土が多いのは、第1・2次発掘現場から県道宮村湯田中停車場線およびそのすぐ北側である。第1・2次発掘の範囲は狭小で面的な発掘ではなかったため、集落を解明する遺構は検出されていない。出土した集石遺構についても性格等は未解明である。この発掘現場周辺は町有地として公園化されているため、この未発掘地一帯の発掘調査をすることにより、集落の全体像や他地域の遺跡との関連性が明らかになる可能性があり、新たな価値が見出されることが期待される。

また、古代から中世にかけての遺物が出土しているが散発的であり、実態が未解明である。縄文時代晩期以外の佐野遺跡の姿もさらに究明したい。

(2) 確かな遺跡の年代解明

最新の年代測定法(炭素14年代法など)による調査が未実施であるため、実施により遺跡の正確な年代解明を行いたい。

(3) 遺物の詳細調査

未実施である次の調査や科学分析により、遺跡のさらなる詳細の解明が期待される。

- ・土器の胎土分析による製作地解明(搬入品か現地製造品か)
- ・石材の産地解明(黒曜石の成分分析、その他石材の産出地調査)
- ・種子圧痕調査や花粉分析等による当時の植生解明
- ・骨の鑑定(動物名、部位など)

7 佐野遺跡以外の町内遺跡の調査研究

佐野遺跡の活用にあたり、町内の他の遺跡との一体的な活用を視野に入れる必要があるため、それら周辺遺跡の調査研究も不可欠である。

[現状]

町内遺跡の調査研究については、昭和48年(1973)発刊の『山ノ内町誌』に、町における各時代の主な遺跡内容が記述されている。遺跡分布図には、旧石器時代4遺跡、縄文・弥生時代40遺跡が載る。古墳および土師器・須恵器出土地を明示した遺跡分布図や、遺跡名(旧石器5、縄文草創期1、早期5、前期9、中期12、後期0、晩期1=佐野遺跡)入りの表も作成された。古墳としては東町1~4号墳、馬場、上塚、下塚、白山、紫岩、湯宮の10基が説明されている。このうち、東町4号墳・馬場・白山の3基は既に破壊され、上塚・下塚は後の発掘調査で古墳ではないと判断された。

町では平成23年に、昭和46年度作成の『下高井郡山ノ内町所在埋蔵文化財分布調査報

告書』(遺跡分布図＝第13図を含む)に基づき、遺跡台帳を作成した。8古墳(1つは古墳群)を含む61遺跡が記載された。

このように多くの遺跡が確認されているものの、発掘調査(第8表)や範囲確認がされている遺跡は少ない。範囲確認された遺跡は、下明神・町・伊勢宮・八柱神社境内・上条・山ノ内中学校校庭・三社・島崎・上林中道南・佐野の10遺跡にとどまっており、年代が不明確な遺跡や遺跡台帳が未作成の遺跡も存在する。また、私有農地や屋敷地等からの遺物出土もあるため、個人保管されている遺物もあると聞く。

[課題]

- ・各遺跡の詳細な調査(遺跡範囲確認、測量、発掘調査等)
- ・遺物の調査および整理(町保管の遺物、個人保管の遺物の確認)と資料研究
- ・遺跡台帳の作成
- ・関係書類の整理
- ・上記の調査研究や再整理に基づく新たな情報発信

第2節 活用の現状と課題

1 地元地域での活用

[現状]

公園整備直後の利用状況は不明だが、少なくとも近年は史跡公園がイベント等で利用された実績はない。

現在の主な利用状況は、地元の保育園児による散歩や草摘みといった日常的な活動に限られている。また、県道脇の敷地は小学生の通学路となっているほか、隣接する小学校校庭では少年野球・ソフトボール等で利用する際の通行ルートとしても利用されている。

[課題]

- ・地元地域で積極的に活用され、親しまれ、誇りとなりうる遺跡のための具体的施策
- ・通過者への、佐野遺跡や縄文時代等への興味関心や愛着等の増大

2 佐野遺跡での学び

[現状]

学校教育としては、佐野遺跡に隣接した南小学校において、歴史学習として主に6年生が佐野遺跡について学んでいる。令和4年度には講師(町文化財整理推進員)を招き、現地にて佐野遺跡や縄文時代等の講話を聞いたほか、土器の拓本とり等の作業学習も実施した。秋には竪穴住居を学校敷地内に建てるなど、年間を通じて佐野遺跡に関わる学習(社会科、総合的な学習の時間)を展開した。中学校でも令和4年度に佐野遺跡の現地学習をし、縄文時代の環境や生活について学んだ。



南小学校6年生による土器の拓本とり

第8表 山ノ内町の遺跡発掘調査

No.	遺跡名	調査年	発掘面積 (㎡)	発掘原因	時代	主な遺構	主な遺物	備考
1	佐野	昭和33年より (1958)	約1841	建物・施設等建設 や道路改良に伴う 緊急発掘調査、第 3次は範囲確認調 査	縄文晩期 平安～中世	集石、炉跡	土器・石器約4万5千 点、獣骨、陶磁器	報告書刊行は 12回分
2	上条	昭和42・43年 (1967・68)	約38	『山ノ内町誌』刊 行に伴う発掘調査	縄文中期～後 期	ピット11	土器片多量、石器48、 黒曜石片多数	個人宅に遺物 あり
3	伊勢宮	昭和23年 (1948)	不明	県道拡張工事	縄文中期?	竪穴住居跡	おびたしい遺物	遺物は西小学 校保管
		昭和45年 (1970)	330	本郷区集会所建 設に伴う緊急発掘 調査	縄文後期	なし	土器10片、石器2点	
		昭和51年 (1976)	不明	民家(本郷区集會 所の県道向かい) 新築	縄文後期	住居跡1	多量の遺物	詳細不明
		昭和53年 (1978)	約3000	圃場整備事業に 伴う緊急発掘調査	縄文後期 平安～中世	住居跡、列 石・配石	土器・石器、土師器	集落跡
4	上林中 道南	昭和59年 (1984)	750	圃場整備事業に 伴う緊急発掘調査	縄文草創期～ 前期、平安	集石、炉跡 平安住居跡	土器813片、石器21 点、土師器124点	集落跡
		平成6年 (1994)	1700	チェーン着脱場建 設に伴う試掘調査	縄文早期～中 期 平安	なし	土器49片以上、石器3 点、平安土器13片	集落跡
		平成7年 (1995)		チェーン着脱場建 設に伴う緊急発掘 調査	縄文草創期～ 後期 平安、中世	住居跡5、土 壙、集石、溝	土器3766片、石器39 点、平安土器1466 片、中世鉄器	集落跡
		平成14年 (2002)	106	道路改良に伴う試 掘調査	縄文早期・前期 平安	なし	土器17片、土師器2片	集落跡
		平成15年 (2003)	1800	道路改良に伴う緊 急発掘調査	旧石器～縄文 後期、平安～ 近代	焼土ブロッ ク、土壙、平 安住居跡	旧石器時代の削器、 縄文土器325片以上、 石器、土師器、古銭、 陶器	集落跡
5	島崎	平成5年 (1993)	70 (1㎡坑を 70か所)	遊興施設計画に 伴う試掘調査	縄文 平安	なし	土器73片 土師器1片、鉄1片	個人宅に遺物 多数あり
6	上塚	昭和48年 (1973)	280	圃場整備事業に 伴う緊急発掘調査	近世	土壙墓状遺 構	近世以後の火葬骨	古墳ではない と結論付け
7	下塚	昭和46年 (1971)	240	農協建物建設に 伴う緊急発掘調査	近世以後	なし(墓地)	なし	古墳ではなく 残丘と結論付 け
8	湯宮古 墳	平成15年 (2003)	262以下	清掃作業および実 測調査	古墳(6世紀前 半)		なし	
		令和5～6年 (2023～24)	約100	日本大学山本孝 文教授による、基 礎情報確保のため の地形・墳丘・ 石室の測量・発掘 調査	古墳		鉄(両頭金具か)1片 土師器1片	追加調査の予 定あり(形状、 規模、系統、 築造年代等)
9	千手寺 経塚	昭和49年 (1974)	12	圃場整備事業に 伴う緊急発掘調査	中世後半～近 世	経塚	写経石386個、火葬 骨、宝篋印塔の一部、 陶磁器、土師質土器 縄文土器片	遺物不明

生涯学習としては、令和4年、町観光商工課ユネスコエコパーク推進室によるユネスコエコパークの学習会が開催され、現地にて講師（町文化財整理推進員）による遺跡や縄文時代についての解説が行われた。令和5年には中野市の歴史研究会が現地を訪れ、説明会が行われた。6・7年には勾玉づくりや縄文時代体験（弓矢飛ばし、石器使用等）を行った。

一方、史跡への来訪者数については把握されていないが、史跡公園での木の実（トチ、ドングリ）拾いや草花摘みをする子どもたちの姿が見られる程度で、歴史探訪目的や観光として来訪する人は稀である。

[課題]

- ・ 佐野遺跡を学ぶ機会の設定
- ・ 来訪者の増加

3 展示・広報等による情報発信

[現状]

佐野遺跡付近のほなみふれあいセンターでは佐野遺跡の出土遺物（復元した土器、発掘風景写真など）を常設展示している。展示場所が玄関ホールのため、地元等の利用者は展示物を目にしていると思われるが、10年来展示替えが行われていない現状である。町文化センターの玄関ホールでも佐野遺跡の出土遺物（復元した土器、石剣の現物、発掘風景写真など）を常設展示してきたが、奥まった位置での展示のため目につきにくかった。いずれも史跡公園やホームページ等には展示案内がないため、目につきにくいという課題がある。



特別展示「山ノ内の縄文」

令和4～6年度、遺物整理作業の成果を志賀高原ロマン美術館にて展示した。

(1) 4年度 「山ノ内の縄文」

- ・ 期間 令和5年1月28日～4月2日
- ・ 佐野遺跡・伊勢宮遺跡を中心にした町内の縄文時代の遺物展示、長野県立歴史館から借用した土器展示
- ・ 専門家による解説会、ミニ解説（3回）、「縄文服で記念撮影」、「弓矢体験」、土偶の名前募集

(2) 5年度 「よみがえる！復元された山ノ内の縄文土器」

- ・ 期間 令和5年12月23日～6年4月7日

- ・復元した約 40 点の復元土器展示
 - ・文化財整理推進員による展示解説「縄文ギャラリーツアー」 3 回
- (3) 6 年度 「すごいぞ！原始人の“石” 利用」
- ・期間 令和 7 年 1 月 25 日～4 月 6 日
 - ・町内各遺跡から出土した石器展示、長野県立歴史館から借用した石器展示
 - ・専門家と文化財整理推進員による展示解説「縄文ギャラリーツアー」 各 1 回

期間中はいずれも 1,000 人以上の来場者があり、多くの方への広報となった。今後もこのような展示やイベントによる広報活動を通して、史跡・歴史・地域への興味関心を高めるとともに、史跡が郷土の誇りであるという意識を醸成していくことが重要だと考える。

広報活動としては、前述の特別展示のほか、町の広報「やまのうち」に佐野遺跡の紹介を掲載した。地方紙「北信ローカル」には毎週（全 41 回）の連載を行った。

[課題]

- ・効果的な常設展示
- ・企画展示の開催
- ・効果的な広報活動

第 3 節 整備の現状と課題

1 県道部分の歩道整備

[現状]

佐野遺跡内にある県道（未告示部分）の道路拡幅や歩道設置は地域住民の安全に関わる重要な課題である。特に史跡に隣接して小学校があることから、史跡内の道路は通学路となっていた。昭和 60 年には 11 月 22 日付けで地元地域（県道宮村湯田中停車場線未改良区間改良整備促進懇談会＝代表が町南部協議会長、佐野区長・寒沢区長連名）から町教育委員長宛てに陳情書が提出された。この陳情書の説明には、「近年とみに両県道の改良整備が住民要望の大きなつよいものとなり」「交通量が急速に増加している反面、未改良区間として残され幾多の事情解決が迫られています、（中略）最も中心となる穂波農協前の交叉点は両県道の交るところで有り、南部地区の事実上の中心地として附近に農協の数多い施設をはじ



歩道未設置部分(北側)



歩道未設置部分(南側)

め、南小学校、南部公民館、ほなみ保育園等々が集中して居ります。」「最大のネックは佐野遺跡と藤本屋商店の向い合う狭あいの箇所です。」「佐野遺跡の若干の部分を利用して利用することができるならば極めて快挙として促進の拠点となる」と要望している。その後道路改良はされたが、史跡部分だけには歩道が設置されず、現在に至る。そのかわり沿線の指定地内の第1史跡公園内に園路を設けた。歩行による通行は可能だが、公園が盛土となっているため、園路の両端は階段になっており、高齢者や押し車等（高齢者用、ベビーカー）には不便な状態である。降雪時の除雪にも対応する必要がある。

[課題]

- ・安全で、誰もが通りやすい歩道の設置

2 史跡公園の整備



第21図 佐野遺跡史跡公園計画図

(1) 第1史跡公園

[現状]

昭和50年8月には遺跡の範囲確認調査(第3次発掘調査)を行った。50か所の調査坑(2m四方を基本、一部は1m×1mや1m×2m)を掘り、土層の堆積状態や遺構・遺物の状態を調べた。これを基にして遺跡の範囲を認定し、昭和51年12月25日、購入地を含む範囲が国の史跡に指定された。

昭和52年、佐野遺跡保存整備計画策定委員会が組織された。委員は、町文化財審議委員、地元区長、地元保存委員会、町会議員、考古学関係者、行政関係者ら12名。土地所有、遺物整理、公園化などの内容が協議された。昭和54年9月には佐野遺跡環境整備の骨子がで

き（第21図）、次のように史跡公園として整備された。

- ・整備期間 昭和55年7月18日～11月30日
- ・場所 昭和51年に購入した町有地（第1・2次発掘現場とその周辺）
- ・事業総額 731万6千円（補助は国50%、県15%）
- ・整備内容 黒御影石の標識設置、ステンレス製案内看板の設置、炉跡・集石遺構の復元、芝張り、植栽（トチ・クヌギ・クリ・クルミなど）、盛土、石積、U字溝、柵など

現在、植生の変化を除けば整備当時の状態が維持されている。しかし、地面には雑草が入り込み、当初の植生からは変容してきている。トチ・クリ・クヌギ等の樹木は大木となって繁茂しており、これまで樹木剪定等の整備を行ってきた。

園内には集石・炉跡の位置を示すための石囲いが設けられているが、この石囲いは遺構とは無関係な石を置いているに過ぎず復元ではない。また、石畳も当時の状況を再現したものではなく、縁石も役割を果たしていない。景観を損ない、除草作業の支障にもなっている。



第1史跡公園（完成時）

（2）第2史跡公園

[現状]

昭和63年1月、史跡公園のさらなる充実を目指して、町教育委員会は「第2史跡公園整備計画書」を作成した。

〈第2史跡公園整備計画〉

- ・基本方針

現史跡公園の「静」に対して「動」の性格付として、縄文人の生活を体験する場として考える。近隣住民にも親しまれている大日堂の湯を囲んで、南側を「岩石の広場」、北側を「薬用・食用植物の迷路」とする。

- ・岩石の広場

佐野縄文人が石器素材としていた岩石を用い、広場の模様は佐野式土器文様の一つである「鍵の手文」を表す。用水路を隠すため、自然石を積み上げる。これらの石として、和田峠（長和町）産の黒曜石、菅平の安山岩、辰野・伊那のチャートなどを県下各地より集める。体験学習や集会の場とする。

・薬用・食用植物の迷路

縄文人の食生活を体験できるような植物を植え込む。薬用植物としてはドクダミ・ヨモギなど16種、食用植物としてはイタドリ・ワラビなど26種。広場には出土した土器文様の「三叉文」を表す。



薬用・食用植物の迷路（完成時）

- ・整備概要 町単独事業。予算総額800万円の5か年計画。

史跡の現状変更となるため、昭和63年8月に文化庁の許可を受け、翌平成元年3月に工事着工、2年次にわたって大日堂の湯入口外の舗装部分（入組鍵の手文様）等が完成した。3年次には旧警察官駐在所（大日堂の湯北側）を解体し、跡地に「薬用・食用食物の迷路」を着工、5年次に完成した。その後、「岩石の広場」および苑路の整備は行われなかった。



大日堂の湯入口外の舗装部分（現在）

現在、公共浴場「大日堂の湯」の入口外の舗装部分には「入組鍵の手文様」が残り、今も温泉施設の一部として利用されている。しかし完成した「薬用・食用食物の迷路」は雑草に覆われてしまい、草刈りは行っているが、整備当時の姿をとどめておらず、全く利用されていない。計画された「岩石の広場」および苑路の整備はその後も行われず、現在は空き地であり駐車場として利用されている。

来訪者専用の駐車場やトイレは、設置されていない状況である。近くにほなみふれあいセンターがあり利用することはできるが、開館時間外にはトイレの使用はできない。

[課題]

- ・公園の再整備（多くの方に親しまれる公園、学習の場・地域の誇りとなりうる公園）
- ・遺跡専用のトイレの設置

3 史跡周辺地域の整備

(1) 史跡周囲の景観保全

[現状]

指定地の隣接地（包蔵地）は、北側に民家・農協施設、東側に小学校・果樹園、南側に農協施設・民家、西側に果樹園が位置している。その外側には民家や農地、山ノ内の温泉地が広がり、山ノ内盆地を取り囲む山々へ続いている。

このように佐野遺跡周辺には農村的景観が保たれており、自然と共生する現状から、縄文時代晩期当時の環境を連想することができる。しかし、建物が立地している影響により、第2史跡公園からはある程度の眺望がきくものの、第1史跡公園からの眺望は確保されていない。史跡より離れた高台（集落外側の煙嵐勝処など）からはこうした景観を眺めることは

できる。

水環境としては、三沢川は河川工事によって河床も側壁もコンクリート化されており、史跡下部（西側）の湧水帯はその姿をとどめていない。

石器・土器原料調達先の可能性がある近くの露頭は見えない。

[課題]

- ・当時の景観や環境に配慮した保全、周辺整備

(2) 車利用者のための案内表示

[現状]

遺跡周辺の道路は既に整備され、バスの通行も可能な状況である。町には、上質な温泉地や国内屈指のスキー場、さらには世界的に注目を集めている地獄谷野猿公苑といった観光資源が存在する。しかし、佐野遺跡については観光利用が進んでいない状況である。そのため、主要道路である国道 292 号の佐野角間インターチェンジは佐野地域内（遺跡まで道のり約 800m）に位置しているものの、遺跡への案内表示板などは一切設置されていない。

[課題]

- ・佐野遺跡の観光資源としての利用
- ・案内表示板の設置

第 4 節 管理・運営・体制の現状と課題

1 遺跡の管理・運営

[現状]

遺跡の管理・運営は、町教育委員会生涯学習課文化創造推進係が担当しており、担当職員は、係長 1 名と係員 1 名、文化財整理推進員 1 名の 3 名である。

前述したように、包蔵地において住宅等建物の新築・改築、道路拡張、下水道敷設などにより現状変更が生じた際はその手続きを行い、発掘等の対応をしてきた。

史跡公園の管理においては、春から秋にかけて職員による月 1～2 回の草刈り作業（刈払機・草刈機使用）を行っている。しかし、夏季は草の繁茂が著しく、刈りにくい箇所も含まれるため、重労働となっている。また、園内に繁る樹木の剪定や枯れ枝伐採等も行ってきたが、樹木管理は今後も必要である。さらに、県道沿いの園路については南小学校の通学路としても利用されているため、積雪期は除雪が必要である。

[課題]

- ・私有地や史跡公園等を含めた遺跡全体のよりよい管理運営とその体制作り



佐野史跡公園の草刈作業

2 地元地域や関係団体等との連携体制

[現状]

現在、地元地域や関係団体等との連携体制はとられていない。

しかし、昭和 33・34 年の発掘時には、作業員として地域住民や学校の生徒らが加わり、一体となって作業を行った。遺跡保存のための公有地化にあたっては、地元佐野地域において佐野遺跡保存特別委員会（委員長は佐野区長）が結成され（第 9 表、第 22 図）、49 年に「(山ノ内町) 南部地域住民の総意によってお願いいたします」と記した請願書を町議会に提出した。長野県考古学会も「佐野遺跡保存に関する決議」を行い、町教育委員会に請願した。

こうした地元住民や関係団体による要望・行動が公有地化及び国指定につながった。当時は遺跡が地元の宝として受け止められ、住民の関心も非常に高いものであった。しかし、年月の経過や世代交代につれて、関心は次第に薄らいでいったと思われる。佐野遺跡を地元の宝として伝え、積極的に佐野遺跡の保存や活用を支援する組織の立ち上げを検討する。

[課題]

- ・地元地域、関係団体等や町関係部署との連携体制の構築
- ・支援組織の立ち上げ

第 9 表 佐野遺跡保存特別委員会の構成

委員長	佐野区長
委員	佐野区役員
	昭和 34 年度以降の歴代佐野区長
	南部地区の町会議員
	穂波農協長の推薦による理事監事
	南部協議会正副会長・会計・理事
	佐野区史編纂委員
	南部公民館長・主事
	佐野公民館長・主事



第 22 図 佐野遺跡保存特別委員会 短信その 2

第5章 大綱と基本方針

第1節 大綱

佐野遺跡の保存・活用については、第4章「現状と課題」で述べたように、現状において多くの課題を抱えている。この現状と課題を踏まえ、第1章第1節「保存活用計画策定の目的」で記した目的①「史跡の将来にわたる保存継承」、②「史跡の保存活用事業の適切な推進」の実現のために、次の大綱（史跡の保存活用計画を実現していくための根本的な概念）を設定する。

「縄文時代晩期、北信濃佐野の地に暮らした人びとの足跡を未来へ」

第2節 基本方針

大綱を実現するため、第4章「現状と課題」に基づいて、次のとおり基本方針を定める。

1 保存管理の基本方針

佐野遺跡の地を生活の舞台とした縄文人の痕跡は、土砂に覆われて2,500年以上保存されてきた。しかし、現在この地は再び生活の舞台となっているため、史跡指定後には多くの現状変更がされてきた。縄文時代晩期の痕跡を未来へ良好に伝えていくための、基本方針を次のとおりとする。

「史跡の本質的価値を損なうことがないように、適切な保存を図りながら、維持管理に努める」

- (1) 地区別に保存管理の方向性・方法を定める
- (2) 現状変更等の取扱基準を設定する
- (3) 遺跡の範囲を明確にする
- (4) 保存管理に資するため、必要な調査・研究を行う
- (5) 遺物・記録類等を適切に管理する

2 活用の基本方針

価値ある国史跡であるため、広く多くの方々への活用を図りたい。地元住民（区民、町民）にとっては日常的に活発に活用されることで、史跡や歴史への関心が高まり、郷土への誇りを育むきっかけとなることが理想である。こうした活用を通じた憩い・交流が、よりよい地域づくりに寄与することを期待する。また、地元住民以外の方々にとっても佐野遺跡を知ることによって日本の歴史の一端を学び、親しみ、現在・未来の社会の在り方や生き方等について考える機会にしてほしいと考える。そのためには、佐野遺跡の歴史的・文化的な魅力（価値）を広く発信することが不可欠である。また、イベント等を実施する際には、その日時・内容等の情報を適切に発信することも必要である。どのような情報をどのように発信すれば効果的なのか、具体的な方法を検討する必要がある。

「佐野遺跡の歴史的・文化的な魅力（価値等）や情報を広く発信し、多くの方々に学び・憩い・交流の場として活用を図る」

- (1) 学びの場としての充実を図る
- (2) 地元住民の憩い・交流の場としての充実を図る
- (3) 佐野遺跡の魅力・情報を発信する

3 整備の基本方針

遺跡の一部は、かつて整備され史跡公園化がなされたものの、30年以上が経過した中で公園の一部は荒廃し利用頻度は低下しており、再整備が必要となった。また、県道の歩道設置（園路整備）は地域にとって長年の課題となっているほか、史跡をさらに活用していくためには、周辺地域や他の文化財等と結びついた広域的な整備も求められる。こうした現状と課題を踏まえ、今後の再整備にあたり次を基本方針とする。

「佐野遺跡への親しみや興味関心をさらに高め、より充実した広範囲な活用へとつなげるため、史跡の魅力を最大限に引き出す整備に取り組む。」

- (1) 史跡公園の再整備を行う（園路建設を含む）
- (2) 史跡と一体となった周辺整備を行う

4 管理運営体制の基本方針

佐野遺跡の管理運営体制の現状と課題については、第4章第4節で述べたように町教育委員会のみで管理運営しており、他団体との連携も含め、次を基本方針とする。

「永続的な保存・活用のための適切な管理運営体制・支援組織を構築する」

- (1) 適切な管理運営体制を構築する
- (2) 支援組織を結成する

第6章 保存管理の方向性・方法

第1節 地区別の保存管理の方向性・方法（基本方針1）

1 保存管理の対象範囲と地区区分

第1章第3節で計画の対象区域として、「基本的には包蔵地の範囲とする。ただし、整備や活用に際しての広域的な部分については、その周辺地域を含む町域を範囲とする」とした。保存・管理の範囲についても、基本的には包蔵地の範囲とする。しかし、指定後の発掘において包蔵地に隣接する土地で遺物が出土した事実があったことから、包蔵地の隣接部分も保存管理の対象地とする。

包蔵地には、遺物が多数出土した遺跡中心部分である指定地部分と、出土が少数または皆無の部分（指定地を除いた包蔵地）がある。また、包蔵地の隣接部分は遺構・遺物が出土する可能性がある。包蔵地における土地利用や所有は、第19図・第20図の指定地内における種別・所有者別面積割合に示したように、多岐に渡る。包蔵地の隣接部分においても同様である。したがって、保存管理にあたっては、それぞれの土地の状況に応じた保存管理の方向性・方法を定め（基本方針1）、現状変更の取扱基準を設定する（基本方針2）必要がある。そこで、次のように地域を区分する。（図化したものは第23図）

A地区＝指定地（遺物出土が密な地区）

- A1地区 第1史跡公園（町所有の公園地、発掘あり）
- A2地区 第2史跡公園（町所有の公園地、発掘なし）
- A3地区 大日堂の湯・雑種地・水道施設地（町所有の公園地、発掘あり）
- A4地区 道路敷地・水路敷地（公有地、未告示の県道部分）
- A5地区 住宅地・施設店舗地（民有地）
- A6地区 農地（民有地）

B地区＝指定地を除いた包蔵地（遺物出土が少数または皆無の地区）

- B1地区 道路敷地・水路敷地（公有地）
- B2地区 住宅地・施設店舗地（民有地）
- B3地区 農地（民有地）

C地区＝包蔵地の隣接地（遺構・遺物が出土する可能性のある地区）

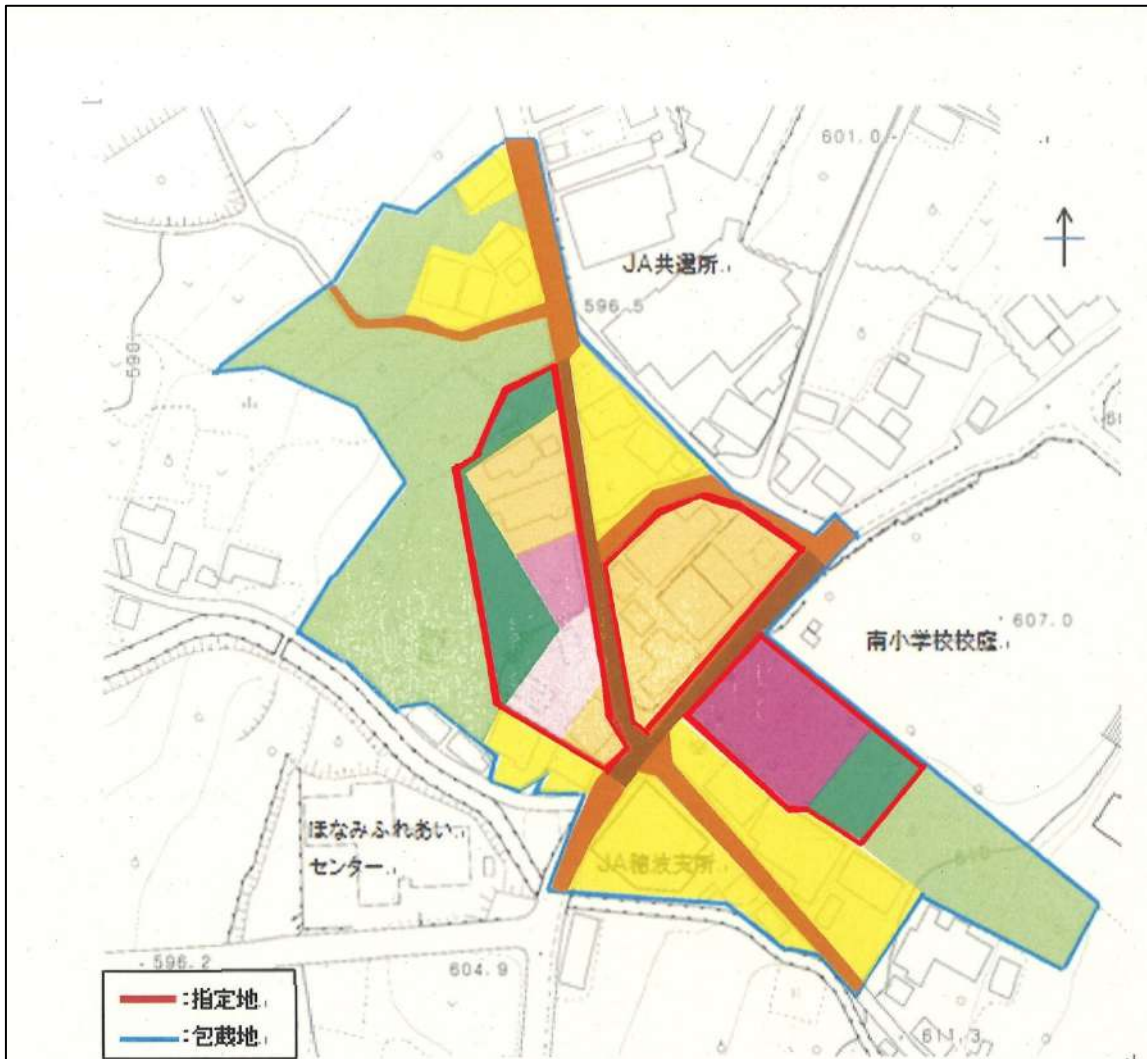
- C地区 公有地（南小学校・三沢川・道路敷地）および民有地（宅地・農地）

2 地区別の保存管理の方向性・方法










（この概要は第10表）

（1）全地区共通事項

- ①方向性 過去の調査で不十分な部分や未解明な部分があるため、状況に応じて保存活用を目的とした発掘調査を行う。
- ②方法 文化庁および県と事前協議のうえ、町教育委員会が発掘調査体制を構築し、以前の調査範囲や内容等を踏まえ、発掘範囲や方法等を決定し発掘調査を行う。



第 23 図 保存管理の地区区分

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 【凡例】 | A = 指定地 | B = 指定地を除いた包蔵地 |
|  | A 1 (第 1 史跡公園 = 町有地) |  B 1 (道路敷地・水路施設 = 公有地) |
|  | A 2 (第 2 史跡公園 = 町有地) |  B 2 (住宅地・施設店舗地 = 私有地) |
|  | A 3 (公園以外の町有地) |  B 3 (農地 = 私有地) |
|  | A 4 (道路敷地・水道敷地 = 公有地) | |
|  | A 5 (住宅地・施設店舗地 = 私有地) | |
|  | A 6 (農地 = 私有地) | |

第 23 図 佐野遺跡の保存管理地区区分

第10表 地区別の方向性・方法の概要

地区			方向性	方法
A1	指定地	第1史跡公園	発掘調査 再整備	委員会を設置して検討
A2	指定地	第2史跡公園	発掘調査 再整備	委員会を設置して検討
A3	指定地	大日堂の湯等の町有地	現状維持	取扱基準に応じた対応
A4	指定地	道路敷地・水路敷地	現状維持 未告示部分の解消	県・地元地区と協議
A5	指定地	民有地(住宅・店舗)	現状維持 公有地化検討	地権者と町で協議
A6	指定地	民有地(農地)	現状維持 公有地化検討	地権者と町で協議
B1	包蔵地	公有地	現状維持	取扱基準に応じた対応
B2	包蔵地	民有地(住宅・店舗)	現状維持	取扱基準に応じた対応
B3	包蔵地	民有地(農地)	現状維持	取扱基準に応じた対応
C	隣接地	全て	現状維持	取扱基準に応じた対応

(2) A1地区 第1史跡公園 (町有地)

①方向性 保存活用を目的とした発掘調査と再整備を行う。

この地区は指定前に第1・2次発掘調査が行われ、多量の遺物出土と遺構(集石、炉跡)検出があった場所である。しかし、狭い発掘調査範囲であったため、第4章の発掘調査の課題であげたように、集落の状況は未解明である。報告書には簡単な遺跡実測図や「石囲みの炉址」、発掘状態の写真が掲載されているが、詳細なものではなく、発掘状況を知るには不十分である。また、測量の記録も公園整備した際の盛土の厚さや状況等の記録もなく、現状を十分に把握できていない。したがって、これらを解明するための発掘調査を実施し、調査成果を踏まえ、地下遺構へ影響を及ぼさない範囲での再整備を行う。

②方法 以前の調査範囲や内容等を踏まえ、発掘範囲や方法等を決定し発掘調査を行う。再整備にあたっては委員会を設置し、内容を検討する。

(3) A2地区 第2史跡公園 (町有地)

①方向性 保存活用を目的とした発掘調査と再整備を行う。

史跡公園として整備されるにあたり建物は解体されたが、発掘調査は未実施であるため、この地区における遺跡の状況が未解明である。また、第4章の現状と課題で述べたように、この公園は当時の整備状況が荒れ、草地化している。したがって、これらの状況を把握し保存活用に資するための発掘調査を実施し、調査成果を踏まえ、地下遺構へ影響を及ぼさない範囲での再整備を行う。

②方法 以前建物があつた状況や公園整備状況等を踏まえ、発掘範囲や方法等を決定し発掘調査を行う。再整備にあたっては委員会を設置し、内容を検討する。

(4) A3地区 公共施設 (町有地)

①方向性 現状での保存とするが、現状変更が生じた場合は、原則として既に実施した工事範囲内において掘削を認める。

大日堂の湯は地元佐野区の公共施設、水道施設は町の施設であるが、改築が生じた場合には、包蔵地外への代替移転を第一とし、困難な場合には原則として既に実施した工事範囲内において掘削を認める。

駐車場に利用されている部分は現状維持とするが、未舗装のため地面状態に留意する。建物の新築は原則として認めない。

②方法 現状変更が生じた場合は、関係機関と事前協議のうえ、取扱基準に応じた対応を行う。

(5) A4地区 道路敷地・水路敷地（公有地）

①方向性 現状での保存とするが、現状変更が生じた場合は、原則として既に実施した工事範囲内において掘削を認める。

②方法 現状変更が生じた場合は、関係機関と事前協議のうえ、取扱基準に応じた対応を行う。

(6) A5地区 住宅地・店舗施設（私有地）

①方向性 現状での保存とするが、現状変更が生じた場合は、原則として既に実施した工事範囲内において掘削を認める。

土地を手放す状況が生じた場合は、公有地化を検討する。

②方法 現状変更が生じた場合は、関係機関と事前協議のうえ、取扱基準に応じた対応を行う。土地を手放す状況が生じた場合は、公有地化について地権者と関係機関で協議する。

(7) A6地区 農地（私有地）

①方向性 現状での保存とするが、現状変更が生じた場合は、原則として既に実施した工事範囲内において掘削を認める。建物を建てることは原則として認めない。土地を手放す状況が生じた場合は、公有地化を検討する。

②方法 現状では地下遺構に影響を及ぼさない範囲での耕作を認める。
現状変更が生じた場合は、関係機関と事前協議のうえ、取扱基準に応じた対応を行う。土地を手放す状況が生じた場合は、公有地化について地権者と関係機関で協議する。

(8) B1地区 道路敷地・水路敷地（公有地）

①方向性 現状での保存とするが、現状変更が生じた場合は、原則として既に実施した工事範囲内において掘削を認める。

②方法 現状変更が生じた場合は、関係機関と事前協議のうえ、取扱基準に応じた対応を行う。

(9) B2地区 住宅地・施設店舗地（私有地）

①方向性 現状での保存とするが、現状変更が生じた場合は、原則として既に実施した工事範囲内において掘削を認める。

②方法 現状変更が生じた場合は、関係機関と事前協議のうえ、取扱基準に応じた対応を行う。

を行う。

(10) B3地区 農地（民有地）

- ①方向性 現状での保存とするが、現状変更が生じた場合は、原則として既に実施した工事範囲内において掘削を認める。建物を建てることは原則として認めない。
- ②方法 現状では地下遺構に影響を及ぼさない範囲での耕作を認める。
現状変更が生じた場合は、関係機関と事前協議のうえ、取扱基準に応じた対処を行う。

(11) C地区 包蔵地に隣接した住宅地・農地（民有地）、学校・河川（公有地）

- ①方向性 現状での保存とするが、遺構や遺物が存在する可能性のある地区であるため、地下遺構の保存に影響を及ぼす土木工事や諸開発行為等の現状変更を計画した場合は、遺構や遺物の有無を確認する。
- ②方法 関係機関と事前協議のうえ、保存目的調査または立会調査等を行う。

第2節 現状変更等の取扱基準（基本方針2）

史跡については、文化財保護法125条による現状変更等の制限がある。また、文化財保護法92～94条による届出などにより、地下に埋蔵され保存されている遺構および遺物に対して何らかの影響を及ぼす行為について、厳しく制限されている。この行為とは、土地の状態を変化させる行為であり、具体的には建築物の新築・建替・増築・除却、工作物および埋設物の新設・改修・除却、道路や鉄道の新設・拡幅、掘削や盛土などの土地改変、木竹の植栽・改植・伐採・抜根などが考えられる。

これらを踏まえ、佐野遺跡においては、基本方針2にあたる、指定地を含む包蔵地（A・B地区）および隣接地（C地区）における現状変更等の取扱を次のように設定する。

1 現状変更等の申請が必要な行為

(1) 全体的な取扱

- ①現状変更等を計画した場合は、町教育委員会を窓口として事前協議を行う。
町教育委員会は文化庁・県と綿密に連絡をとる。
- ②現状変更等にあたっては、保存目的調査または立会調査を実施し、保存に万全を期す。
- ③地下遺構の保存に影響を及ぼす現状変更は、原則として認めない。
ただし、史跡の保存管理・活用整備を目的としたもの、住民の安全管理上必要なもの、公共・公益上必要なものについては、事前協議のうえ取扱基準に応じた対処を行う。
- ④地域や地域住民、各種法令、諸計画、関係部署等との調整・連携を図る。
- ⑤実施にあたっては、山ノ内町景観条例等に基づき、史跡にとって良好な景観の保全・育成にも配慮することとする。

(2) 項目別の取扱基準

第11表 項目別の取扱基準表

○…認める ×…認めない

No.	項目	指定地(A)	指定地を除いた包蔵地(B) および隣接地(C)
1	建築物の新築	×…原則 ○…史跡の保存管理・活用整備を 目的としたもの、住民の安全管理 上必要なもの、公共・公益上必要 なものについては、事前協議のう え地下遺構への影響が最小限で ある場合	○…保存目的調査または立会調査 によって重要な遺構が未検出の場 合 ×…保存目的調査または立会調査 によって重要な遺構が検出された場 合→計画変更する
2	道路の新設・拡幅		
3	建築物の建替・ 増築・修繕・改修	×…現建築地の範囲外(原則) ○…現建築地の範囲内	
4	道路の修繕・改修	×…既に掘削した範囲外(原則) ○…既に掘削した範囲内	
5	建築物の除却	×…遺構への影響が大きい場合 ○…遺構への影響が最小限の場合	
6	工作物の設置・ 修繕・改修・除却		
7	埋設物の設置・ 修繕・改修・除却		
8	地形改変		
9	木竹の植栽・ 改植・伐採・抜根		
10	鉄道軌道の新設	×	
11	耕作地の 天地返し	○…遺構面より上部の場合 ×…遺構面までかかる場合	

【注】

- ・新築…建築物のない土地に新たに建築物を建てること。
- ・建替…既存建築物の全部または一部を取り壊し、同一場所に建築すること。
- ・増築…現在建っている建築物の既存部分の床面積を増加させるか、棟別または棟続きで建築物を付加すること。
- ・修繕…新築当初の水準まで回復させる工事。
- ・改修…新築当初の水準以上に修理や改良を行う工事。
- ・除却…建築物や工作物等を取り壊し、更地にすること。

- ・工作物…農業用の資材置き場・支柱・ビニルハウス（基礎を有するものは除く＝建築物）、
電気通信施設、道路安全施設、案内板・解説版、街灯など。
- ・埋設物…上下水道管、配湯管等

2 現状変更等の申請が不要な行為

(1) 非常災害のために必要な応急措置

風水害・地震・火災・事故・老朽により倒壊した建築物や樹木等の除去、破損したライフライン（道路・電線・上下水道管等）の応急措置が該当する。

(2) 日常的な維持管理

①公園（A 1, A 2）

- ・植栽の日常的な手入れ（除草、剪定、枯損木除去）
- ・施設（石垣、縁石等）の保守点検等

②大日堂の湯等の町有地（A 3）

- ・通常の営業行為

③道路敷地・水路敷地（A 4、B 1）

- ・通常の保守点検

④住宅地・商業地（A 5、B 2）

- ・家庭菜園など、地下遺構に影響を及ぼさない軽度の掘削
- ・庭木や生け垣等の剪定などによる手入れ
- ・日常生活上必要な簡易工作物（物干し台等）の設置・除去
- ・その他上記に準ずる程度の日常生活・生業上必要なこと

⑤農地（A 6, B 3）

- ・地下遺構に影響を及ぼさない通常の営農行為
- ・果樹の剪定

第3節 指定地・包蔵地の範囲の明確化（基本方針3）

基本方針3にあたる、指定地・包蔵地の範囲の明確化について、次の2点を挙げる。

1 未告示部分の解消

第4章第1節「保存の現状と課題」の第2項に記したとおり、県道（宮村湯田中停車場線及び中野角間線）の道路敷が未告示となっている課題がある。史跡指定地域内にあるこの部分だけが指定されていないのは不相当だと指摘されて久しいが、今回の計画策定にあたり、この解消を図る。

については、町教育委員会が地元地域および管理者である県と協議をし、承諾を得た上で、告示の手続きを進める。

2 指定地・包蔵地の範囲の確定

上記1と同様、第4章第1節「保存の現状と課題」の第3項に記したとおり、指定後に行われた発掘調査によって、指定地外でも遺物の出土があった。包蔵地の範囲についても不明確な部分がある。

については、これまでの発掘調査と新たな範囲確認調査により、指定地と包蔵地の範囲を検討し、その成果について関係機関と協議のうえ確定する。

第4節 保存管理に資するために必要な調査・研究（基本方針4）

第4章第1節「保存の現状と課題」の第6項に記したとおり、史跡の調査・研究に課題がある。特に遺跡の全体像を明らかにするような遺構が検出されていない現状であるため、自然科学分析の成果も加えて、遺跡全体の構造や性格を明確にしていきたい。こうした究明によって新たな佐野遺跡の価値が一層高まり、当時の生活状況もさらに見えてくると考える。

については、第6章第1節第2項に記した史跡公園における発掘調査や、第3節第2項に記した範囲確認調査等の調査を行い、研究を進め、その成果に基づいて保存を図り、活用にもつなげる。

また、第4章第1節第7項に記した、佐野遺跡を含めて町全体における各遺跡の調査研究も必要である。遺跡の範囲確認調査、発掘調査による遺構・遺物確認、保管している遺物整理、遺跡台帳の加除修正、関係書類の整理など、さらに調査研究を推進していくとともに保存を図り、活用にもつなげる。その研究の一助として、専門書（巻末にある参考文献等）を徐々に買い調べていき、ガイダンス施設等で一般の利用者にも閲覧できるようにする。

なお、佐野遺跡における指定地・包蔵地のおよその発掘面積は第12表のとおりで、それぞれの総面積に占める割合は、指定地（未告示部分を含む）で約10.6%、包蔵地（指定地を含む）で約7.8%である。加えて、第11次発掘の県道宮村湯田中線および第12次発掘では、遺構面より上部の発掘であったため、遺構は保存されている。

第12表 指定地・包蔵地の発掘面積

発掘次	指定地(未告示部分を含む) (㎡)	包蔵地(指定地を含む) (㎡)
第1次	45	45
第2次	38	38
第3次	96	193
第4次	80	80
第5次	203	203
第6次	0	120
第7次	40	40
第8次	80	80
第9次	0	140
第10次	50	50
第11次	223	680
第12次	88	88
その他	102	162
合計①	1045	1919
総面積②	9904.7375	24600
総面積に占める割合 ①/②×100 (%)	10.55%	7.8%

第5節 遺物等の適切な管理（基本方針5）

第4章第1節「保存の現状と課題」の第5項に記したとおり、遺物等の再整理・保管には依然として課題が残されている。遺物等は再整理し、仮保管している状態であるが、これらを確実に未来へ継承していくため、適切な保管場所を決定し、適切な保管方法を確立する。

保管場所は、ほなみふれあいセンター・町文化センター・南小学校などが候補だが、町内3小学校の統合が決定したため、空き校舎の利用を含めて、恒久的構造を備えた恒常的施設を検討していく。施設は単に遺物等の収納だけではなく、活用もできる場所（ガイダンス施設等）として検討していく。

保管方法については、次の点を配慮しながら保管する。詳細は、『発掘調査のてびき ― 整理・報告書編一』（平成22年3月30日、文化庁文化財部記念物課発行）を参照する。

1 遺物の保管

- (1) 変色や劣化、カビ発生等を防ぐため、適切な保存条件（暗所、温湿度）の下で保管する。
- (2) 火災や自然災害などの発生に配慮した収蔵を行う。収納箱の地震による転落防止とともに、特に重要な遺物については防災に配慮した整理箱の使用なども進めていく。
- (3) 遺物には様々な種類があるが、劣化防止のため、温湿度状況などを調べ、各々に応じた保存処理や保管をする。
- (4) 遺物には個体番号を付し、箱番号を明記した整理箱（天箱）に収納したが、閲覧や調査等による出し入れを行う場合は混交しないよう細心の注意を払う。また、劣化により表示が判読不能になることを防ぐため、定期的に点検を行う。

2 記録類の保管

- (1) 災害を含む不慮の事故などによる破損や消失を防ぐため、作業用の資料については複製を作製し、原本は別に保管する。複製は複数作成し、別々の場所に分散保管する。
- (2) 紙媒体の記録類は、可能な限りデジタル化を推進し、両方で保管する。また、デジタルデータは汎用性の高い形式で保存する。バックアップも必ずとるが、紙媒体へ出力したバックアップも併せて保持する。
- (3) 現像写真・フィルムは、退色や劣化、カビ発生等を防ぐため、適切な保存条件（暗所、温湿度）の下で保管する。また、これらのデジタル化を図る。

第7章 活用の方向性・方法

第1節 学びの場としての充実（基本方針1）

1 学校教育の充実

ユネスコスクールとして町内の小・中各学校で取り組んでいるESD活動をはじめ、学校教育における地域学習・歴史学習・環境学習において、佐野遺跡に関わることで学習の充実を図る。日本の歴史を本格的に学ぶ小学校6年生と中学生はもちろんのこと、5年生以下においても、佐野遺跡の存在を知り、遺跡に親しみ、周囲の自然環境を学ぶといった多様な学習が想定される。これらの活動を円滑に進めるため、町教育委員会が中心となり、講師の派遣や教材化の支援、バスの手配など柔軟なサポート体制の構築を推進する。次のとおり具体的な学習例を挙げるが、各学校へ提案することで遺跡の活用を促し、関係機関とともに検討を重ね、より教育効果の高い活動として具体化を推進する。

(1) 南小学校1・2年生

①生活科「公園で遊ぼう」

- ・オニ遊び ・草と遊ぶ（シロツメクサなど）
- ・木の実拾い（トチ、クルミ、ドングリ）→お菓子作り（クッキーなど）

(2) 南小学校3・4・5年生

- ①理科 植物の観察・採集
- ②社会 地域探検、地域紹介
- ③総合 地域のイベント「佐野縄文まつり（仮称）」に参加しよう（出店など）
- ④図画工作 「弓矢を作ってみよう」→弓矢とばし
想像の絵「佐野の大昔のくらし」

(3) 南小学校6年生、中学生

- ①社会、総合 「佐野遺跡を調べよう」
 - ・佐野遺跡の話聞く
 - ・遺物を見てみよう、さわってみよう 土器の拓本取り
 - ・石器作り、石器体験（切る、クルミ割り）
 - ・土器作り 粘土で作る、焼く（できれば野焼き）
 - ・竪穴住居作り
 - ・昔のことをもっと調べよう
 - ・山ノ内町の遺跡を調べよう
 - ・紙芝居作り 佐野縄文人の生活
 - ・地域のイベント「佐野縄文まつり（仮称）」に参加しよう（出店など）

(4) 町内全小学校（全校あるいは学年別）

- ①図画工作 「土器・石器を作ってみよう」「弓矢を作ってみよう」
- ②行事 遠足（南小学校以外で実施。佐野遺跡を目的地または休憩地とする）

2 生涯学習の充実

地元佐野地区住民や町民が地域の歴史・文化財への関心を高め、理解を深める機会として、佐野区や町（教育委員会）が主体となり、町の代表的文化財である佐野遺跡について学ぶ機会の設定を検討する。区や公民館事業としての実施において、必要に応じ、町（教育委員会）が講師派遣や内容相談などの支援を行う。事業内容としては次のようなものが考えられる。

- ・講演会
- ・現地説明会
- ・現地での体験イベント（石器作り、土器作りなど）
- ・佐野遺跡を含めた地域の史跡巡り

第2節 地元住民の憩い・交流の場としての充実（基本方針2）

佐野第1史跡公園は、集落の一角に大木や草原があり、散歩や木の実拾い、雪遊び等が楽しめる憩いの場でもある。草刈りや樹木等の適切な管理により、日常的に利用されやすい環境を維持していく。また、遺跡に人が集まり交流の場となるためには、魅力ある行事（イベント）等の企画が必要である。第1節の各種学習会もその一つだが、住民も楽しめる行事の企画として、史跡公園を会場にした「佐野縄文まつり（仮称）」も一案である。各地で行われている縄文まつり等を参考にし、佐野地区・佐野遺跡ならではの企画を地元住民とともに検討する。必要に応じ、町（教育委員会）も内容の相談等の支援を行う。

◆「佐野縄文まつり（仮称）」内容例

- ・地元の農産物販売（リンゴ、ブドウ、山菜、野菜など） 各農家、JA
児童による学校で育てた雪白舞やリンゴ等の販売
- ・体験コーナー（勾玉作り、土器作り、石器作り、弓矢、縄文服で記念写真、拓本、石器でクルミ割り、縄文ジグソーパズル）
- ・佐野遺跡クイズ
- ・青森の縄文晩期の土器・土製品・石器等の展示
- ・縄文グッズ販売 各地の博物館やマニア等と連携
- ・ジビエバーベキュー、ジビエ販売
- ・陶器販売 陶芸クラブ等
- ・「大日堂の湯」一般開放

第3節 魅力・情報等の発信（基本方針3）

1 研究成果に基づいた遺跡の魅力（価値等）発信

研究による新たな成果は、佐野遺跡の新たな価値の発見、魅力向上につながる。この成果を発信することで、人々の歴史への興味関心を高めることや、現代・未来の在り方、さらには、自分自身の生き方を見つめ直す貴重な機会となる。また、地元住民にとっては地域の誇りにもつながる。したがって、研究成果の効果的な発信を推進する。

(1) 常設展示の充実

現在、ほなみふれあいセンター及び文化センターにて常設展示を行っているが、今後とも継続するとともに、展示替え等により内容のさらなる充実を図る。特に、地元であるほなみふれあいセンターの展示については、約10年来展示替えを行っていない状況であるため、地域住民や同センターとともに展示替えを検討する。

(2) 企画展示の開催

令和4～6年度にロマン美術館にて企画展示を行ったが、今後も新たな企画をしていく。新たな研究成果が得られた場合の公開展示や、佐野遺跡出土遺物だけの展示に限定せず、同時期における他の遺跡での出土遺物との比較展示や、時系列で佐野遺跡を位置付ける展示等の企画展示を検討する。

(3) 様々な方法での情報発信

上記の展示以外でも、ホームページへの掲載など、佐野遺跡の情報が随時得られるような発信の内容・方法を検討し、実施する。

2 各種イベントの開催案内

前述した講演会・体験イベント・縄文まつり等の各種イベントの開催について広く発信する。その方法についても、町の担当部局とも連携しホームページやライン、広報などの情報発信システムを有効活用し、効果的な発信を工夫する。

3 友好交流都市への発信

幅広い情報発信の一つとして、友好交流都市（姉妹都市）との連携を生かしたい。当町は現在、次の地域と自治体間で友好交流を行っている。

国内

- ・東京都足立区（人口約62万人 1982年友好自治体提携）
- ・群馬県玉村町（人口約3万7千人 2007年友好交流都市提携）
- ・北海道美唄市（人口約1万8千人 2024年パートナー協定）

国外

- ・中国北京市密雲区（人口約45万人 2007年友好交流都市提携）
- ・アメリカ合衆国コロラド州ベイル町（人口約5400人 2018年国際友好交流提携）
- ・フランスのサン・ジェルヴェ・レ・バン市（人口約5700人 2024年覚書締結）

この連携を生かして、佐野遺跡の情報を発信する。また、交流の一つとして、互いの歴史・文化を紹介する中に当方では佐野遺跡についての内容を盛り込み、遺物の出前展示や解説会等の開催を検討する。

第8章 整備の方向性・方法

第1節 史跡公園の再整備（基本方針1）

第4章「現状と課題」で述べたように、本史跡公園は最初の整備から40年が経過し、景観を損ねる部分や一部未整備の部分もあるなど、佐野遺跡の本質的価値を十分に伝えられていない状況にある。そのため、歴史探訪や観光を目的として来訪する人は少なく、地域住民の利用も少ない状況にある。こうした現状を打開するため、佐野遺跡の本質的価値を捉え、住民が憩い・交流・生活の場として利用できるような史跡公園として再整備を図り、ARやVRの技術も用いるなど当時の様子を分かりやすく表現する設備の設置も検討する。

再整備にあたっては地元住民と共に検討し、だれもが訪れたいくなるような魅力のある公園を目指す。ただし、佐野遺跡の本質的価値を失うことがないよう相互理解が必要となる。

(1) 第1史跡公園

- ・史跡公園の整備にあたっては、改めて保存・活用のための発掘調査を実施し、その結果を踏まえた上で、整備の方向性を検討する。
- ・公園内の植栽（トチ・クリ・クルミ等）については、木の実拾いや木陰を利用した休憩場所としての利用もされているが、倒木や枝折れの危険性、維持管理の難しさが課題となっている。植栽は史跡の「その他の構成要素」でもあるため、整備にあたっては史跡の景観や価値を損ねず、憩いの場としての環境を保てるよう、課題解消に向けた管理の方策（伐採等含む）を検討する。
- ・公園内には来訪者が休息できる施設が未整備であるため、便益施設の設置を検討する。
- ・公園内には史跡を知り親しめるような園路が整備されておらず、車いす等での見学ができない。また、隣接する県道宮村湯田中停車場線には歩道が未設置であるため、来訪者の安全確保が十分ではない状況にある。そのため、県道を管理している県建設事務所・地元佐野区・近隣地域などと綿密に協議し、史跡を安全に見学することができ、回遊性を確保した園路（一部歩道を兼ねる）の整備を早期に目指す必要がある。

(2) 第2史跡公園

- ・史跡指定時に整備された「薬用・食用植物の迷路」は荒れてしまい、当初計画にあった「岩石の広場」は整備されていない状況である。史跡の本質的価値を見学者に伝えられるよう当初計画を見直し、植栽の管理等を含めた整備の方向性を検討する。
- ・地域住民の憩い・交流・生活の場として利用できるような園路・広場等の整備を検討する。
- ・公共浴場「大日堂の湯」の在り方については、地元地区の住民と協議を進めていく必要があり、周辺環境に合わせた整備を検討する。

第2節 第1・第2史跡公園以外の整備（基本方針2）

第6章で設定した範囲（A3・A4・A5・A6・B1・B2・B3）は保存管理において「現状維

持」としているため、原則として整備は行わない。ただし、指定地内の民有地である A5・A6 においては「公有地化検討」としているため、公有地化された場合には整備内容を検討する。

第 3 節 史跡周辺の整備（基本方針 3）

1 来訪者が訪れやすい史跡公園周辺整備

第 4 章「現状と課題」で述べたように、佐野遺跡は観光地化されていないため、観光客や研究者等の来訪において、駐車場・トイレ、案内などの対応が十分できていないという課題がある。そこで、地域内外の来訪者が学び・憩い・交流の場として訪れやすくなるよう町（教育委員会）が、担当部局や観光局、地元区等と連携しながら、その整備を推進する。小学校が近くにあることから、安全対策に十分に配慮する。

（1）駐車場

- ・できるだけ公園の近くに設置できるよう、場所、規模（駐車台数等）、管理方法、案内表示等について検討する。

（2）トイレの設置

- ・設置する場所の確保、管理方法、設置数等について検討する。

（3）案内表示

- ・主要道路である国道 292 号への案内表示板の設置、道の駅等での案内表示などが考えられるが、関係部署や地元地区と検討する。
- ・町の観光パンフレット等への記載について検討する。

（4）ガイダンス施設の設置

- ・史跡公園における面的な整備だけでなく、近隣の空き校舎などを利用したガイダンス施設の整備も検討する。
- ・ガイダンス施設では、佐野遺跡の解説や出土した遺物等を展示し、地域資源としての魅力を増大させられるように内容を検討する。
- ・ガイダンス施設は、文化財を活用した学習体験の提供や文化財ボランティア等の人材育成の拠点としても活用し、遺跡を核としたコミュニティ形成の機能についても検討していく必要がある。

（5）その他

- ・佐野遺跡ならではの土産品の開発やボランティア等による案内等について検討する。

2 他の観光地・文化財・周辺地域（環境、景観）との連携

山ノ内町の主力産業である観光業と佐野遺跡の活用を密接に連携させ、遺跡周辺に点在する数多くの観光地や文化財と結びついた整備を検討する。また、周辺には豊かな里山や田園風景が広がっているため、これらの地域資源も最大限に生かし、周辺環境や景観と一体となった活用を検討する。

(1) 観光コースの設定

- ・佐野遺跡周辺の観光地や文化財を組み合わせた観光コースの設定を検討する。これにより、町全体の歴史・文化的資源を効率的に巡る仕組みを構築し、相乗効果を図る。

(2) 遊歩道の設定

- ・地域の自然環境を体感できる活用策として、遊歩道の設定を検討する。特に、佐野遺跡の南東約 300m は、縄文人が石材（黒色頁岩）や粘土を採取した可能性のある里山や林道があるため、これらの地域資源の活用を検討する。

(3) 説明板・案内板の設置

- ・来訪者が周辺の文化遺産や自然環境等を正しく理解できるための、適切な情報の提供と案内整備として、遊歩道沿いや各地域資源のポイントに説明板や案内板の設置を検討する。

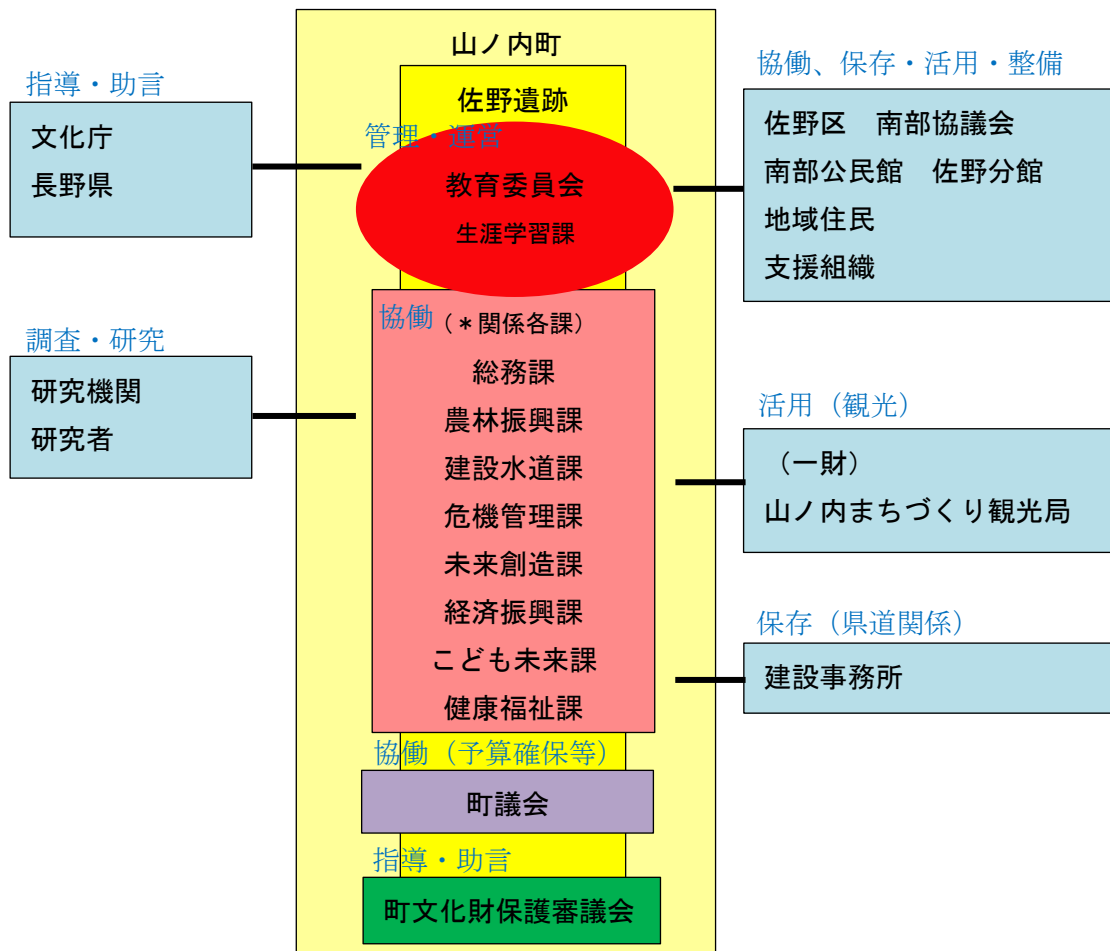
(4) 展望所の設置

- ・景観を楽しみながら、佐野遺跡が位置する地域の特徴を視覚的に捉えることができる場の整備として、山ノ内盆地の広がりや、それを取り囲む里山及び北信五岳の山々を一望できる展望所の設置を検討する。

第9章 管理運営のための体制づくり等

第1節 適切な管理運営体制の構築（基本方針1）

佐野遺跡の管理・運営については、町教育委員会（生涯学習課文化創造推進係）が中心となり、町内外の関係する部署・機関・団体等と広く連携する体制づくりが欠かせない。その体制を次の模式図（第24図）に示す。この体制づくりは町教育委員会が推進する。



第24図 佐野遺跡管理運営体制図

*関係各課との連携

- ・総務課 予算（保存・活用・整備）、情報発信（活用）
- ・農林振興課 農地（保存）
- ・建設水道課 道路・上下水道（保存）
- ・危機管理課 災害対応（保存）
- ・未来創造課 地域づくり（活用・整備）
- ・経済振興課 観光（活用）
- ・こども未来課 学校教育（活用-学び）
- ・健康福祉課 生涯学習（活用-学び）

なお、管理・運営においては、考古学や文化財等についての専門知識を持ち、中・長期にわたってその業務を遂行できる専門員の配置（採用）が欠かせない。適切な管理・運営が佐野遺跡をより良い状態で未来へ引き継いでいくことにつながる。よって、町教育委員会に管理・運営面の中心となる専門員を配置（採用）する。

第2節 支援組織の立ち上げ（基本方針2）

かつて史跡公園として整備がなされたものの、次第に活用が停滞し、遺跡に対する関心が低下した背景には、地元住民との関わりが薄かったことが一因として挙げられる。佐野遺跡を地元の宝・国の宝として後世へ伝えていくためには、町教育委員会が中心となりながらも、地元地域と連携をとりつつ管理・運営していくことが欠かせないと考えられる。そこで、地元住民が参加できる活動として、具体的に次の活動が想定される。

- ・ 史跡公園の維持管理として、草刈り・剪定などの植栽の手入れ、清掃活動
- ・ イベントにおける企画・運営
- ・ 学びにおける佐野遺跡や周遊コースでの解説
- ・ 発掘や遺物整理を行う場合の作業

こうした活動の多くはボランティア活動になると思われるが、実際に遺跡の保存・活用に関わる活動を通して遺跡や地元への愛着を深める貴重な機会となる。ただ、活動が過度な負担とならないよう、遺跡の価値を共有し、地元の宝であるという意識を醸成しておくことが肝要である。また、活動を通じて得られる充実感や達成感こそが、持続的な活動の原動力となる。これらを実現するため、町教育委員会が中心となり地元区と連携しながら、支援組織（区の組織、あるいはボランティア組織）の立ち上げを検討する。結成後は、活動内容について町教育委員会が連携を図りながら支援する。小・中学生など若年層にも働きかけ、活動が受け継がれる仕組みを構築していく。

第3節 町全体の文化財調査ならびに保存活用計画策定（基本方針3）

佐野遺跡の保存活用については、町全体の文化財保存活用の中に位置づけることも必要である。しかし、第4章第1節第7項の現状と課題で述べたように、町の文化財全般にわたって把握できていない部分がある。遺跡のみならず、古文書等未指定の文化財を含めた調査研究を進める。また、町全体の文化財の保存活用計画の策定について研究を行う。

第 10 章 実施計画

保存・活用・整備・体制構築に関する実施計画は第 13 表のとおりである。保存活用計画承認後、それぞれ計画・実施を推進する。

第 1 節 保存

(1) 日常の維持管理・保存

史跡における日常の維持管理・保存については継続的に行う。また、現状変更が生じた場合には取扱基準に応じた対処を行う。

(2) 公有地化

当事者と連携のうえ、移転の有無や希望があれば公有地化について検討する。

(3) 遺跡範囲

調査員を配置し、関係機関と連携のうえ、指定地及び包蔵地の範囲精査・見直しを実施する。

(4) 佐野遺跡の発掘調査および町内遺跡の調査

関係機関と連携のうえ、調査体制の構築及び調査内容（実施期間・範囲、実施方法、整理等）について検討し、実施する。また、必要に応じて現状変更許可申請等の手続きを行う。

(5) 遺物等の管理

遺物等については町文化センターにて仮保管とし、恒久的な保管場所が確保され次第、移動・収蔵する。保存にあたっては、温湿度の管理をはじめとする保存環境の維持に万全を期す。

第 2 節 活用

(1) 学び・憩い・交流の場

教育機関及び地元地区等と連携のうえ、学習内容やイベント等の企画・立案を行う。実施可能な事業から速やかに着手し、地域一体となった史跡活用を推進する。

(2) 情報発信

イベント情報や発掘・整備の進捗状況を随時発信する。効果的な情報発信の在り方を模索し、広報媒体の多様化や内容の充実に努める。

(3) 友好都市との連携

関係部署と連携のうえ、事業計画を策定するとともに、効果的な情報発信に向けた体制を整備する。

第3節 整備

(1) 公園再整備・周辺整備

関係機関と連携のうえ、整備委員会における専門家の助言や地元住民の意見を反映した整備計画を策定する。特に長年の懸案である園路整備は優先的に進めるとともに、当該地点では遺物の大量出土が見込まれるため、発掘調査を行い、その結果を公園整備と保存・活用に繋げる。なお、必要に応じて現状変更申請等の手続きを行う。

(2) 観光コース等の整備

地元地区や教育機関、関係機関と連携のうえ、計画を立案実行する。

第4節 体制構築

(1) 管理運営体制や支援組織の立ち上げ

地元地区との協議を重ね、管理運営に資する支援組織の立ち上げを図る。

第13表 佐野遺跡実施計画

No.	項目	内容	令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度～
1	保存	日常の維持管理・保存	取扱基準に応じて実施					
2		公有地化	該当事者との連絡(保存計画説明、移転の有無や希望等の聞き取り) 移転希望があれば公有地化について検討					
3		遺跡範囲の検討	計画立案			調査研究・見直し・範囲確定		
4		佐野遺跡の発掘調査(史跡指定地)	発掘調査計画立案	発掘調査・整理作業		整理作業		
5		町内遺跡の調査	計画・調査			調査		
6		遺物等の管理	正式な場所が決まるまで仮保管(町文化センター等) 保管場所・保存方法の検討				正式な保管場所へ 遺物の移動・管理	
7	活用	学びの場 (学校教育・生涯学習)	関係機関と連携して 学習機会を創出		関係機関と連携して 学習機会を創出		関係機関と連携して 学習機会を創出	
8			関係機関と連携して イベント等を検討・実施		関係機関と連携して イベント等を検討・実施		関係機関と連携して イベント等を検討・実施	
9		憩い・交流の場	関係機関と連携して イベント等を検討・実施		関係機関と連携して イベント等を検討・実施		関係機関と連携して イベント等を検討・実施	
10		情報発信	常設展・企画展の計画・実施 イベント等開催案内		常設展・企画展の計画・実施 イベント等開催案内 発掘調査状況等の随時発信		常設展・企画展の計画・実施 イベント等開催案内 整備状況等の随時発信	
11	友好都市との連携	計画・実施						
12	整備	公園再整備 周辺整備	整備基本計画策定 委員会の設置準備	整備基本計画策定委員会の 設置・開催		実施設計	整備	
13		観光コース・遊歩道	整備基本計画策定 委員会の設置準備	整備基本計画策定委員会の 設置・開催		実施設計	整備	
14	運営 ・ 体制	管理運営体制	検討(地元地区等と町教委)→構築					
15		支援組織立ち上げ	検討(地元地区等と町教委)→募集し結成					

第5節 経過観察

史跡佐野遺跡の確実な保存と活用の推進のためには、実施される多様な事業を計画的に経過観察し、進捗状況を把握したうえで事業の有効性・効果を評価しつつ事業計画の見直しや改善を行う必要がある。

経過観察の方法については、山ノ内町教育委員会が主体となり山ノ内町文化財保護審議会と連携のうえ、平成27年（2015）3月に文化庁が刊行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』にて示された自己点検表を基に作成した第14表を利用する。実施については、関係する庁内他部局と連携して年1回行う。

実施結果については、適宜文化庁や長野県へ報告し、指導・助言を受けて事業計画の見直し等を行う。

第14表 経過観察点検チェックシート

項目	実施例	取組状況			
		未実施	実施中	実施済	備考 (現状、目的、成果等)
基本情報	ア) 標識は適正に設置されているか				
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか				
	ウ) 説明板は設置されているか				
保存	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか				
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか				
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか				
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか				
	オ) 災害対策は十分されているか				
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか				
	キ) 日常的な管理はされているか				
	ク) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか				
	ケ) 史跡等周辺的环境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか				
	コ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか				

活用	ア)公開が適切に行われているか				
	イ)史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか				
	ウ)住民の文化的活動の場となっているか				
	エ)まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか				
	オ)文化的観光資源としての活用がされているか				
	カ)体験学習等は計画的に実施しているか				
	キ)パンフレット等は活用されているか				
	ク)外国人向けの対応はなされているか				
	ケ)ガイダンス等の施設は十分に活用されているか				
整備	ア)整備基本計画は策定されているか				
	イ)史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか				
	ウ)遺構等に影響がないように整備されているか				
	エ)修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか				
	オ)整備後に、修復の状況を管理しているか				
	カ)復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか				
	キ)活用を意識した整備が行われているか				
	ク)多言語に対応した整備が行われているか				
	ケ)整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか				
	コ)整備基本計画に基づいて実施されているか				
サ)整備基本計画の見直しはされているか					
運営・体制	ア)運営については適切に行われているか				
	イ)体制については十分であるか				
	ウ)他部署との連携については十分であるか				
	エ)地域との連携については十分であるか				
	オ)予算確保のための取組はあるか				

【引用・参考文献】

- 1 山ノ内町教育委員会『佐野』（第1・2次調査報告書）1967年
- 2 山ノ内町教育委員会『佐野遺跡範囲確認調査報告書』1975年
- 3 山ノ内町教育委員会『佐野遺跡第4次発掘調査報告書』1977年
- 4 山ノ内町教育委員会『佐野遺跡第5次発掘調査報告書』1978年
- 5 山ノ内町教育委員会『佐野遺跡第6次発掘調査報告書』1981年
- 6 山ノ内町教育委員会『佐野遺跡第7次発掘調査報告書』1982年
- 7 山ノ内町教育委員会『佐野遺跡第8次発掘調査報告書』1989年
- 8 山ノ内町教育委員会『佐野遺跡第9次発掘調査報告書』1990年
- 9 山ノ内町教育委員会『佐野遺跡第10次発掘調査報告書』1993年
- 10 山ノ内町教育委員会『佐野遺跡第11次発掘調査報告書』2006年
- 11 山ノ内町教育委員会『佐野遺跡第12次発掘調査報告書』2010年
- 12 山ノ内町教育委員会『佐野遺跡について』（永峯光一先生講演記録）1976年
- 13 山ノ内町教育委員会『史跡佐野遺跡について』（『高井』57別冊）1981年
- 14 村上富吉「佐野遺跡の史跡指定をうけるまで」（高井地方史研究会『高井』57）1981年
- 15 山ノ内町教育委員会『伊勢宮』1981年
- 16 山ノ内町教育委員会『上林中道南遺跡』（第1次発掘調査報告書）1985年
- 17 山ノ内町教育委員会『上林中道南遺跡Ⅱ』（第2次発掘調査報告書）1995年
- 18 山ノ内町教育委員会『上林中道南遺跡Ⅲ』（第3次発掘調査報告書）1996年
- 19 山ノ内町教育委員会『上林中道南遺跡Ⅳ』（第4次発掘調査報告書）2003年
- 20 山ノ内町教育委員会『上林中道南遺跡Ⅴ』（第5次発掘調査報告書）2004年
- 21 山ノ内町教育委員会『島崎遺跡』1994年
- 22 山ノ内町教育委員会『上条遺跡調査略報』1967年
- 23 山ノ内町教育委員会『第2次上条遺跡調査略報』1968年
- 24 山ノ内町教育委員会『上塚の墓趾的遺構』（『高井』30別冊）1974年
- 25 山ノ内町誌刊行会『山ノ内町誌』1973年
- 26 山ノ内町教育委員会『山ノ内町の文化財』1983年
- 27 山ノ内町教育委員会『下高井郡山ノ内町所在埋蔵文化財調査報告書』1972年
- 28 山ノ内町『やまのうちの自然とくらし』2021年
- 29 佐野の歴史編集委員会『佐野の歴史』1979年
- 30 関孝一「佐野式土器に関する諸問題」（『日本考古学協会48年大会要旨』）1973年
- 31 関孝一「佐野式土器文化について」（『高井』31）1975年
- 32 関孝一「佐野遺跡」（郷土出版社『太古のロマン 信州の大遺跡』）1994年
- 33 関孝一「佐野の土器」（ほおずき書籍『かもしかの狩人-山洞人抄録-』）2008年
- 34 関杏介『信州縄文時代晩期前半における佐野式土器の編年と地域性』（富山大学大学院修士論文）2023年

- 35 田川幸生「佐野遺跡」『日本考古学年報 28』1977 年
- 36 田川幸生「回想 史跡「佐野遺跡」の保存運動をめぐって」『長野県考古学会誌 135・136 合併号』2011 年
- 37 宮下健司「佐野式土器」(雄山閣『日本土器事典』) 1996 年
- 38 宮下健司「森のなかの縄文文化」河出書房新社『図説 長野県の歴史』(図説 日本の歴史 20) 1988 年
- 39 宮下健司「長野県の土偶」『国立歴史民俗博物館研究報告 37』1992 年
- 40 宮下健司「佐野式土器」「佐野遺跡」(東京堂出版『縄文時代研究辞典』) 1994 年
- 41 宮下健司「地域の様相 中部高地」(青木書店『講座日本の考古学 3 縄文時代(上)』) 2013 年
- 42 中沢道彦「縄文文化の終焉—晩期」(御代田町誌刊行会『御代田町誌 歴史編上—原始・古代・中世—』) 1998 年
- 43 中沢道彦「佐野式土器」(アム・プロモーション『総覧縄文土器』) 2008 年
- 44 中沢道彦「佐野式土器研究の現状と課題」(第 17 回縄文セミナー『晩期中葉の再検討』) 2004 年
- 45 中沢道彦「女鳥羽川式」生成小考」(突帯文土器研究会『突帯文土器から条痕文土器へ』第 1 回東海考古学フォーラム豊橋大会) 1993 年
- 46 中沢道彦「土器型式編年論晩期」(縄文時代文化研究会『縄文時代』8) 1997 年
- 47 中沢道彦「土器型式編年論晩期」(縄文時代文化研究会『縄文時代』12) 2001 年
- 48 中沢道彦「縄文時代晩期後葉～弥生時代前期—千曲川・信濃川流域の様相」(津南町教育委員会『千曲川・信濃川流域の先史文化』) 2021 年
- 49 岩佐今朝人「佐野Ⅰ式土器」「佐野Ⅱ式土器」(千曲川水系古代文化研究所『編年-中部高地における型式-』) 1980 年
- 50 平林彰・綿田弘実「時代と編年縄文土器(7)縄文晩期の土器」『長野県史考古学資料編 全 1 巻(4)遺構・遺物』1988 年
- 51 大原正義「北信濃山ノ神遺跡出土の土器について」(信濃史学会『信濃』Ⅲ33-4) 1981 年
- 52 大原正義「佐野遺跡」(長野県史 考古学資料編(二) 主要遺跡 北・東信) 1982 年
- 53 大原正義「長野県氷遺跡」(有斐閣『探訪縄文の遺跡 東日本編』) 1986 年
- 54 渡邊裕之「縄文時代晩期前葉の文化様相—考古資料からみた信濃川流域の考古文化—」(津南町教育委員会『千曲川-信濃川流域の先史文化』) 2021 年
- 55 小野勝年「下高井地方の考古学的調査」(長野県『下高井』) 1953 年
- 56 八幡一郎「信濃国下高井佐野の土器」(東京考古学会『考古学』第 3 巻第 3 号) 1932 年
- 57 八幡一郎「奥州文化南漸資料」(東京考古学会『考古学』1-1, 2, 3) 1930 年
- 58 山内清男「日本遠古の文化 三 縄紋土器の終末」(岡書院『ドルメン』6) 1932 年

- 59 山内清男「日本考古学の秩序」(翰林書房『ミネルヴァ』1-4) 1936年
- 60 山内清男「所謂亀ヶ岡式土器の分布と縄紋式土器の終末」(東京考古学会『考古学』1-3) 1930年
- 61 山内清男「所謂亀ヶ岡式土器の分布」(東京考古学会『考古学』1-4) 1930年
- 62 山内清男「縄紋土器型式の細別と大別」(先史考古学会『先史考古学』1-1) 1937年
- 63 山内清男ほか『日本原始美術1 縄文式土器』講談社 1964年
- 64 永峯光一「千曲川沿岸地方における晩期縄文式土器に就いて」(石器時代研究会『石器時代』1) 1955年
- 65 永峯光一「佐野遺跡について」(高井地方史研究会『高井』36) 1976年
- 66 永峯光一「史跡佐野遺跡について」(高井地方史研究会『高井』57) 1981年
- 67 永峯光一「縄文晩期文化・中部日本」(雄山閣『新版考古学講座3 先史文化』) 1969年
- 68 永峯光一「中部・北陸地方」(講談社『縄文土器大成4 晩期』) 1981年
- 69 永峯光一「縄文文化の発展と地域性・中部」(河出書房新社『日本の考古学Ⅱ 縄文時代』) 1965年
- 70 永峯光一「氷遺跡の調査とその研究」(石器時代文化研究会『石器時代』9) 1969年
- 71 永峯光一・永峯光一著作選集刊行会『永峯光一著作選集』2005年
- 72 藤森栄一「各地域の縄文式土器・中部」(河出書房『日本考古学講座』3) 1956年
- 73 藤森栄一・桐原健『信濃考古学散歩』学生社 1968年
- 74 土谷崇夫「石礫組成からみた集団間関係の一つの解釈ー縄文晩期の佐野式土器文化圏を中心にー」『長野県考古学会誌 129』2009年
- 75 鶴田典昭「中部高地における石器組成」『長野県考古学会誌 143・144 合併号』2012年
- 76 戸沢充則「原始文化の繁栄」(長野県史刊行会『長野県史通史編 第一巻原始・古代』) 1989年
- 77 中村豊「浮線紋土器の成立過程」(立命館大学考古学論集刊行会『立命館大学考古学論集Ⅰ』) 1997年
- 78 馬場保之「縄文時代晩期墓制に関する一考察ー長野県南部を中心としてー」(長野県考古学会『中部高地の考古学』Ⅳ) 1994年
- 79 水野清一・小林行雄ほか『図解 考古学辞典』東京創元社 1959年
- 80 宮沢桂「亀ヶ岡文化の外郭における土器型式の研究」(『若木考古』57・58) 1960年
- 81 安孫子昭二「縄文式土器の型式と編年」(有斐閣『日本考古学を学ぶ(1)』) 1978年
- 82 安孫子昭二「関東・中部地方」(講談社『縄文土器大成3 後期』) 1981年
- 83 石川日出志「中部地方以西の縄文晩期浮線文土器」(信濃史学会『信濃』Ⅲ33-4) 1988年
- 84 鈴木克彦編『「亀ヶ岡文化」論の再構築』(季刊考古学・別冊25) 2018年
- 85 鈴木克彦『遮光器土偶の集成研究』弘前学院出版会 2018年
- 86 谷口康浩『入門縄文時代の考古学』同成社 2019年

- 87 玉田芳英ほか『史跡で読む日本の歴史1 列島文化のはじまり』吉川弘文館 2009年
- 88 桐原健・樋口昇一「善光寺平2 千曲川流域の縄文・弥生遺跡」(保育社『日本の古代遺跡 50 長野』) 1996年
- 89 長野県考古学会「Ⅲ縄文時代〈晩期〉」(信濃毎日新聞社『遺跡と遺物』) 1982年
- 90 長野県史刊行会『長野県史考古資料編 第1巻(1)遺跡地名表』1981年
- 91 設楽博己「中部地方における弥生土器の成立過程」(信濃史学会『信濃』Ⅲ34-4) 1985年
- 92 設楽博己「縄文土器晩期」(至文堂『日本の美術』499) 2007年
- 93 百瀬長秀「長野県の概況」(縄文セミナーの会『第5回縄文セミナー 縄文晩期の諸問題』) 1992年
- 94 百瀬長秀「浮線文期遺跡分布論」(長野県考古学会『中部高地の考古学』Ⅳ) 1994年
- 95 百瀬長秀「中ノ沢式土器の再検討」『長野県考古学会誌 89』1999年
- 96 長野県考古学会『遺跡と遺物』信濃毎日新聞社 1982年
- 97 長野市教育委員会『宮崎遺跡』1988年
- 98 家根祥多・中村豊「長野市宮崎遺跡の発掘調査」(信濃史学会『信濃』Ⅲ48-4) 1996年
- 99 家根祥多ほか『長野市宮崎遺跡第1～5次調査概報』立命館大学文学部 2000年
- 100 松本市教育委員会『長野県松本市エリ穴遺跡－発掘調査報告書－』2017年ほか
- 101 戸倉町教育委員会『円光房遺跡』1990年
- 102 通商産業省工業技術院地質調査所『中野地域の地質』1992年
- 103 長野県川上村教育委員会『史跡大深山遺跡保存活用計画書』2021年
- 104 長野県飯田市教育委員会『史跡恒川官衙遺跡保存活用計画』2016年
- 105 文化庁文化財部記念物課監修『発掘調査のてびき－整理・報告書編』2010年
- 106 文化庁文化財保護部『埋蔵文化財発掘調査の手びき』1966年

【引用・関連法令】

文化財保護法

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(中略)

四 貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(中略)

3 この法律の規定(第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第四号、第 153 条第 1 項第七号及び第八号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

第 2 款 管理

(管理方法の指示)

第 30 条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第 31 条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者

(以下この節及び第 12 章において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上 20 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第 1 項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第 32 条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、20 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上 20 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第 3 項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、20 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第 32 条の 2 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理(当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定には、第 28 条第 2 項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第 12 章において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は回避してはならない。

6 管理団体には、第 30 条及び第 31 条第 1 項の規定を準用する。

第 32 条の 3 前条第 1 項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第 3 項及び第 28 条第 2 項の規定を準用する。

第 32 条の 4 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第 33 条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から

10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(中略)

(管理又は修理の補助)

第 35 条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第 1 項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第 36 条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第 3 項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第 37 条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前 2 項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第 35 条第 3 項の規定を準用する。

(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

(中略)

(現状変更等の制限)

第 43 条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第 1 項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用

する。

(中略)

第 6 款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第 56 条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 1 項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

(中略)

第 6 章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第 92 条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第 93 条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地

(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「30 日前」とあるのは、「60 日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第 1 項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第 94 条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第 97 条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第 1 項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前 2 項の場合を除き、第 1 項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 4 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(中略)

(地方公共団体による発掘の施行)

第 99 条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第 1 項の規定によ

り発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(中略)

(提出)

第101条 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとして認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第103条 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(中略)

(遺失物法の適用)

第108条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第7章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

(中略)

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第111条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

(中略)

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若し

くは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

(中略)

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第12章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

(中略)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第 126 条 前条第 1 項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第 184 条第 1 項の規定により前条第 1 項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(中略)

(管理団体による買取りの補助)

第 129 条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第 35 条第 2 項及び第 3 項並びに第 42 条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第 130 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第 131 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対

しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第 1 項の規定により立ち入り、調査する場合には、第 55 条第 2 項の規定を、前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(中略)

第 168 条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(中略)

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第 1 項第一号及び前項の場合には、第 43 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項並びに第 125 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第 1 項第一号又は第 2 項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(中略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第 184 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第 35 条第 3 項(第 36 条第 3 項(第 83 条、第 121 条第 2 項(第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。))及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 37 条第 4 項(第 83 条及び第 122 条第 3 項で準用する場合を含む。)、第 46 条の 2 第 2 項、第 74 条第 2 項、第 77 条第 2 項(第 91 条で準用する場合を含む。)、第 83 条、第 87 条第 2 項、第 118 条、第 120 条、第 129 条第 2 項、第 172 条第 5 項及び第 174 条第 3 項で準用する場合を含む。))の規定による指揮監督

二 第 43 条又は第 125 条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

(中略)

(書類等の経由)

第 188 条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第 189 条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(中略)

第 13 章 罰則

(中略)

第 196 条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 30 万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2 年以下の懲役若しくは禁錮又は 20 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第 197 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

一 第 43 条又は第 125 条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第 96 条第 2 項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

一 第 39 条第 3 項 (第 186 条第 2 項で準用する場合を含む。) で準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第 98 条第 3 項 (第 186 条第 2 項で準用する場合を含む。) で準用する第 39 条第 3 項で準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第 123 条第 2 項 (第 186 条第 2 項で準用する場合を含む。) で準用する第 39 条第 3 項で準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第 199 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第 193 条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第 200 条 第 39 条第 1 項 (第 47 条第 3 項 (第 83 条で準用する場合を含む。)、第 123 条第 2 項、第 186 条第 2 項又は第 187 条第 2 項で準用する場合を含む。)、第 49 条 (第 85 条で準用する場合を含む。)) 又は第 185 条第 2 項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、30 万円以下の過料に処する。

第 201 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第 36 条第 1 項 (第 83 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)) 又は第 37 条第 1 項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

二 正当な理由がなくて、第 121 条第 1 項 (第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)) 又は第 122 条第 1 項の規定による史跡

名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

(中略)

第 202 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第 45 条第 1 項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

(中略)

五 第 54 条 (第 86 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 55 条、第 68 条 (第 90 条第 3 項及び第 133 条で準用する場合を含む。)、第 130 条 (第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 131 条又は第 140 条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第 92 条第 2 項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

七 正当な理由がなくて、第 128 条第 1 項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第 203 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

一 第 28 条第 5 項、第 29 条第 4 項 (第 79 条第 2 項で準用する場合を含む。)、第 56 条第 2 項 (第 86 条で準用する場合を含む。)) 又は第 59 条第 6 項若しくは第 69 条 (これらの規定を第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。)) の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者

二 第 31 条第 3 項 (第 60 条第 4 項 (第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。))、第 80 条及び第 119 条第 2 項 (第 133 条で準用する場合を含む。)) で準用する場合を含む。、第 32 条 (第 60 条第 4 項 (第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。))、第 80 条及び第 120 条 (第 133 条で準用する場合を含む。)) で準用する場合を含む。、第 33 条 (第 80 条、第 118 条及び第 120 条 (これらの規定を第 133 条で準用する場合を含む。)) 並びに第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 34 条 (第 80 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 43 条の 2 第 1 項、第 61 条若しくは第 62 条 (これらの規定を第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。))、第 64 条第 1 項 (第 90 条第 3 項及び第 133 条で準用する場合を含む。))、第 65 条第 1 項 (第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。))、第 73 条、第 81 条第 1 項、第 84 条第 1 項本文、第 92 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 115 条第 2 項 (第 120 条、第 133 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。))、第 127 条第 1 項、第 136 条又は第 139 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第 32 条の 2 第 5 項 (第 34 条の 3 第 2 項 (第 83 条で準用する場合を含む。))、第 60 条第 4 項及び第 63 条第 2 項 (これらの規定を第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。)) 並びに第 80 条で準用する場合を含む。)) の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

文化財保護法施行令

(昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号) 最終改正：平成 27 年 12 月 21 日政令第 418 号

内閣は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条の 3 第 1 項、第 80 条の 2 及び第 83 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和 50 年法律第 49 号）附則第 10 項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第 5 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理及び法第 94 条第 1 項又は第 97 条第 1 項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

（中略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域内（法第 115 条第 1 項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 2 年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第一号の第一種低層

住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修あつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形

状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管又、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除去（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。））が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

7 第 4 項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（後略）

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号) 最終改正：平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 11 号

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 80 条の規定を実施するため、同法第 15 条第 1 項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)

第 125 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第 184 条第 1 項第二号及び文化財保護法施行令(昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。))第 5 条第 4 項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第 2 条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外

の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第 2 項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第 3 条 法第 125 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第 184 条第 1 項第二号及び令第 5 条第 4 項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第 4 条 法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第 5 条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第 168 条第 1 項第一号又は第 2 項の規定による同意を求めようとする場合には第 1 条及び第 2 条の規定を、法第 168 条第 1 項第一号又は第 2 項の規定による同意を受けた場合には第 3 条の規定を準用する。

2 法第 168 条第 3 項で準用する法第 125 条第 1 項ただし書の規定により現状変更について同意を求めるときを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第 6 条 令第 5 条第 4 項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

137

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。(後略)

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

平成 12 年 4 月 28 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 5 条第 4 項第 1 号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

（中略）

(2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 125 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第 5 条第 4 項第 1 号イ関係

(1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める建築面積をいう。

(2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から 2 年を超える場合

③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第 5 条第 4 項第 1 号ロ関係

(1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第 5 条第 4 項第 1 号ハ関係

(1) 「工作物」には、次のものを含む。

① 小規模建築物に附属する門、生け垣又は塀
② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

(2) 「道路」には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第 5 条第 4 項第 1 号ニ関係

(1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 115 条第 1 項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第 5 条第 4 項第 1 号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
 - (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
 - (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 6 令第5条第4項第1号へ関係
- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の

許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令第5条第4項第1号ト関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

（中略）

Ⅲ その他

この裁定は、平成28年4月1日から適用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

（昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号）最終改正：平成17年3月28日文科科学省令第11号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第74条第3項で準用する同法第31条第3項の規定並びに同法第75条で準用する同法第32条及び第33条の規定に基づき、並びに同法第75条で準用する同法第32条第1項及び第33条並びに同法第82条の規定を実施するため、同法第15条第1項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（中略）

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第3条 法第120条で準用する法第32条第1項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
 - 七 変更の年月日
 - 八 変更の事由
 - 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

（中略）

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第5条 法第120条で準用する法第32条第3項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所

七 変更の年月日

八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物とその保存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第7条 法第115条第2項（法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第1項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち30日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号) 最終改正：平成 17 年 3 月 28 日 文部科学省令第 11 号

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 80 条の 2 第 1 項(同法第 90 条第 2 項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)

第 127 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及

び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第 2 条 前条第 1 項の届出の書面又は同条第 2 項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。(終了の報告)

第 3 条 法第 127 条第 1 項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。(復旧の届出を要しない場合)

第 4 条 法第 127 条第 1 項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第 118 条又は第 120 条で準用する法第 35 条第 1 項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第 122 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第 125 条第 1 項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第 5 条 法第 167 条第 1 項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第 1 条から第 3 条までの規定を準用する。

2 法第 167 条第 1 項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第 168 条第 1 項第一号又は第 2 項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第 169 条第 1 項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 7 号) 最終改正：平成 27 年 9 月 11 日 文部科学省令第 30 号

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 15 条第 1 項及び第 72 条第 1 項(同法第 75 条及び第 95 条第 5 項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)

第 115 条第 1 項(法第 120 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行う

140

た都道府県又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第 1 項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第 2 条 法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第 3 条 前条第 1 項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要が

あるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第4条 法第115条第1項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、13センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは30センチメートル以上とするものとする。

3 第1項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を影

るものとする。

4 第1項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第5条 第1条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第6条 法第115条第1項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

書名 史跡佐野遺跡保存活用計画書

編集・発行 山ノ内町教育委員会
〒381-0498
長野県下高井郡山ノ内町大字平穩 3352-1
電話 0269-38-0373
E-mail : shogai@town.yamanouchi.lg.jp

発行日 令和 8 年 (2026 年) 3 月